

발간등록번호

51-6110000-001655-01



다시 뛰는
공정도시 서울

2022

ソウル生活のご案内





ソウル生活のご案内



CONTENTS

01 出入国



外国人総合案内センター	08
出入国管理事務所	09
ビザ	09
在留	10
外国人登録	11
在外同胞	14
出国	16
Q&A	16

03 交通



交通カード	34
地下鉄	36
市内バス	38
タクシー	40
自転車	41
高速バス	44
鉄道・飛行機	45
遺失物の探し方	45
Q&A	46

02 住居



住居の種類	20
賃貸借契約	21
引越し	21
電気・ガス・水道	22
ゴミ出し	23
Q&A	30

04 教育



教育制度	48
教育機関	49
韓国語教育	54
Q&A	56

ソウル活のご案内

05 医療



韓国の医療システム	58
外国人のための医療サービス	62
健康保険制度	68
Q&A	70

07 運転



運転免許	80
交通事故	86
自動車登録及び抹消	87
レンタカー及びカーシェアリング	91
オートバイ	92
Q&A	93

06 就業・労務



外国人の就業活動	72
在留資格別就業手続き	72
許可を受けて就業できる在留資格	74
労働法	75
4大保険	76
外国人労働者のための支援及び情報センター	76
就業及び雇用サイト	77
Q&A	78

08 通信・金融



通信サービス	96
金融サービス	100
Q&A	102

CONTENTS

09 レジャー



ソウルの公園	104
スポーツ施設	106
文化財及び文化施設	107
ソウル観光	113
ソウルの昔ながらの市場	113
各国のスーパー	115
ボランティア活動	116
Q&A	117

11 DIRECTORY



病院	132
保健所	133
図書館	135
銀行	136
韓国にある外国の文化院	136
地下鉄路線図	137
外国人住民支援機関	138
各国駐韓大使館	140
区庁情報	145
暮らしに役立つ連絡先	146
緊急連絡先	147

10 行政



国際結婚	120
国際離婚	122
出生及び死亡届出	123
印鑑	123
税金	124
禁煙政策	126
ペット	127
法と秩序	128
Q&A	130



01 出入国

- ① 外国人総合案内センター
- ② 出入国管理事務所
- ③ ビザ
- ④ 在留
- ⑤ 外国人登録
- ⑥ 在外同胞
- ⑦ 出国
- ⑧ Q&A

01 外国人総合案内センター

外国人総合案内センターでは、出入国・在留・国籍・投資・雇用など、外国人が韓国で暮らすうえで必要とする行政上、生活上の総合的な相談サービスを、多言語で対応している。

1345 外国人総合案内センター

外国人総合案内センターって何ですか？



出入国・在留・国籍・投資・雇用など、外国人が韓国で暮らすうえで必要とする行政上、生活上の総合的な相談サービスを多言語で対応している。

利用方法について教えてください。



局番無し **1345**
海外からのご利用の場合
82-1345 / 82-2-6908-1345-6



FAX **1577-1346**
02-2650-4550

「1345外国人総合案内センター」は昼間(09:00～18:00)は韓国語・英語・中国語など20か国語*、夜間(18:00～22:00)は韓国語・中国語・英語の三か国語で相談サービスを提供している。

*20か国語

韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語・ベトナム語・タイ語・モンゴル語・インドネシア語・フランス語・ベンガル語(バングラデシュ)・ウルドゥー語(パキスタン)・ネパール語・クメール語(カンボジア)・ミャンマー語・ドイツ語・スペイン語・タガログ語(フィリピン)・アラビア語・シンハラ語(スリランカ)

どのようなサービスが受けられますか。



雇用主・結婚移住者・在留外国人は誰でも、入国に関する業務全般(在留・国籍・投資・ビザ業務など)にわたってサービスが受けられます。

02 出入国管理事務所

出入国管理事務所では、外国人の入国・在留・ビザ関連の業務を担当している。出入国関連の手続きをするためには住居地の管轄区域を調べ必要書類を準備して出入国・外国人政策本部HiKoreaホームページ (www.hikorea.go.kr)にて窓口訪問の予約をしなければならない。

管轄区域

- ① **ソウル出入国管理事務所**：ヨンサン(龍山)、ソンドン(城東)、クァンジン(広津)、トンジャク(銅雀)、クァナク(冠岳)、ソチョ(瑞草)、カンナム(江南)、ソンパ(松坡)、カンドン(江東)、キョンギド(京畿道)(アニヤン<安養>、クァチョン<果川>、ソンナム<城南>、ハナム<河南>)
- ② **ソウル出入国管理事務所・セジョンノ(世宗路)出張所**：ウンピョン(恩平)、チョンノ(鍾路)、チュング(中区)、ソンプク(城北)、トンデムン(東大門)、チュンナン(中浪)、カンブク(江北)、トボン(道峰)、ノウオン(蘆原)
- ③ **ソウル南部出入国管理事務所**：ソデムン(西大門)、マポ(麻浦)、ヨンドウンポ(永登浦)、カンソ(江西)、ヤンチョン(陽川)、クロ(九老)、クムチョン(衿川)、キョンギド(京畿道)(クァンミョン<光明>)

03 ビザ

大韓民国を訪問する者は、就業・旅行・学業等、訪問の目的に沿ったビザを取得しなければならない。また、ビザはパスポートに貼付する必要がある。ビザを取得した場合でも大韓民国への入国が拒否されることもある。

① 在留資格別ビザの種類

外交(A-1)・公務(A-2)・協定(A-3)・短期就業(C-4)・教授(E-1)・会話指導(E-2)・研究(E-3)・技術指導(E-4)・専門職業(E-5)・芸術興行(E-6)・特定活動(E-7)・非専門就業(E-9)・船員就業(E-10)・観光就業(H-1)・訪問就業(H-2)・一時取材(C-1)・短期訪問(C-3)・文化芸術(D-1)・留学(D-2)・技術研修(D-3)・一般研修(D-4)・取材(D-5)・宗教(D-6)・駐在(D-7)・企業投資(D-8)・貿易経営(D-9)・訪問同居(F-1)・居住(F-2)・同伴(F-3)・在外同胞(F-4)・永住(F-5)・結婚移住(F-6)・その他(G-1)

② ビザ取得方法

■申請・発給場所：大韓民国大使館または領事館

⇒ 特定の場合、出入国管理事務所または出張所(セジョンノ・ウルサン(蔚山)・トンヘ(東海)・ソクチョ(東草))がビザ発給認定書(またはビザ発給認定番号)を発給している。

■**提出書類**：パスポート・ビザ発給申請書・各在留資格別提出書類(詳しくはwww.hikorea.go.krでご確認ください。)

■**ビザ発給手数料**：在留期間により異なるが、4万～9万ウォン位である。

04 在留



外国人向け電子政府システム「Hi, Korea!」で書類の発給、窓口訪問の予約(必須)などが可能である。当日の窓口訪問の予約は不可。在留延長許可の場合、在留満了日の4か月前から窓口訪問の予約が可能。予約の取り消しは訪問予定日の1日前まで可能である。

Hi KOREA @ [WWW.HIKOREA.GO.KR](http://www.hikorea.go.kr)

1 在留期間

短期滞在：90日以下/長期滞在：91日以上/永住：10年

※長期滞在及び永住の場合、入国日より90日以内に外国人登録または韓国内居所届出の必要がある。

2 入国初期の人向けのプログラム

大韓民国では、入国初期の外国人がスムーズに韓国での生活に慣れることができるような様々なプログラムを運営している。プログラムに関する詳しい情報・申請は法務部の社会統合情報網(www.socinet.go.kr)で確認できる。

■早期適応プログラム

- 対象者：長期滞在しようとする外国人
- 教育時間：2～3時間
- 講義言語：韓国語・中国語・ベトナム語・英語・ロシア語・日本語・モンゴル語・フィリピン語・カンボジア語・タイ語・フランス語・インドネシア語・ネパール語

■社会統合プログラム(KIIP：KOREA IMMIGRATION & INTEGRATION PROGRAM)

- 対象者：移住者及び韓国に定着を予定している外国人
- カリキュラム：韓国語と韓国文化課程 ⇨ 基礎15時間、第1段階から第4段階までそれぞれ100時間「韓国社会の理解」⇨ 5段階過程で基本70時間、上級30時間

③ その他のご案内

区分	対象	申請期間	申請方法
在留期間更新	許可を受けた在留期間を超過して在留し続けようとする外国人	在留期間満了4ヶ月前から満了日までの間、申請を完了しなければならない。	本人または代理人が住所地管轄の出入国管理事務所にて在留資格別必要書類を提出。
在留資格変更	現在の在留資格に該当する活動を中止し別の在留資格に該当する活動をはじめようとする外国人	別の在留資格に該当する活動を行う前に住所地管轄の出入国管理事務所において資格変更許可を受けなければならない。	
在留資格の付与	大韓民国の国籍を喪失し、または大韓民国で生まれた者、在留資格のない状態で在留している時に新しい在留資格を付与された外国人	申請対象者は在留資格取得事由の発生日より30日以内に在留資格付与を申請しなければならない。在留資格を取得しなければならない外国人がその事由が発生した日より30日以内に出国する場合は在留資格の付与を受けずに出国することができる。(国内で出生した方は90日以内)	

05 外国人登録



大韓民国に入学した日より90日を超過し長期滞在しようとする外国人は外国人登録証の発給を受けなければならない。登録を済ませた外国人は国民健康保険に加入することができる。その子女は大韓民国またはインターナショナルスクールに入学することができる。外国人は外国人登録証を常に携帯しなければならない。

① 申請対象

- 大韓民国に91日以上在留しようとする外国人
- 大韓民国国籍を喪失し外国国籍を取得した者
- 在留資格の付与を受けた日より91日以上滞在しようとする大韓民国で出生した外国人

※外国人登録免除対象

- 外交・公務・協定の在留資格者及びその家族(A-1、A-2、A-3)
- 6か月未満の間滞在しようとするカナダ国民の内、次の在留資格の一つに該当する活動を行おうとする者
：文化/芸術(D-1)・宗教(D-6)・訪問同居(F-1)・同伴(F-3)・その他(G-1)
- 外交・産業・国防上、重要な業務に従事する者及びその家族、その他法務部長官が特別外国人登録を免除する必要があると認めた外国人

2 登録期間

- **91日以上滞在しようとする外国人**：入国日より90日以内
- **在留資格の付与または変更許可を受けた外国人**：許可を受けた時

3 登録の手続き及び登録証の受領方法

外国人登録の申請人は以下の書類をもって住所地管轄の出入国管理事務所または出張所に提出しなければならない。

- 外国人登録申請書、パスポート・カラー写真1枚(3.5cm×4.5cm)、在留資格別提出書類、手数料3万ウォン
- 外国人登録有効期間は1年であり有効満了日前に更新する必要がある。
- 住居地契約書に必要な書類はビザの種類により異なる。
- 登録証の受け取りは申請場所または郵便で受け取ることができる。発給を受けるまでは、約4週間かかる。

※出入国管理事務所を訪れる前に「Hi, Korea!!」ホームページ(www.hikorea.go.kr)で必ず事前に窓口訪問の予約をする必要がある。

4 各種届出の義務

外国人には様々な届出が義務付けられている。義務不履行の場合、罰金または料金が科せられまたは処罰されることもあるので、注意が必要である。

※外国人登録事項変更届出の義務

外国人登録を行った外国人は以下の届出事由のいずれかに該当する場合、出入国管理事務所へ外国人登録事項変更を届け出なければならない。

■届出・方法

- 氏名・性別・生年月日・国籍の変更、またはパスポート番号・発給日・有効期間などに変更がある場合
- 文化/芸術(D-1)・留学(D-2)・一般研修(D-4)・取材(D-5)・宗教(D-6)・駐在(D-7)・企業投資(D-8)・貿易経営(D-9)の資格を有する外国人の所属団体または団体名称が変更された場合
- 届出期間：上記の届出事由が発生した日より14日以内
- 届出方法：本人または代理人が管轄の出入国管理事務所に必要な書類を提出

●提出書類：旅券、外国人登録証、外国人登録事項変更届、変更事項の立証書類

■住居地変更届出の義務

外国人登録者が住居地を変更した場合、必ず転入日より14日以内に新しい住居地の市・郡・区庁、邑・面・洞事務所または管轄の出入国管理事務所に住居地の変更届出を行わなければならない。

●提出書類：旅券、外国人登録証、住居地変更届、住居地の立証書類

■雇用主の届出の義務

外国人労働者の雇用主または外国人産業研修業者の代表は、以下の届出の事由が発生した場合、発生日より15日以内に出入国管理事務所に届出を行わなければならない。

■届出の事由

- 外国人労働者を解雇した場合、または外国人労働者が退職あるいは死亡した場合
- 雇用した外国人の所在が分からなくなった場合
- 雇用契約の重要な内容を変更した場合

例)雇用契約期間の変更、勤務先の名称変更、雇用主または勤務先所在地の変更、労働者を別の事業場へ派遣(派遣事業場の変更)した場合、雇用した外国人が出入国管理法及びその他の関連規定に違反した場合

■外国人留学生の届出の義務

登録事項変更、在留期間更新、住居地の変更等は留学生本人または代理人が行うことができる。

- 届出期間：届出の事由が発生した場合、その事実を知った日より14日以内に届出を行わなければならない。

※アルバイトをしようとする留学(D-2)、語学研修(D-4-1)ビザを有する留学生は

出入国管理事務所の許可を受けなければならない。認められる分野は、専攻科目と密接な関係にあると認められる職種、社会通念上学生が通常行うことのできる範囲内の職種、就業制限分野でないその他単純労務分野、販売員、食堂の店員、イベントサポーターなどが可能である。在留期間の範囲内で最長1年間認められる。詳しくは(p.62)を参照。

■外国人登録証の返納の義務

以下の事由の内いずれかに該当する場合、必ず出入国管理事務所に外国人登録証を返納しなければならない。

●返納の事由

- 外国人登録者が最終的に出国する際
- 外国人登録者が自分の国籍を放棄し大韓民国で国籍を取得する場合
- 外国人登録者が死亡した場合
- 外国人登録者が外国人登録免除対象に該当する場合

•返納時期

- 完全に大韓民国を出国する者は出国の際
- 外国人登録者が大韓民国の国籍を取得した場合、取得日より30日以内に大韓民国国籍取得証明書及び外国籍喪失証明書と併せて提出
- 外国人登録者が死亡した場合、死亡事実を確認した日より30日以内に診断書、検案書またはその他死亡処理証明書と一緒に提出

■結核検診の義務

結核高危険国の国民がビザを申請し、または韓国で在留資格変更、在留期間更新などを申請する場合、結核診断書を一緒に提出しなければならない。A-1、A-2、A-3の在留資格、満6歳未満の小児の場合は免ぜられる。結核検診は保健所で可能であり、結核診断書の有効期間は3か月である。

※結核高危険国

ネパール、東ティモール、ロシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、ウズベキスタン、インド、インドネシア、中国、カンボジア、キルギスタン、タイ、パキスタン、フィリピン、ラオス、カザフスタン、タジキスタン、ウクライナ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドバ共和国、ナイジェリア、南アフリカ、エチオピア、コンゴ民主共和国、ケニア、モザンビーク、ジンバブエ、アンゴラ、ペルー、パプアニューギニア

06 在外同胞

在外同胞とは、「在外国民」と「外国籍同胞」の両方を含む。在外国民とは大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者または永住の目的で外国に住む者をいう。外国籍同胞とは大韓民国の国籍を有したことがあり、あるいはその直系卑属として外国籍を取得した者の内、一定の条件を満たす者をいう。短期間外国に住む者は、在外同胞とみなさない。

① 居所の届出

- 居所とは30日間以上居住する目的で滞在する場所のことをいう。居所の届出は選択事項ではあるが、届出を行った者に限り優遇されることがある。
- 在外国民の場合、国内外において30日以上居住する目的で出入国する場合、邑・面事務所、住民センターで転入届を行うことで在外国民住民登録証の発給が受けられる。
- 在外国民住民登録証は海外へ移住しても住民登録は維持され大韓民国の国民の身分となるため金融、不動産取引等、経済活動を行う上で便利である。

② 届出期間

- 届出期間は特に設けられていないが外国籍同胞が国内居所届出を行っていない場合は入国日より90日以内に外国人登録を行わなければならない。
- 在外同胞(F-4)資格の付与または変更許可を受けた者は許可を受けてすぐ国内居所の届出を行わなければならない。

③ 国内居所の届出の利点

- 国内居所の届出を行った場合、在外同胞に在外国民及び外国籍同胞のための居所証の発給を受けられる。国内居所証は外国人登録証のように身分証として使うことができる。
- 居所の届出を行った在外同胞は不動産の取引、金融及び外国為替取引、健康保険、年金、国家有功者・独立有功者とその家族への補償金の給付など様々な活動上の利便性の提供を受けることができ在留期間中は再入国許可がなくても出入国ができる。
- 居所の届出を行った在外同胞は、単純労務活動及び射幸行為を除き、国内のすべての就業活動が認められる。

④ 届出の方法及び提出書類

当事者が管轄の出入国管理事務所に以下の書類を提出し届出を行う。

提出書類(共通)		居所の変更届出の際、提出書類
在外国民	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポートまたは外国人入国許可書及び旅券の写し(個人情報、写真面) ・写真1枚(3.5cm×4.5cm) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在外国民の国内居所届 ・基本証明書 ・家族関係証明書(家族関係の確認が必要な者) ・住民登録抹消者謄本(海外で出生した永住権者は除く) ・居住国の永住権の写しまたは居住目的の長期滞在資格の取得を証明できるその他の書類
外国籍同胞		<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍同胞の国内居所届 ・国籍を喪失し、閉鎖された基本証明書(2008.1.1以降、閉鎖された場合)、国籍喪失が記された除籍謄本(2008.1.1以前に除籍された場合)、国籍喪失届の受付証(在外公館が発給)

※審査過程において必要または不要と認められた場合、提出書類は追加・免除されることがある。

⑤ 在外同胞の居所の転入届

国内居所届出を終えた在外同胞が居所を移転する場合、移転日より14日以内に新しい居所の所在地の市・郡・区庁、または新しい居所を管轄する出入国管理事務所に変更事項を届け出なければならない。

※居所変更の届出の際の提出書類

パスポート及び国内居所届、国内居所の転入届、居所移転の立証書類

6 在外同胞の居所申告証の返納

在外同胞は以下の事由に該当する場合、必ず本人の居所申告証を出入国管理事務所または出張所に返納しなければならない。

- 外国籍同胞が大韓民国の国籍を取得した場合
- 外国籍同胞が在外同胞の在留資格を喪失した場合
- 在外同胞が国内で死亡した場合
- 外国籍同胞が在外同胞在留資格の在留期間中に再入国の予定なく出国する場合

※上記の事由の発生日より14日以内に居所申告証を返納しない場合、料金が科せられる。

07 出国

- 有効なパスポートを所持した外国人は、自由に出国することができる。与えられた在留期間後に出国する場合には、出入国管理事務所の所定の手続きを経なければならない。ただし、犯罪行為の容疑者である場合、抑留または強制送還されることがある。
- 永久出国する外国人は、出国審査の際、外国人登録証を返納しなければならない。出国が禁止された外国人は居住及び活動の範囲が制限されることがあり、出国期間満了後も在留中の外国人は強制退去または刑事処罰を受けることになる。出国禁止命令を受けた外国人は、命令を受けた日より10日以内に法務部に異議申立書を提出することができる。

※詳しくは☎1345またはHi, Korea!! (www.hikorea.go.kr)で確認することができる。

Q & A

Q 再入国許可について教えてください。

出国期間が1年以下の場合、再入国許可が免除されます。1年が経過した後入国する場合、再入国許可が必要です。

※G-1ビザは一律基準の適用対象でないため出入国管理事務所に事前の確認が必要です。

- Q** 在留期間が間もなく満了となりますが出国の準備をしていません。
出国のための在留期間延長許可はどのぐらい受けられますか。

出国のための在留期間延長許可は在留満了日より30日以内に受けられます。延長の際の必要書類は、30日以内に出国する有効な航空券、外国人登録証、旅券です。在留期間延長申請は在留期間満了日前日までのみ可能です。

- Q** 出国期間満了後、空港で出国審査を受ける時、外国人登録証を返却しなければならぬと聞きました。ところが出国の2日前に登録証を紛失しました。

外国人登録証を返却しない場合、過料が発生することがあります。原則的に外国人登録証の発給を受けなければならないのですが出国日があまり残っていない場合は管轄の出入国管理事務所に外国人登録証の再発給申請をしその際に受け取った再発給申請受付証を提出することで返却に代替することができます。

- Q** D-6(宗教ビザ)在留資格の宣教師が宗教活動を続けながら外国語学校で外国語の会話を指導しようとする場合、別に出入国管理事務所の許可が必要ですか。

職場で同僚を対象にする会話指導や学校、宗教など社会福祉施設、または住民センター等でボランティア活動(非営利、無償)の会話指導は別に許可を受けなくても可能です。ただし、宗教活動より会話指導活動を主に行いまたは外国語学校の講師として営利活動を行うためにはD-6ビザではなく新しいビザの発給を受けるために再入国の手続きを踏む必要があります。

- Q** 外国人登録証の発給を申請した後、個人の事情により直接受け取ることができなくなりました。その場合、どのようにすれば良いですか。

本人が外国人登録証を直接受領できない場合、代理の受領が可能です。当事者は委任状を作成して代理人に渡し代理人は外国人登録証を受領する際それを提出しなければなりません。郵便で受領を希望する場合、出入国管理事務所において受付が可能です。郵便料金は本人負担となります。





02 住居

- ① 住居の種類
- ② 賃貸借契約
- ③ 引越し
- ④ 電気・ガス・水道
- ⑤ ゴミ出し
- ⑥ Q&A

01 住居の種類

1 アパート

それぞれ独立した世帯が集まっている5階以上の共同住宅。団地内に便利施設、商店街、共用駐車場があり管理人が常駐する。毎年、電気・水道・ガスの料金など、公共料金が含まれた管理費を支払う。

2 オフィステル(住居用)

オフィス(Office)とホテル(Hotel)の合成語であるオフィステルは住居施設が備えられた事務室のことをいう。建築法上、業務施設に分類されるが生活の利便性のために家具や家電などが備え付けになっておりビジネスマン、一人暮らしの人が好む住居タイプである。ほとんどのオフィステルは共用駐車場が備えられており、アパートと同様、毎月管理費を支払う。

3 一軒家

個人が所有する土地に建てられた一戸建て家屋のことをいう。特別な理由のない限り所有者は1人または2人(共同名義)の場合がほとんどである。

4 連立・多世帯住宅

西洋式マンションタイプの連立住宅は、二世帯以上の住宅が集まっている4階以下の共同住宅のことをいう。多世帯住宅とは、1つの建物の中に多世帯が暮らせるように建てられた住宅のことをいう。

5 ワンルーム

ワンルームは、オフィステルに類似した住居タイプではあるが規模は小さい。構造によってキッチンと区別されたキッチン独立型と一体型に分けられる。オフィステルに比べ賃料がリーズナブルなので大学の周辺に密集している。

6 下宿

保証金がなく、賃料のみ支払って住むことができる。賃料の中に住居費、公共料金、朝夕の食事代が含まれている。数人が一つ屋根の下で暮らすタイプで、キッチン、リビング、トイレなどが共同スペースとして使われる。家主が常駐し、主に大学周辺に密集している。

7 コシウォン(考試院)

保証金や賃料が最も安い住居タイプで1人基準で非常に狭いスペースになっている。キッチン、トイレ、シャワールームなどを共同で使用し炊事が可能である。ごはん、卵、キムチなどの基本の食材は提供される。

02 賃貸借契約

① チョンセ(伝賃、保証金制度)

- チョンセとは家主に一定の金額を保証金の形で預け1~2年の賃貸契約を結んでから家を使う制度である。契約の際、チョンセ代金の10%を契約金として支払い入居の際に残金を支払う。
- 入居者は賃借期間中、入居当時の住宅の状態を維持する必要がある内部のインテリア工事を行う場合、事前に必ず家主の同意を求めなければならない。
- 契約の終了後、家主は入居者にチョンセの契約金全額を返さなければならない。

② ウォルセ(月払いの賃貸住宅)

- ウォルセとは1~2年の賃貸借契約の後、所定の保証金を支払い毎月家賃(ウォルセ)を支払う制度のことを言う。保証金は月々支払うウォルセの10~20倍が一般的である。
- 通常、保証金の10%を契約金として支払い入居の際、残額を支払う。ただし、契約者が途中契約を解除する場合、契約金は払い戻しを受けることはできない。家主が契約を破棄した場合は契約金の2倍を契約者に支払わなければならない。
- 保証金は契約終了後、全額返してもらうことが原則であるがウォルセまたは公共料金が滞るなど特殊状況が発生する場合、その金額の分を保証金から取り除き返してもらうことができる。
- 仲介手数料は住居タイプ、面積、取引金額により異なる。外国語での対応ができる不動産(主に英語・中国語・日本語)のリストはソウル市が運営するソウル不動産情報広場(<http://land.seoul.go.kr>)で確認することができる。

03 引越し

① 引越しの際のご注意

- 入居前、必ず引越し先の家の状態を詳しくチェックする必要がある。きずがある場合、引越しの荷解きをする前に写真を撮って不動産仲介業者または家主に必ず知らせなければならない。
- 自らペイントを塗ったり家の修理をしたりする場合、事前に家主の許可を受けなければならない。
- また引越しをする場合、保証金を受け取ってから鍵を返さなければならない。そうすることにより、後の紛争を事前に防ぐことができる。

引越しの時に準備すべきもの!

公共料金・管理費の納付の確認

電気やガス料金、管理費など各種公共料金を精算ししもの時のために領収証は保管しておこう。

ARS お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス 1588-5788 ・上下水道 120 ・電気料金 123
---------------	---

- 出国の際には管理費をはじめ電気・ガス・水道料金など公共料金を必ず精算し出入国に不利益を被らないよう注意しなければならない。

2 引越しの方法

- コールバン引越し：引越しの荷物が多くない場合、コールバン(6人乗りの乗合タクシー)サービスを利用する方法が最も経済的である。
- 一般引越し：引越しの当事者が直接引越しの荷造りをし荷解きをするタイプで引越し業者とは車両の利用契約のみ結ぶ方法である。この時、引越し荷物を運ぶ人が必要かどうかによって値段が異なるため引越しの規模に合わせて選択できる。
- 包装引越し：引越センターで引越しの荷物を包装・運搬した後、新しく入居した家に整理整頓までしてもらえるタイプ。引越しの当事者は貴重品だけ別に管理し入居の際、家具や家電の場所を支持すればOK。引越しの荷物の大きさ数等により値段が異なり追加費用を負担すると掃除など別のサービスも利用できる。

Tip 黙示の更新とは？

※契約満了日が近づいてくる時、注意すべき点がある。もし契約満了後には居住しないつもりであれば必ず契約期間満了の1か月前に家主に引越しの意思を伝えなければならない。そうでない場合、契約書を新しく作成しなくても契約が自動更新されるという「黙示の更新」が発生する。家主の場合、現在の賃借人と契約の延長意思がない場合、契約満了の2か月前に家を明け渡すように通知し賃借人が引っ越しできる時間を十分与えなければならない。

Tip その他の引越しサービス

- 引越しの日が合わずしばらく引越しの荷物を保管してもらう必要がある場合、海外引越の専門業者の荷物保管サービスを利用することができる。保管日数により保管料金が決まる。
- 新しい家に入居する前に掃除サービスを受けようとする場合、ポータルサイトに「入居掃除」、「引越し掃除」などを入力して検索してみよう。

04 電気・ガス・水道

1 電気

- 家庭用電気の基準となる電圧は220V/60Hzである。海外の電化製品を使用する場合、電圧と周波数を必ず確認してから使う必要がある。毎月使用した電気料金は翌月に通知される。アパートやオフィステルなどの共同住宅の場合、管理費の通知書に合算・請求される。
- 電気料金・納付・加入・故障等に関するお問い合わせは韓国電力公社・24時間電気相談顧客センター(☎123)またはホームページ(www.kepco.co.kr)[韓国語・英語・中国語・フランス語・スペイン語]を利用しよう。

2 ガス

- ソウルは都市ガスが普及しているが都市ガスの設備工事が進められていない地域ではLPガスを

利用することもある。ソウル市の都市ガスは「ソウル都市ガス」が供給する。LPガスを使用する住宅の場合、住居地の近くのガス供給会社に連絡するとガスを配達してもらうことができる。

- 引越し後、都市ガスを利用するためには居住地地域別ガス供給会社に連絡し使用申請をする必要がある。その後、訪問希望日に担当者が訪れ設置してもらうことができる。
- ガスの設置・撤去は危険な作業であるため必ず都市ガス会社の専門家に頼む必要がある。
- 居住地地域別都市ガス会社の情報は都市ガス協会(www.citygas.or.kr)で確認することができる。

3 水道

水道料金は2か月に一度請求される。上水道料金、下水道料金、水の利用負担金が含まれる。各種関連情報は上水道事業本部(☎120, arisu.seoul.go.kr) [韓国語・英語] で確認することができる。

Tip 寒い冬、水道計量器の破裂を防ぐ方法

寒い冬、気温がマイナスに下がると水道計量器が破裂することがある。事前に水道計量器の保護ケースの内部を古布やタオルなどを入れて冷たい外気が入り込まないようにビニールで包んで保護する。また、水道水を使わない時でも少しだけ蛇口を緩め水道管が凍り付くことを防止する。

05 ゴミ出し

1 ゴミの分別・収集

ゴミの分別・収集はペットボトル、紙、ビニール、缶などゴミの種類によって分別して収集されるようになっている。分別すべきゴミでない一般のゴミや生ゴミは市販の「従量制袋」に入れて出す。これによりゴミを出す人が処理費用を負担することになりゴミの量を減らし最大限分別して出すことができるように誘導している。

2 違反の際の過料

ソウル市の25の自治区では、洞別にゴミ出しの曜日・時間が決まっている。それを守らなかった場合、あるいは不法投棄した場合、100万ウォン以下の過料が科せられることがある。さらに一般のゴミや生ゴミを分別して出さない場合も違反の回数によって過料が加重される。(自治区によって異なる)

③ 一般・生ゴミ

区分	種類	ゴミ出し日・時間	ゴミ出しの場所	手数料
一般のゴミ  指定ゴミ袋(一般)	生活ゴミ 鶏・牛などの家畜の骨・貝殻・ニンニクや玉ねぎの皮・使い捨てティーパックなど	ゴミ出し日 自治区により異なる 時間 日没から夜の12時まで	一般住宅 門の前、または収集指定場所 アパート及び共同住宅 団地内のゴミ収集箱	
生ゴミ  従量制封筒(飲食物)	食品、調理の前後の生ゴミ生ゴミ 	指定収集曜日 の夜10時まで	単独住宅及び20世帯以下の住宅 専用のゴミ出し容器(25L)に入れて出す。  20世帯以上の共同住宅 団地内に設置された専用の容器(120L)に入れて出す。 	20世帯以上の共同住宅 毎月、管理費に合算される。

※従量制袋はスーパーやコンビニなどで購入できる。価格は自治区により少し異なる。

Tip 生ゴミに含まれないもの

- ・果物：クルミ・栗・ピーナッツ・どんぐり・ココナッツ・パインアップル等の皮/杏・桃・柿などの種
- ・肉類：動物の骨、羽
- ・海産物：貝・サザエ・アワビ・ハイガイ・ホヤ・牡蠣・ロブスターなどの殻/フグの内臓(卵)
- ・その他：ティーパック、ハーブ・薬草の粉末、玉ねぎの皮、コチュジャンのような刺激の強いもの

4 資源ゴミ

■品目別資源ゴミ

区分	リサイクル可能 (O)	リサイクル不可 (X)
紙類	<p>新聞紙、本、ノート、紙の包装紙、段ボール紙、紙袋、紙の箱、紙または紙パックの表示のあるもの</p> 	<p>ビニールでコーティングされた紙袋・紙コップ</p>
ガラス類	<p>ビール・焼酎瓶など各種酒瓶、炭酸飲料瓶、ガラスの表示のあるもの</p> 	<p>板ガラス、鏡、耐熱処理された食器、乳白色ガラス</p>
鉄スクラップ類	<p>飲み物の缶、スプレー缶、ブタンガス缶、アルミ缶、ステンレス製食器、工具、鉄またはアルミ表示のあるもの</p> 	<p>ペイントの入れ物、油の入れ物または有害物の包装容器</p>
発泡スチロール	<p>家電製品などの緩衝材・包装用品、魚や果物を運ぶための容器、洗ったカップ麺の容器</p>	<p>使い捨ての皿</p>
プラスチック	<p>HDPE、LDPE、PP、PS、PVC、OTHERの表示のあるもの</p> 	<p>筆記用具、ボタンスイッチソケット、おもちゃ、子供用歩行者、電話機、使い捨てカメラ、電気式暖炉</p>
牛乳パック	<p>牛乳パック</p>	
蛍光灯	<p>割れていない蛍光灯、電球</p>	<p>割れた蛍光灯、電球</p>
ビニール袋	<p>ビニール袋(白・黒など、ラーメン袋) HDPE、LDPE、PP、PS、PVC、OTHERの表示のあるもの</p> 	<p>汚れたビニール袋</p>

■ゴミ出しの方法

- 紙・鉄スクラップ・プラスチック・ガラス瓶・ビニール類などの資源ゴミは種類別に分別して集め家の前に出す。
- ビニール類は中身がビニール類だと分かるよう透明なビニール袋に入れてしっかり縛るなどきちんと整えて出す。
- 自治区により収集日が異なるので資源ゴミの収集日を確認し、該当するゴミ出し時間(日没後～夜の12時まで)に出す。



■ゴミ出しの場所

個人住宅の場合、家の前またはゴミ出しの指定場所、アパートの場合、団地内のゴミ収集の指定場所に出す。

■リサイクルセンター&フリーマーケット

区分	運営方法	サイト・連絡先
リサイクルセンター	資源の節約と環境保護のために中古を販売する場所	ヤンチョン区 www.reoffice10.co.kr トボン区 02-902-8272 ソデムン区 www.s8272.co.kr クムチョン・クアナク区 www.jungo7282.co.kr トンデムン区 www.dm8272.co.kr
救世軍 希望の分かち合い	個人、企業から物品の寄贈を受け低価格で販売	www.nanumistore.org [韓国語・英語] 寄贈及び後援に関するお問い合わせ ☎ 02-365-7084 / 1588-1327
アルムダウンカゲ (美しい店)	新品または中古の寄贈を受け修理した後、低価格で販売	www.beautifulstore.org [韓国語・英語] ☎ 02-3676-1009 / 1577-1113
トゥクソムアルムダウン 分かち合いの フリーマーケット	市民が参加し、リサイクルと分かち合いの精神を实践する場所 ・7号線・トゥクソムユウォンジ駅2・3番出口	www.flea1004.com [韓国語・英語] ☎ 02-1899-1017
ソウル フリーマーケット	昔ながらのフリーマーケットとチョングゲチョン(清溪川)が調和し、ソウル市民だけでなく韓国内外の観光客が多く訪れる。 ・1・2号線・シンソルドン駅9番出口から100m先	www.pungmul.or.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]
イテウォン(梨泰院) 中古家具街	外国人が使用した中古家具を低価格で販売 ・号線・イテウォン駅3・4番出口の間	

⑤ 粗大ゴミ

粗大ゴミとは家具・家電などゴミの従量制袋に入らない大きなゴミのことを言う。

区分	対象品目
家具類	クローゼット、タンス、本棚、引き出し、机、ベッド、ソファ、流し台など
原型が毀損された製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの廃家電
原型が保たれた製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、1m以上の廃家電

※アイロン、掃除機のような小型家電は1つだけ出すことができないため5つ以上または上の表の対象品目を出す際に一緒に処分する。

■粗大ゴミ出しの申請・方法

•インターネットによる申請



※ゴミ出しの申請は管轄の区庁ホームページで可能

•管轄の住民自治センターの窓口で申請

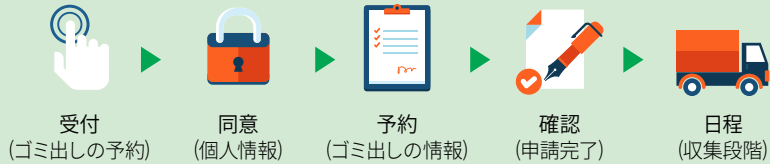


●インターネットによる申請

廃家電の収集予約センターでは、収集者が直接各家庭を訪れ重い廃家電を無償で収集するサービスを実施している。

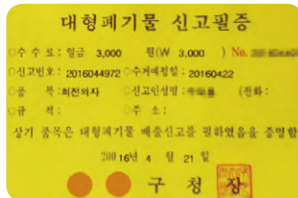
- 廃家電収集予約センター：☎1599-0903(www.15990903.or.kr)
- 収集車の運行時間：平日・休日・祝日 08:00~18:00(18:00以降は別途相談)
- 定休日：毎週土・日曜日、ソルラル(旧正月)・秋夕連休、勤労者の日、1月1日、祝日

無償の訪問収集の手続き



●ゴミ出しの方法

区庁長が発行した「粗大ゴミ申請済証」を付着して出す。



■粗大ゴミの料金

自治区により料金が異なる。申請内容と排出品目が異なる際には、違法投棄とみなされ、収集されない。粗大ゴミの違法投棄の場合、最大20万ウォン以下の過料が科せられる。

6 小型廃棄物



- 携帯電話、アイロン、掃除機などの33種の小型家電のゴミは手数料なく出すことができる。
- 小型家電のゴミは居住地のリサイクル収集日に出すことができる。
- 携帯電話のゴミは販売代理店または洞の住民センター、ウリ銀行の本店などに備えられた専用の収集箱(Green Box)に投函する。

Q & A

Q 引越しをしました。転入届や確定日付を受ける方法について教えてください。

転入届出は引越しの後、14日以内に区庁、邑・面事務所、住民センター、管轄の出入国管理事務所に住所地の変更届を出します。確定日付は転入届出の後、住所地の洞住民センター、登記所において受けることができます。

Q 保証金3百万ウォン、賃料百万ウォンの賃貸借契約を締結するのに不動産仲介手数料はいくら支払えば良いですか。

月払いの賃貸契約の場合、不動産仲介手数料は月払いの賃貸金額に100をかけて保証金を加えた金額が基準となります。この場合、百万ウォン(月払いの賃料)×100+3百万ウォン(保証金)=1億3百万ウォン(賃貸金額)となります。1億以上3億未満の仲介手数料率は0.3%なので、仲介手数料は30万9千ウォンとなります。

Q 契約満了期間が5か月残っている状態で契約を解約したいと思います。家主に支払うべき違約金というものがありますか。

特に補償金の法的規定はありませんが慣例上、家主との協議の上、新しい賃借人を探さなければなりません。その時、家主が支払うべき仲介手数料は現在の賃借人が負担することになっています。現在の賃借人が新しい賃借人を探すことができない場合、賃貸人に契約満了時まで月払いの賃料を払い続けなければなりません。詳しくはソウル不動産情報広場(<http://land.seoul.go.kr>)をご参照ください。

Q 雇用契約が終わりしばらく海外旅行に出かけたいと思っています。その間、引越しの荷物を預けるところがありますか。

地域の引越センターがサービスを提供しています。保管期間、荷物の大きさなどにより価格が異なり物品の運搬に必要なトラックの貸出サービスもいっしょに要請しましょう。一か月の保管料はおおよそ6~8万ウォン(2.5m×2.5m)であり、トラックの貸出サービスは走行距離によって異なります。

Q ボイラーが故障し修理が必要です。家主に修理を要請することができますか。

賃借の住宅で生活に必要な基本施設に問題が発生した場合、賃貸人には修理の義務があります。しかし使用中、賃借人の過失などにより発生した問題であれば賃借人に修理の義務があります。もし、賃貸人が修理してくれない場合は、賃借人がまず修理をし、賃貸人に修理費用を請求することができます。ボイラーは使用期間により修理費の負担額が異なります。

Q 蛍光灯、乾電池の分別・収集はどのように行われますか。

重金属による環境汚染を最大限抑えるため、生活の有害廃棄物である蛍光灯・乾電池が一般のゴミと混ざらないよう皆様のご協力をお願いしています。各住民センターには収集箱が設けられておりまた収集量の多い場所にも別途収集箱が設置されています。収集箱の位置は各住民センターでご案内しております。

Q ゴミ出しの方法に従って出しましたが過料が発生しました。誰かがゴミ袋を破いて使ったようですが不当に過料が発生した場合、異議申立てが可能ですか。

誰かがゴミ袋を破いて中の物があふれ出たり猫があさったりして過料が発生した場合、地域の区庁の窓口で当該書式を作成し証拠を提示して異議申立てをすることができます。

Q 机のガラスが割れてしまいました。ゴミ出しの方法を教えてください。

割れたガラスの量が少ない場合は一般のゴミとしてゴミ袋に入れて出してください。ただし、非常に危険ですので新聞紙などで包んで出してください。もし、量が多い場合はゴミ袋の販売先で布製の廃棄物用ゴミ袋を購入しガラスを細かくして処理して入れます。

Q & A

Q 小さくなった子供服を寄贈したいですがどのような方法がありますか。

■ **古着収集箱を利用する場合**

個人住宅の場合、路地に設置された古着収集箱を利用することができます。また、アパートの場合、資源ゴミ収集箱の横に設置された古着収集箱がありますのでご利用ください。

障害者団体が設置した古着収集箱は、地域の自治区が特に管理していません。

■ **地元の福祉団体を利用する場合**

児童団体に寄付したい時は当該区庁が管理する児童福祉センターがありますので管轄の区庁にある社会福祉課にご連絡ください。

■ **寄付団体を利用する場合**

住居地の近くに寄付できる「アルムダウンカゲ(www.beautifulstore.org)」があるかどうかご確認ください。



03 交通

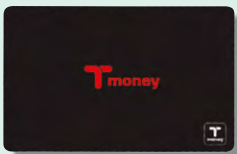
- ① 交通カード
- ② 地下鉄
- ③ 市内バス
- ④ タクシー
- ⑤ 自転車
- ⑥ 高速バス
- ⑦ 鉄道・飛行機
- ⑧ 遺失物の探し方
- ⑨ Q&A

01 交通カード

公共交通機関をご利用の際、現金も使えるが「交通カード」が非常に便利である。交通カードが利用できる交通手段には地下鉄・タクシー・自転車がある。

1 ご利用方法

交通カードにはTmoney(ティーマネー)とCash-bee(キャッシュビー)があり、一種のプリペイドカードである。カードはコンビニ(GS25、セブンイレブン、CU、ミニストップ、E-mart24など)、地下鉄の切符売り場(1~9号線)、Tmoneyオンラインショップなどで購入できる。カードの価格は種類によって異なるがおおよそ4千ウォン~8千ウォンである。カードの残高が250ウォン以上でないと交通カードとして使えなくなる。



※Tmoneyホームページ：www.t-money.co.kr ※Cash-beeホームページ：www.cashbee.co.kr

■チャージ&ご利用方法

交通カードをチャージする機械は地下鉄切符売り場にあり外国語で案内している。キャッシュはもちろん口座振込、デビットカード、クレジットカードでもチャージできる。端末機の「カードをかざす場所」に交通カードをかざすと「ピー」という音の後に設定金額がチャージされる。一枚の交通カードで二名以上使用する場合、ドライバーに乗車人数をつけ案内に従ってカードをかざす。



■1回用交通カード

- ソウル地下鉄の使い捨て交通カードは再利用できる。使い捨て交通カードは地下鉄駅に設置されている自販機で購入できる。
- 使い捨て交通カードを購入する際、チャージ金額をカードの保証金500ウォンと一緒に支払わなければならない。使用后、各駅に設置された「保証金払戻機」に交通カードを差し込むと保証金の払い戻しが受けられる。

- 使い捨て交通カードの利用運賃は交通カードの運賃に比べ100ウォン高くなり地下鉄でのみ使用可能である。

1. 1回用交通カードの購入

- 1回用交通カードの発売・交通カードのチャージ機で目的地を選び利用運賃と保証金(500ウォン)を投入します。



- 1回用交通カードの発給を受けてください。1回用交通カードは「1回用交通カードの発売・交通カードのチャージ機」でのみ発給されます。1回用交通カードの再利用のため保証金(500ウォン)制度を運営します。



2. 乗車・下車

- 右側の交通カード端末機の交通カードをかざす場所(T-money)に1回用交通カードをかざしてください。



3. 保証金の払い戻し

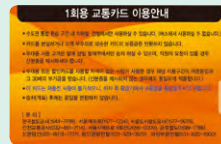
- 下車後、「保証金払戻機」に1回用交通カードを投入すると、保証金の払い戻しを受けられます。



1回用交通カードのデザイン



表



裏

2 乗り換え

下車または乗り換えの際、必ず交通カード端末機にカードをかざす必要がある。そうしないと乗り換え割引の適用及び利用完了の処理が行われぬ。また、カードを端末機にかざさず下車・乗り換えをした場合、追加料金が発生することがある。一般交通カードの場合、「電車・バス」「バス・バス」の乗り換えはという音1日4回まで(全体の交通機関の利用回数5回)可能である。

バスとの乗り換えを利用する場合 (公共交通機関の統合距離比 例制)	基本料金	10kmまでは基本料金 (ソウル広域、キョンギ座席/直行、インチョン(仁川)座席/広域バスは30kmまで)ただし、ご利用の交通手段の内、最も高い基本料金で適用
	追加料金	10km超過する際、5kmで100ウォンずつ加算 (ソウル広域、キョンギ座席/直行、インチョン(仁川)座席/広域バスは30km超過の場合)

- 適用対象：ソウルバス、キョンギバス、インチョンバス—地下鉄の乗り換えの場合
- 乗り換えの有効時間は下車後、30分(21時～翌日7時までは1時間)以内である。
- 使い捨て交通カードの場合、地下鉄でのみ可能。
- バスからバスへの乗り換えの場合、同じ番号のバスに連続して乗車する場合は乗り換えの割引は適用されない。

02 地下鉄

1 地下鉄の料金システム

地下鉄の料金は基本料金を基準に移動距離に準じて増加する。料金の決済は使い捨て交通カードまたは一般交通カードで可能。大人基準で10km以内は1,250ウォン、10～50kmは5kmごとに100ウォン、50km超過の場合、8kmごとに100ウォン追加される(交通カードご利用の場合)。1回用交通カードの場合、料金に100ウォンが追加される。障害者、お年寄りなど交通弱者のための配慮施設はソウル交通公社ホームページ(www.seoulmetro.co.kr)で確認できる。

区分	交通カード (AM. 06:30以前、 早朝割引を適用)	交通カード	交通カードキャッシュ、 使い捨て交通カード
大人	1,000ウォン	1,250ウォン	1,350ウォン
学生(満13～18歳未満)	580ウォン	720ウォン	1,350ウォン
子供(満6歳～12歳未満)	360ウォン	450ウォン	450ウォン

※満65歳以上のお年寄り、障害者(重症障害者1～3級は同伴者1人を含む)、有功者(傷痍及び障害等級1級は同伴者を含む)など、別途の指定者及び満6歳未満(保護者1人当たり幼児3人まで)は料金を支払わない。

■ 定期乗車券(定期券)

地下鉄でのみ通勤する場合、定期券がお得である。定期券は地下鉄の駅務室において購入できる。最初に購入する時はカード費用の2,500ウォンが必要である。地下鉄の定期券はバスでは利用できないので注意が必要。

定期券	ソウル専用 (55,000ウォン)	購入日より30日間、60回まで使用できる。 ※ソウル地下鉄1~9号線及び韓国鉄道公社のソウル市内区間のみ使用可能
	距離比例用 (55,000ウォン~ 102,900ウォン)	広域・首都電鉄の全区間で距離別運賃に従って使用。 定期券は地下鉄(広域・首都圏の電鉄の全区間)でのみ使用可能

② 自転車持ち込みの乗車

自転車を地下鉄に持ち込む場合、事故防止のため、以下のようなルールとエチケットを守る必要がある。詳しい情報は、ソウル特別市「交通」ホームページ(<http://traffic.seoul.go.kr>)またはソウル自転車ホームページ(<http://bike.seoul.go.kr>)を参照して下さい。



土日(祝日)のみ可能です。
(折り畳み式自転車は平日は畳んでからのみ乗車可能)



最前列と最後列のみ可能です。
(自転車専用車両が設置されたものもある。)



他のお客さまの邪魔にならないよう、エレベーターはご遠慮ください。

**エレベーターは
ご遠慮ください。**



事故予防のため、エスカレーターはご遠慮ください。

**エスカレーターは
ご遠慮ください。**



乗降場で自転車に乗ると、非常に危険です。

**自転車に乗って移動し
ないでください。**

事故防止のためのご協力をお願い致します。

(*資料提供:ソウル交通公社)

03 市内バス

① バスの種類

■一般バス

ソウルで最も良く見かける黄色(循環バス)、青(幹線バス)、緑(支線バス)で区別する。ソウルと首都圏を行き来する広域バスは赤。バス路線の検索またはソウルバス地図などの情報はソウル公共交通機関ホームページ(<http://bus.go.kr>)で確認することができる。到着予定のバスは停留所に設置された到着案内の電光掲示板に表示される。



BLUE BUS ブルー幹線バス
ソウル市内で長距離を運行する幹線バスです。



GREEN BUS グリーン支線バス
地下鉄やバスターミナルなどを結び地域内を通行する支線バスです。



YELLOW BUS イエロー循環バス
ソウル都心内での短距離を運行する循環バスです。



RED BUS レッド広域バス
ソウルと首都圏の都市を急行で結ぶ広域バスです。

■マウルバス



路線の距離が短い地域バス。電車、一般バスが運行しない住宅街で運行されている。

■深夜バス(オルペミバス)

夜の12時から明け方4時(出発地基準)まで運行されているバス。ソウル市内で9つの路線が運行中。バスの前面と横のLED電光板に路線番号とフクロウのキャラクターが表示されているため「フクロウバス」とも呼ばれる。番号の前には夜を意味する「N(Night)」が付いているため「Nバス」とも呼ばれる。



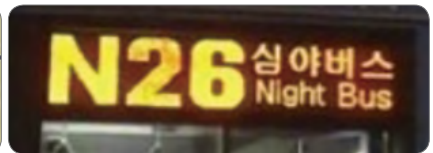
様々なブランドのキャラクター



フクロワスの停車案内(停留所)



バス内部の路線図



バス外部のLED

(*資料提供:ソウル交通公社)

② バス料金

バス料金はバスの種類、乗車対象によって異なる。交通カードのご利用の際には割引された金額で利用できる。

区分		一般料金		早朝割引料金 (始発～AM. 06:30、 カードご利用の場合)
		カード	現金	カード
幹線バス 支線バス	大人	1,200ウォン	1,300ウォン	960ウォン
	学生	720ウォン	1,000ウォン	580ウォン
	子供	450ウォン	450ウォン	360ウォン
広域バス	大人	2,300ウォン	2,400ウォン	1,840ウォン
	学生	1,360ウォン	1,800ウォン	1,090ウォン
	子供	1,200ウォン	1,200ウォン	960ウォン
循環バス	大人	1,100ウォン	1,200ウォン	880ウォン
	学生	560ウォン	800ウォン	450ウォン
	子供	350ウォン	350ウォン	280ウォン

区分		一般料金		早朝割引料金 (始発～AM. 06:30、 カードご利用の場合)
		カード	現金	現金カード
深夜バス	大人	2,150ウォン	2,250ウォン	-
	学生	1,360ウォン	1,800ウォン	-
	子供	1,200ウォン	1,200ウォン	-
マウルバス	大人	900ウォン	1,000ウォン	720ウォン
	学生	480ウォン	550ウォン	380ウォン
	子供	300ウォン	300ウォン	240ウォン

※広域バスの基本距離は30kmで利用距離の30kmまでは基本料金が適用され、5kmごとに100ウォンずつ追加料金が加算される。

※保護者が同伴する6歳未満の幼児については、料金は無料。

Tip モバイルアプリ「ソウル公共交通機関」「NAVER地図」をダウンロードするか、ソウル市公共交通機関サイト(<http://m.bus.go.kr>)ではリアルタイムでバス運行情報及び地下鉄情報を確認することができる。

04 タクシー

① タクシーの種類

■一般タクシー



一般タクシーの色は一般的にオレンジ・銀・白で基本料金は最初2km3,800ウォン、その後は132m当たり100ウォンずつ加算される。夜の12時から明け方4時までは料金総額に20%が追加される割増料金が適用される。コールタクシーをご利用の場合、国土交通部が運営する全国のコールタクシー「1333」

番号スマートフォン「コールタクシー」のアプリをダウンロードして利用することができる。

■模範タクシー



模範タクシーの色は一般的に黒で一般タクシーより上質のサービスを提供する。個人タクシーを無事故10年経歴のベテランドライバーにのみ模範タクシーの資格が与えられる。基本料金は最初3km6,500ウォンで151m当たり200ウォンが加算される。車両に「模範」または「模範タクシー」と記されている。

■大型タクシー



6～9人乗り(ドライバーを含む)の黒のタクシーである。ドライバーはユニフォームと名札を着用し大型タクシーの資格を持っている。

- ご利用のお問い合わせ ☎1644-2255
- 国際ナショナルタクシーのホームページ www.intltaxi.co.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]

■コールバン

貨物運送を主な目的とするタクシーである。コールバンは用達貨物車の運送業であり、バンのような形の大型タクシーはワゴンタクシーの運輸業という点でそれぞれ異なる。

■障害者向けコールタクシー

重症の障害者に移動の利便性を提供するタクシー。受付(予約)は電話または文字メール(☎1588-4388)、インターネット、モバイルで可能。利用料金は5km1,500ウォン、10kmまで2,900ウォン、10km超過の場合70ウォン/kmである。その他のご利用情報はソウル施設公団・障害者コールタクシー(calltaxi.sisul.or.kr)で確認することができる。

② 代行サービス

飲酒またはその他の理由により車両のオーナーが運転できない場合、代行サービスを利用することができる。代行サービスのピークタイムは21:00～01:00で、利用方法はポータル検索または「代行サービス」アプリを検索・インストールする。料金は移動距離によって異なる。

05 自転車

① ご利用方法

- ソウル自転車「タルンイ」はいつでも・誰でも・どこでも簡単に利用できる自転車無人貸出システム。満15歳以上から利用でき、満19歳未満は親の加入同意が必要である。
- 自転車の貸出方法はソウル自転車ホームページ(www.bikeSEOUL.com)またはアプリ「ソウル自転車タルンイ」で会員登録し利用券の購入手続きをする。非会員は一日券を購入することができる。

■貸出及び返却方法

- 自転車は必ずしも借りた場所に返却しなくても近くの貸出所に返却できる。
- 2017年8月現在、計444の貸出所がソウル市の各自治区に設けられておりソウル自転車ホームページまたはアプリを通じて貸出所を照会することができる。

■会員登録

- ホームページまたはアプリで「マイスペース→会員カード登録」ページに入りTmoneyカード番号16桁を入力すると会員登録は完了。
- 後払い交通カードまたはRFIDチップ内蔵のカードはスマートフォンアプリを利用する。スマートフォンアプリで貸出す自転車を選び「会員カード登録」タブを選択。端末機のホームボタンを押すと「登録する会員カードをかざしてください」という音声ガイダンスに従ってカードをかざすと登録は完了。

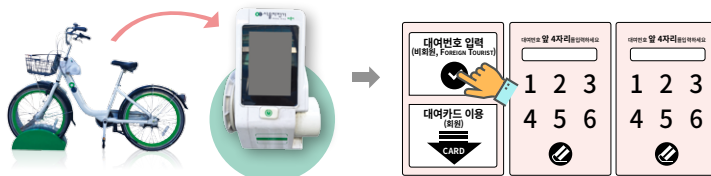
ご利用方法

①利用券のご購入

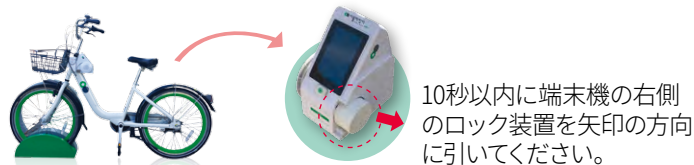
(パソコン、モバイルでタルンイホームページ WWW.BIKESEOUL.COM にアクセス)



②自転車を選択し貸出番号を入力(端末機のボタンをまず押してください。)



③貸出 - 端末機のロック装置を分離



④返却 - タルンイ貸出所であればどこでも返却可能



② 料金システム

区分	定期券	一般(会員)	一日券(非会員)
商品	<ul style="list-style-type: none"> •7日券:3,000ウォン •30日券:5,000ウォン •180日券:15,000ウォン •365日券:30,000ウォン *1時間基準	<ul style="list-style-type: none"> •1時間券:1,000ウォン •2時間券:2,000ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> •1時間券:1,000ウォン •2時間券:2,000ウォン
決済	携帯電話、クレジットカード、モバイル、Tmoney、Payco、Kakaopay		携帯電話、クレジットカード、Payco、Kakaopay
追加料金	<ul style="list-style-type: none"> •1時間券:1時間超過の際、5分当たり200ウォン追加 •2時間券:2時間超過の際、5分当たり200ウォン追加 		
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> •貸出時間(基本):1時間券 - 60分/ 2時間券 - 120分 •貸出時間(基本)超過の際、追加料金を徴収(追加料金を未納の場合再貸出は不可) •貸出時間で1時間券4時間超過の際、盗難または紛失とみなす。 		



06 高速バス

高速バスは国内の地方都市へ旅行する時、KTX・飛行機に比べ利用料金がリーズナブルで様々な路線があるという長所がある。ソウルではソウル高速バスターミナル、東ソウルターミナル、南部ターミナル、サンボン(上峰)ターミナル、この4つのターミナルがある。

- ソウル高速バスターミナル：地下鉄3・7・9号線・コソクターミナル駅に位置 (www.exterminal.co.kr)
- 東ソウルターミナル：地下鉄2号線・カンピョン駅に位置 (www.ti21.co.kr)
- 南部ターミナル：地下鉄3号線・ナンブターミナル駅に位置 (www.nambuterminal.com)
- サンボンターミナル：地下鉄7号線・中央線・京春線サンボン駅に位置 (www.sbtr.co.kr)



A: セントラルシティバスターミナル: 3号線・コソクターミナル駅8番出口

B: ソウル高速バスターミナル: 3号線・コソクターミナル駅1、2番出口

C: ソウル南部ターミナル: 3号線・南部ターミナル駅5番出口

D: サンボン市外バスターミナル: 7号線・サンボン駅2番出口

E: 東ソウル市外バスターミナル: 2号線・カンピョン駅4番出口

F: ソウル駅前ターミナル: 1号線・ソウル駅2、3番出口

G: サダン駅市外バス停留所: 4号線・サダン駅4番出口

・予約及び乗車券の購入

高速バス統合予約サイト (www.kobus.co.kr) [韓国語・英語・中国語・日本語]ではターミナルのご案内、バスの運行情報及び運行時間、チケット予約までワンストップで処理することができます。出発の2日前までに手数料なしで予約をキャンセルすることができます。それ以降は手数料が生じる。高速バスモバイルアプリが非常に便利である。関連アプリについてはwww.epassmobile.co.krを参照して下さい。乗車券は高速ターミナルの切符売り場で直接購入することもできる。

07 鉄道・飛行機

ソウルから他の都市へ旅行する際、高速バスの他にも鉄道や飛行機を利用することができる。

① 鉄道

鉄道の乗車券はKORAIL乗車券 予約サイト(www.letskorail.com)、KORAILトーク(App)、乗車券自動発券機、鉄道駅(電車の駅は除く)、旅行代理店など乗車券の販売代理店で購入できる。キャンセル及び払い戻し手数料のご案内、乗車券のご利用案内などは「レッツKORAIL」ホームページ[韓国語・英語・中国語・日本語]を参照して下さい。

種類	特徴
KTX	国内鉄道の内、最もスピードが速い。
ITX-セマウル	特別急行の列車で、京釜線、湖南線、全羅線、慶全線、中央線など中央幹線で運行される。
SRT	水西(スソ)駅で搭乗する高速列車で京釜(キョンブ)高速線、湖南(ホナム)高速線で運行される。
ムグンファ	国内鉄道の内、最もスピードが遅い。KTXやセマウル号が停車しない駅を中心に運行。

② 飛行機

国内線はキムポ(金浦)国際空港を利用することができる。キムポ国際空港ホームページ(www.airport.co.kr/gimpo) [韓国語・英語・日本語・中国語]で運行便、空港情報の確認、航空券の予約が可能である。

08 遺失物の探し方

① 地下鉄で遺失した場合

地下鉄には区間別に指定の遺失物センターがある。落とし物をした場合、利用した地下鉄情報(路線、時間、列車番号)を知っておけば探すのに役立つ。地下鉄遺失物センターの運営時間は09:00~18:00である。

- 警察庁遺失物統合ポータル ☎182 / ホームページ (www.lost112.go.kr)
- 地下鉄の駅の地下鉄遺失物センター



② 市内バスで落とした場合

- ソウルバス運送事業組合遺失物センター
☎02-415-4101~8 / ホームページ(www.sbus.or.kr)→遺失物センター)

③ タクシーで落とした場合

- ソウル個人タクシー運送事業組合
☎1544-7771 / ホームページ (www.spta.or.kr → 組合顧客満足センター→遺失物登録)
- ソウル特別市タクシー運送事業組合
☎02-2033-9200 / ホームページ (www.stj.or.kr → 顧客センター → 遺失物センター)

④ 鉄道で落とした場合

- レッツKORAIL ☎1544-7788、1588-7788 / ホームページ (www.letskorail.com → 顧客センター → 遺失物)

⑤ 遺失物統合ポータルのご案内

- 公共交通機関統合遺失物センター ☎120 /
ホームページ (www.seoul.go.kr/v2012/find.html?SSid=560_10)
- 警察庁遺失物統合ポータル ☎182 / ホームページ (www.lost112.go.kr)

Q & A

Q 外国人が利用できるコールタクシーがありますか。

ソウル市では外国語[英語・中国語・日本語]のできるドライバーや相談員を365日24時間確保し、外国人が便利に暮らすことができるようサポートしています。インターナショナル・コールタクシー(www.intltaxi.co.kr)サービスは日常生活だけでなくビジネス目的のVIP儀典、空港ピックアップサービス、カスタマイズされた観光、ショッピングガイドサービスを予約制で運営・提供しております。料金にはメーター運賃制、区間料金制があります。Tmoneyカードまたはクレジットカードで決済可能です。

Q 子供または学生向けTmoney交通カードはどのように購入しますか。

Tmoney カードは子供(満6歳~12歳)、学生(満13~18歳)、一般(19歳以上)向けに分けられます。コンビニ(GS25、C U、7-ELEVEN、Ministop等)地下鉄駅舎のサービスセンターで生年月日を登録すると割引料金が適用されます。外国人登録を行っていない短期ビザの外国人・観光客もご利用いただけます。子供カードを使用している途中、13歳の生年月日が過ぎると自動で学生料金が適用されます。



04 教育

- ① 教育制度
- ② 教育機関
- ③ 韓国語教育
- ④ Q&A

01 教育制度

韓国は小学校(6年)、中学校(3年)まで国が定めた義務教育課程で無償で教育が行われる。高等学校(3年)課程からは学費を個人で負担しなければならず、個人の選択・状況により進学を決める大学は2~3年制の専門大(短大)課程や4年制の過程により構成されている。韓国の教育課程は小学校、中学校、高等学校が中心となっており、その他特殊学校・技術学校など各種学校が分布している。その上の高等教育機関としては大学、大学院課程、専門大学(短大)・教育大学・専門学校等の教育機関が存在する。就学前の教育課程として幼稚園が存在する。

■韓国の教育課程



02 教育機関

1 韓国の学校

基本的に外国人の子女も韓国の学校に入学することができる。しかし、韓国語があまり得意でない場合、学校生活に適応しにくいので当該の教育機関と相談して決めた方が望ましい。韓国には公立学校と私立学校があり、公立の小学校の場合、給食費を除く授業料が無料である。反面、私立小学校の場合、公立に比べてかなり高額な授業料を支払わなければならない。入学資格に関する詳しい情報は住居地管轄の教育庁に問い合わせる必要がある。

■ソウル教育コールセンター 02-1396 ■ソウル市教育庁 <http://sen.go.kr>

2 外国人向け教育機関

■国際幼稚園

学校名	所在地	連絡先
Early Childhood Learning Center	ヨンサン(龍山区) チャンムンロ6ギル12	☎02-795-8418 www.ecclseoul.com [英語]
フランススコ 外国人幼稚園	ヨンサン(龍山区) ハンナムデロ 90	☎02-798-2195 www.ffkseoul.com [英語]
ナムサン(南山) 国際幼稚園 (NIK)	チュン(中区) タサンロ8ギル8-6	☎02-2232-2451~2 www.seoulforeign.org/page.cfm?p=1929 [英語]

■インターナショナルスクール

入学条件	<p>インターナショナルスクールは外国人の子女、外国で一定期間居住し帰国した韓国人の子女、一般学校において学業が続けるのが難しいと思われる帰化者の子女に対する教育のための機関である。インターナショナルスクールは普通の一般学校より学費が高い。最低以下の条件の内いずれかを満たさないと入学することができない。</p> <p>※ 海外で3年以上居住した韓国人 ※ 両親または父母の一人が外国人の場合</p>
必要書類	<p>出入国事実証明書、パスポート、健康記録簿、以前の学校の在学証明書、成績証明書、当該国の公認語学試験の成績等</p> <p>※ 学校によって提出書類が異なるため事前に確認する必要がある。一部の書類の場合、韓国で準備することは難しいため事前に本国で準備してくる必要がある。</p>
入学試験	入学試験学校によって生徒及び父兄のインタビュー別途の試験を行うことがある。

■ソウル所在インターナショナルスクールリスト(所在地別)

学校名	所在地	開設課程	連絡先
ハンソン(漢城)華僑 小学校	チュン(中)区ミョン ドン2ギル35	幼・小	02-776-1688 www.hanxiao.or.kr [中国語]
ハビエル国際学校	チョンノ(鐘路)区 ピボンギル23	小・中・高	02-396-7688 http://xavier.sc.kr [韓国語・英語・フランス語]
ソウルドイツ学校	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 123-6	幼・小・中・高	02-792-0797 www.dsseoul.org [ドイツ語]
チグチョン(地球村)基督 インターナショナルス クール	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 115	幼・小・中・高	02-797-0234 www.gcfskorea.org [英語]
ソウルヨンサン 国際学校	ヨンサン(龍山)区 イテウォン口 285	幼・小・中・高	02-797-5104 www.yisseoul.org [英語]
アジアパシフィック国際 インターナショナルス クール	ノウオン(蘆原)区ウ オルゲロ 45街ギル 57	幼・小・中・高	02-907-2747 www.apis.seoul.kr [英語]
韓国ケントインター ナショナルスクール	クァンジン(広津)区 チャヤン口 35ギル13	幼・小・中・高	02-2201-7091 www.kkfs.org [英語]
在韓モンゴル学校	クァンジン(広津)区 クァンジャン口 1ギル1	小・中・高	02-3437-7078 www.mongolschool.org [韓国語]
ソウルフランス学校	ソチヨ(瑞草)区 ソレロ 7	幼・小・中・高	02-535-1158 www.lfseoul.org [フランス語]
レインボーインター ナショナルスクール	ソチヨ(瑞草)区 ナン プスンファン口364 ギル7-16	小・中	02-571-2917~8 http://koreaforeign.org [英語]

学校名	所在地	開設課程	連絡先
ダルウィッチ・カレッジソウル イギリス学校	ソチヨ(瑞草)区シンバンポロ15ギル6	幼・小	02-3015-8500 www.dulwich-seoul.kr [英語]
韓国インターナショナルスクール(ソウルキャンパス)	カンナム(江南)区ケポロ 408	幼・小	02-3496-0510 www.kisseoul.org [英語]
韓国ヨンドウンポ華僑小学校	ヨンドウンポ(永登浦)区キョンインロ 88ギル9	小	02-2678-5939 http://yongxiao.kr [中国語]
ソウル インターナショナルスクール (SFS)	ソデムン(西大門)区 ヨンヒロ 22ギル39	幼・小・中・高	02-330-3100 www.seoulforeign.org [英語]
韓国ハンソン華僑中学・高等学校	ソデムン(西大門)区 ヨンヒロ 176	中・高	02-335-7027 http://sccs.or.kr [中国語]
中国語 ソウル日本人学校	マポ(麻浦)区ワールドカップクロ 62ギル11	幼・小・中	02-572-7011 www.sjs.or.kr [日本語]
ソウルホワイト インターナショナルスクール	マポ(麻浦)区 ワールドカップクロ 62ギル21	幼・小・中・高	02-6920-8600 www.dwight.or.kr [英語]

※外国の教育機関及びインターナショナルスクールに関する総合案内ホームページ(www.isi.go.kr)では、各学校の入学手続き、学費等詳しい情報を提供している。

③ 多文化家庭の学生向け教育機関

■多文化幼稚園

多文化家庭の幼児の言語教育及び基礎学習を支援し韓国人家庭の子供と同等のスタートラインで学習を保障することを目標に掲げている。発達段階、多文化の要素等学生の特性を考慮に入れた教育を実施している。

学校名	所在地	連絡先
ソウルクンジャ(君子)小学校併設幼稚園	トンデムン(東大門)区 ハンチョンロ6ギル21	02-2212-8456、9356
ソウルテドン小学校併設幼稚園	ヨンドウンポ(永登浦)区 テリムロ21ギル6	02-835-0796
ソウルヨンリム小学校併設幼稚園	ヨンドウンポ(永登浦)区 シフンデロ173ギル14	02-834-3041
シンイル幼稚園	チュン(中)区 トンホロ10ギル27	02-2234-4006、3938
ヤンムン幼稚園	トンジャク(銅雀)区 シフンデロ 644-1	02-834-6864
ハンイル幼稚園	チュン(中)区 テゲロ 88タギル5	02-2235-0016

■多文化教育重点学校

すべての学生(一般家庭及び多文化家庭)の多文化に関する認識を高めるため多文化教育プログラムを重点的に企画・運営する学校である。多文化教育の素晴らしい事例を共有・普及し多文化教育を活性化することを目標に掲げている。

教育課程	学校名	所在地	連絡先
小学校	ソウルクロ小学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ27ナギル9	070-8644-8504
	ソウルテドン小学校	ヨンドウンポ(永登浦)区 テリムロ21ギル6	070-8644-8504
	ソウルトングロ(東九老)小学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ 14	02-853-2407
	ソウルヨンアム小学校	ヨンサン(龍山)区 ノクサピョンデロ60ギル39	02-796-2167
	ソウルチュンム(忠武)小学校	チュン(中)区 テゲロ50ギル13	02-2279-0010
	ソウルムンチャン(文昌)小学校	トンジャク(銅雀)区 シンデバン2ギル14	02-836-2031
	ソウルキョンス(京水)小学校	ソンドン(城東)区 トウクソムロ13ギル22	02-498-5123
	ソウルチャンアン小学校	クァンジン(広津)区 クンジャロ 74	02-469-5264
	ソウルスコ(水窟)小学校	カンブク(江北)区 サムヤンロ74ギル39	02-989-3724
チグチョン(地球村)学校	クロ(九老)区 オリロ 1189	02-6910-1004	
中学校	ソンジョン中学校	ウンピョン(恩平)区 ソオルンロ20ギル19	02-3156-1400
	クロ中学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ 48	02-864-4232
	テリム中学校	ヨンドウンポ(永登浦)区 シフンデロ185ギル6	02-845-2171
	ソウルオサン(五山)中学校	ヨンサン(龍山)区 ポグァンロ7ギル	02-799-9400
	タエ多文化学校	カンナム(江南)区 オンジュロ 615	02-3445-5045
高等学校	ソンジョン(善正)高等学校	ウンピョン(恩平)区 ソオルンロ20ギル19	02-3156-1500
	ソウルタソム観光高等学校	チョンノ(鐘路)区 チョンノ58ギル30	070-8685-7798
	ソウルデジテック高等学校	ヨンサン(龍山)区 ファナムロ12ギル27	02-798-3641

■多文化予備学校

言語、文化の違いにより学校生活に馴染めない多文化家庭の学生に韓国語と韓国文化を中心に教育プログラムを運営する学校である。正規の学校に入る前住居地の予備学校において6か月以上適用教育を履修する形となっている。中央多文化教育センター(www.nime.or.kr)では、様々な多文化統計資料等詳しい情報を提供している。

教育課程	学校名	所在地	連絡先
小学校	ソウルクロ小学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ27ナギル9	070-8689-3791
	ソウルクァンヒ小学校	チュン(中)区 タサンロ 269	02-2238-8455
	ソウルテドン小学校	ヨンドウンポ(永登浦)区 テリムロ21ギル6	070-8644-8504
	ソウルトングロ小学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ 14	02-853-2407
	ソウルウヨンイル小学校	クロ(九老)区 ナムプスンファンロ105ギル218	02-861-0426
	ソウルヨンアム小学校	ヨンサン(龍山)区 ノクサピョンデロ60ギル39	02-796-2167
	ソウルチュンム小学校	チュン(中)区 テゲロ50ギル13	02-2279-0010
	チグチョン学校	クロ(九老)区 オリロ 1189	02-6910-1004
中学校	クロ中学校	クロ(九老)区 クロチュンアンロ 48	02-864-4232
	テリム中学校	ヨンドウンポ(永登浦)区 シファンデロ185ギル6	02-845-2171
	タエ多文化学校	カンナム(江南)区 オンジュロ 615	02-3445-5045
高等学校	ソウルタソム観光高等学校	チョンノ(鐘路)区 チョンノ/58ギル30	070-8685-7798

■委託型オルタナティブスクール

公教育の欠点を補うため一般学校とは異なる教育課程をもって運営する学校。学習者中心の自由な教育プログラムを運営。2017年現在ソウル市には40の委託型オルタナティブスクールがありその内、以下の学校において多文化家庭の学生のための特別教育を行っている。

教育課程	学校名	所在地	連絡先
小・中学校	チグチョン学校	クロ(九老)区 オリロ 1189	02-6910-1004
中学校	カンナムタエ多文化学校	カンナム(江南)区 オンジュロ 615	02-3445-5045

④ ホームスクーリング

子供を学校に通わず家で教育するもの。最近、インターネットの発達により様々な教育コンテンツが簡単に手に入ることになり親の選択できる一つの教育形態として位置付けられている。

インターナショナルスクールの授業料は高いため代わりにホームスクーリングで行おうとする韓国人でない父兄はホームスクーリングコミュニティ(www.homeschool.com)またはアメリカ遠距離教育連合(www.usdla.org)等のウェブサイトなどから情報を得ることができる。

03 韓国語教育

① 大学付属韓国語教育院

大学付属の専門韓国語教育機関で公共機関から韓国語の教育を受けることができる。

学校名	連絡先	ホームページ
コリョ(高麗)大韓国語センター	02-3290-2971	http://klcc.korea.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
コングク(建国)大韓国語教育部	02-450-3075~6	http://kfli.konkuk.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
キョンヒ(慶熙)大国際教育院	02-961-0081~2	http://www.iie.ac.kr [韓国語・英語]
トングク(東国)大国際語学院	02-2260-3471-2	http://interlang.dongguk.edu [韓国語・英語・中国語・日本語]
スンミョン(淑明)女子大国際言語文化教育院	02-710-9165	http://lingua.sookmyung.ac.kr [韓国語・英語・中国語]
スンシル(崇実)大国際処	02-820-0784	http://language.ssu.ac.kr [韓国語・英語・中国語]
ソンギョン(成均)語学院韓国語学堂	02-760-1345	http://koreansli.skku.edu [韓国語・英語・中国語・日本語]
ソガン(西江)大韓国語教育院	02-705-8088~9	http://klcc.sogang.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
ソウル大言語教育院	02-880-8570、5488	http://lei.snu.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
ヨンセ(延世)大韓国語学堂	02-2123-3465、8550~1、8553	http://www.yskli.com [韓国語・英語・中国語・日本語]
イファ(梨花)女子大言語教育院	02-3277-6958	http://elc.ewha.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
韓国外語大韓国語文化教育院	02-2173-2260	http://www.korean.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
ハンヤン(漢陽)大国際語学院	02-2220-1663、5	http://iie.hanyang.ac.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
ハンソン(漢城)大言語教育センター	02-760-4374	https://hansung.ac.kr/sites/korean/index.do [韓国語・中国語]

② 無料の韓国語教室



グローバルセンター

外国人住民のためにソウルグローバルセンターのような外国人支援機関や民間団体は無料で韓国語教室を運営している。

- グローバルセンター(2か所)及びグローバルビレッジセンター(7か所)、ソウル市外国人労働者センター(6か所)

☎02-2075-4180 / <http://global.seoul.go.kr>

[韓国語・英語・中国語・日本語]

3 無料オンライン韓国語学習機関

学校名	ホームページ
ヌリ-セジョン(世宗) 学堂	http://nuri.iksi.or.kr [韓国語・英語・中国語・日本語・フランス語・タイ語・ベトナム語・スペイン語・インドネシア語]
コロヨサイバー大 学校	http://korean.cuk.edu [韓国語・英語]
EBS トウリアン	http://www.ebs.co.kr/durian/kr/course [韓国語・英語・中国語・ベトナム語]

4 韓国語能力試験



韓国語能力試験(TOPIK: Test of Proficiency in Korean)は韓国語を母国語として使用しない外国人に韓国語の学習の方向性を提案し彼らの韓国語使用能力を評価するとともにその結果を留学・就業等に活用させることを目的とする。

[HTTP://TOPIK.GO.KR](http://topik.go.kr)

- **試験日程** : 年間6回 (1月、4月、5月、7月、10月、11月)
- **試験等級及びレベル**
 - 評価等級 : 6等級(1~6級)
 - 試験レベル : TOPIK I(1~2級)、TOPIK II(3~6級)
- **試験の受付** : 試験日程のご案内及び試験の受付はTOPIKホームページ(www.topik.go.kr)を参照。



Q & A

Q 大学または大学院で韓国語と韓国文化に関する正規のカリキュラムを履修したいと思います。これに関連し別の奨学制度がありますか。

多くの韓国の大学が外国人留学生のための様々な奨学プログラムを運営しています。大学によって異なりますが成績によって外国人留学生に学費の30~100%まで支援しています。その他大韓民国政府の部署でも外国人留学生のための奨学プログラムを運営しており奨学生の人数を増やしている傾向にあります。教育科学技術部、文化体育観光部、外交通商部等も外国人留学生を対象とする奨学金支援制度を運営しておりますので詳しい情報は国立国際教育院ホームページ(www.studyinkorea.go.kr)をご参照ください。

Q 英語専用講座が受講できる大学または大学院はありますか。

現在、国際化に関心を寄せている大学は全体の講座の内、30%程度を英語で講義しています。大学院の英語専用講座の比率は大学よりさらに高くなっています。一部の大学では国際学部を設置し全講座を英語で講義しています。



05 医療

- ① 韓国の医療システム
- ② 外国人のための医療サービス
- ③ 健康保険制度
- ④ Q&A

01 韓国の医療システム

① 医療システム

韓国の医療システムには大きく三つの段階に区分できる。

段階	1次医療機関	2次医療機関	3次医療機関
種類	医院、保健所  (*写真の出所：瑞草区保健所)	病院、総合病院  (*写真の出所：白病院)	上級総合病院  (*写真出所：江北三星病院)
治療内容	外来診療、予防接種、 健康管理	総合検査、入院治療	精密検査、障害または 疾病の治療、健康 管理
当該医療機関	医院、保健所、保健支 所、保健診療所、母子保 健センター、助産院、健 康検診センター等	多くの診療科のあ る総合病院	大学付属病院、 総合病院

- 総合病院である3次医療機関を利用するためには1次(医院級)または2次(病院級)医療機関が発行した医療依頼書が必要である。もし患者が1次または2次医療機関を経ず3次医療機関を直接利用する場合初診の費用負担がかなり高くなる。
- 医療依頼書のない状態で3次医療機関を利用できる場合は救急患者、分娩、歯科、リハビリテーション科、家庭医学科及び血友病患者に限る。



② 医療機関のご利用方法

■1次医療機関のご利用方法



受付・会計窓口健康保険証または身分証を提出して待つ。
1次医療機関から医療依頼書の発行を受ける。



名前を呼ばれたら診察室に入り医師に症状を詳しく話す。



医師の指示について質問があれば質問する。



診察後、医療費を支払い処方箋を受ける。



病院の近くにある薬局で処方箋の薬を買う。

■2次医療機関のご利用方法



1次医療機関から医療依頼書の発行を受ける。



予約時間より少し早めに行って健康保険証と
1次医療機関から発行された医療依頼書を提出する。



当該の診療科で診察を受ける。

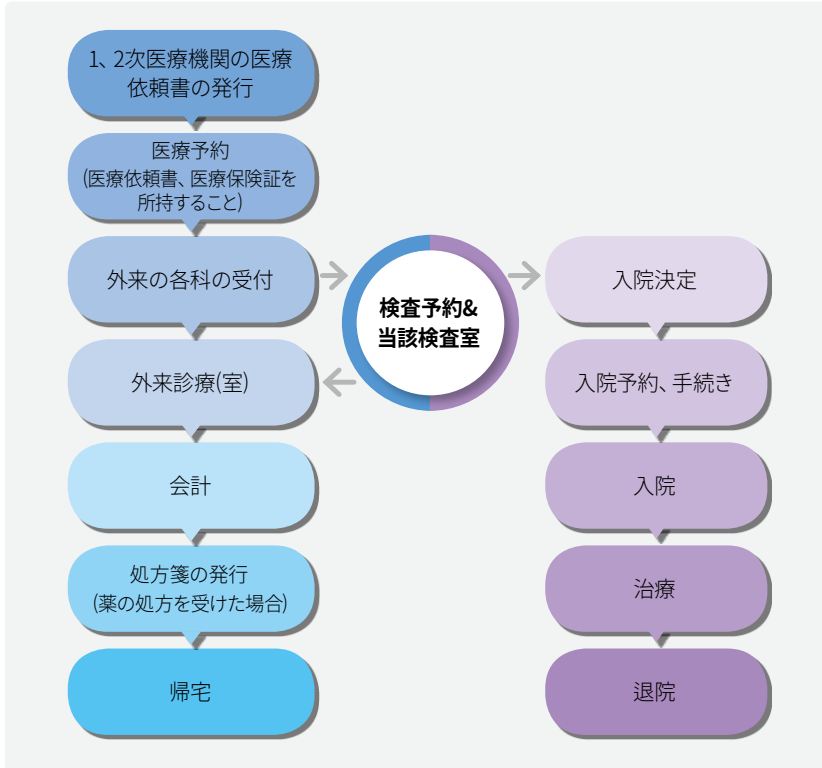


処方箋を受け取り必要な場合次の診療時間を予約する。



会計窓口で医療費を納付する。

■3次医療機関のご利用方法



③ その他医療機関及び医薬品の購入先

■保健所

保健所は地域住民の健康を増進し疾病を予防・管理するため各区に設置している公共保健機関である。

・サービス対象

健康増進サービスの利用が困難な社会的・文化的・経済的健康脆弱階層の内、健康危険群、疾患群を対象に保健所の移動健康管理サービスが必要な者を自治体が選定する。

例)多文化家庭、北朝鮮から離脱した住民、一人暮らしのお年寄り地域児童センター(貧困児童)、青少年憩いの場または未認可施設、保健所内の他の部署及び地域社会の機関が訪問する必要があり依頼された者等。



保健所

(*写真の出所:江南区保健所)

・サービスの種類

- 健康問題スクリーニング(健康状態及び健康危険要因を把握)
- 慢性疾患(メタボリックシンドローム、心・脳血管疾患等)の管理及び合併症の予防
- 在宅障害者のリハビリ及び生涯周期別(新生児・乳幼児、妊産婦、成人、年寄り等)の健康問題を管理
- 多文化家庭及び北朝鮮からの離脱住民向け健康管理サービス
- 健康増進のための保健教育を実施
 - ※外国人登録証を所持し保健所で申請すれば必要な結核検査が受けられる

■韓医院

東洋医学は針や韓方薬など西洋医学とは異なる部分が多い。東洋医学は免疫システムを強化し痛みや症状を緩和させ元気を回復させると同時に新陳代謝が円滑に行われるように助ける。外国人の診察が可能な韓方病院は以下の通りである。



キョンヒ大学韓方病院

・キョンヒ大学韓方病院

住所：トンデムン(東大門)区 キョンヒデロ 23
 医療時間：月～金 午前 9:00～午後 5:30
 土曜日 午前 9:00～午前 12:00
 連絡先：☎02-958-9988、www.khmc.or.kr



チャセン(自生)韓方病院

・チャセン(自生)韓方病院

住所：カンナム(江南)区 オンジュロ 858
 医療時間：月～金 午前 9:00～午後 6:00
 連絡先：☎1577-0007、www.jaseng.co.kr

■薬局

近くで「薬」、「薬局」という看板は簡単に目につく。病院から処方された薬以外にも一般医薬品が購入できる。処方箋がなくても購入できる一般医薬品としては消化剤、栄養剤、ビタミン、健康飲料、総合風邪薬等があり専門医薬品、抗生剤、ホルモン剤、鎮痛剤等は処方箋がないと購入できない。

自国の病院で発行を受けた処方箋では薬品を購入することができない。薬品成分の中でアレルギー反応を示すものがある場合、診察の際担当医師に前以て知らせ間違った処方による副作用を予防しなければならない。入国の前に服用中の薬を余分に準備して来韓することが望ましい。



薬局

・休日開店薬局



休日開店薬局ホームページ

日曜日または祝日にはほとんどの薬局が休みである。その代わり休日開店薬局に指定された薬局では薬を購入することができる。運営日、運営時間、所在地等詳しい情報は休日開店薬局ホームページ(www.pharm114.or.kr [韓国語])で確認することができる。

4 医療費の負担

ほとんどの病院はクレジットカードで医療費の納付が可能である。医療費の納付は各病院の会計科が処理する。会計科が分かれた病院では、国際診療所で別に納付することが可能である。一般的にほとんどの総合病院では、要請すれば英語の領収証の発行が可能であり保険に加入しているかどうかによって医療費が異なる。海外で加入した保険の場合病院によって適用されないこともあり医療費を先払いし保険金の支払い要請手続きにより医療費の払い戻しを受ける場合もある。

02 外国人のための医療サービス

1 国際医療センター



病院名	所在地	医療時間	連絡先
カトリック大学 ヨイド聖母病院	ヨンドウンポ(永 登浦)区 63口10	月～金 午前 8:00～ 午後 5:00	02-3779-2212 https://www.cmcsungmo.or.kr/hospitalguide.foreigner.sp [韓国語・英語]
カトリック大学 ソウル聖母病院	ソチヨ(瑞草)区 バンポデロ 222	月～金 午前 8:00～ 午後 5:00 土 午前 9:00～ 午前 12:00	02-2258-5745 https://www.cmcseoul.or.kr/hospitalguide.foreigner.sp [韓国語・英語・中国語・日本語]
ヨンセ大学シン チョンセブラン ス病院	ソデムン(西大 門)区 ヨンセロ 50-1	月～金 午前 8:30～ 午後 5:30	02-2228-5800、5810 http://sev.iseverance.com [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]
ヨンセ大学カン ナムセブランド 病院	カンナム(江南) 区 オンジュロ 211	月～金 午前 8:30～ 午後 5:30	02-2019-3600、3690 https://gs.severance.healthcare/gs/index.do [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]
ソウルアサン病 院	ソンパ(松坡)区 オリンピックロ 43ギル88	月～金 午前 8:30～ 午後 5:30	1688-7575 www.amc.seoul.kr [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]
サムスンソウル 病院	カンナム(江南) 区 イルウォンロ 81	月～金 午前 8:00～ 午後 5:00 土 午前 8:00～ 午前 12:00	1599-3114 www.samsunghospital.com [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]
ハニャン大学病 院	ソンドン(城東) 区 ワンシムニ ロ 222-1	月～金 午前 8:30～ 午後 5:30	02-2290-9553 / 02-2290-8114 https://seoul.hyumc.com/seoul/international.do [韓国語・英語・中国語・ロシア語]
スンチョンヒヤ ン大学ソウル病 院	ヨンサン(龍山) 区 テサグアンロ 59	月～金 午前 9:00～ 午後 5:00 土 午前 9:00～ 午前 12:00	02-709-9000 www.schmc.ac.kr/seoul/international/index.do [韓国語・英語・中国語・スペイン語]

病院名	所在地	医療時間	連絡先
キョンヒ大学病院	トンデムン(東大門)区 キョンヒデロ 28	月～金 午前 9:00～ 午後 5:00 土 午前 9:00～ 午前 12:00	02-958-9644/9477 www.khmc.or.kr/eng [韓国語・英語・中国語・ロシア語]
チュンアン大学病院	トンジャク(銅雀)区 フソククロ 102	月～金 午前 9:00～ 午後 4:30 土 午前 9:00～ 午前 12:00	1800-1114 http://ch.cauhs.or.kr 韓国語・中国語・英語・ロシア語・モンゴル語]
コングク大学病院	クァンジン(広津)区 ヌンドンロ 120-1	月～金 午前 9:00～ 午後 5:00	02-2030-7114、7116 www.kuh.ac.kr/english [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語・モンゴル語]



2 診療科別専門病院

指定分野	病院名	所在地	連絡先
関節	ブミン病院	カンソ(江西)区 コンハンデロ 389	1577-7582 http://bumin.co.kr/seoul [韓国語・中国語・英語・ロシア語]
	ソウルソンシム(聖心)病院	トンデムン(東大門)区 ワンサンロ 259	02-966-1616 http://sshosp.co.kr [韓国語]
	モクトン(木洞)ヒムヤン病院	ヤンチョン(陽川)区 シンモクロ 120	1899-2221 http://himchanhospital.com [韓国語・中国語・英語・ロシア語]
脳血管	ミョンジ聖母病院	ヨンドウンポ(永登浦)区 トリムロ156	1899-1475 www.myongji-sm.co.kr [韓国語・中国語・英語]
大腸肛門	テハン病院	ソチョ(瑞草)区 ナムスンファンロ 2151	02-6388-8114 www.daehang.com [韓国語・中国語・英語・ロシア語・モンゴル語]
	ハンソル病院	ソンパ(松坡)区 ソンパデロ445	02-2147-6000 www.hansolh.com [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語]
	ソウルソンド病院	チュン(中区) タサンロ 78	02-2231-0900 www.isongdo.com [韓国語]
脊椎	ウリドゥル病院(カンナム)	カンナム(江南)区 ハクド445	1688-0088 www.wooridul.co.kr [韓国語]
	ナヌリ病院	カンナム(江南)区 オンジュロ 731	02-3446-9797 www.nanoori.co.kr [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語・モンゴル語]
	トジョウン病院	カンナム(江南)区 ノンヒョンロ 705	1588-0852 http://joeu4u.com [韓国語]
	ウリドゥル病院(キムポ空港)	カンソ(江西)区 ハヌルギル70	02-2660-7000 http://seoul.wooridul.co.kr [韓国語]
	ソウルチョク病院	ソングク(城北)区 トンムンロ47ギル8	1599-0033 http://seoul.chukhospital.com [韓国語]
火傷	ベスティアン病院	カンナム(江南)区 トゴクロ429	02-3452-7575 www.bestianseoul.com [韓国語・中国語・英語]
	ハンリム大付属ハンガン(漢江)ソンシム(聖心)病院	ヨンドウンポ(永登浦)区 ポドゥナムロ7ギル12	02-2639-5114 http://hangang.hallym.or.kr [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語]

指定分野	病院名	所在地	連絡先
産婦人科	カンソミズメディ 病院	カンソ(江西)区 カンソ口295	1588-2701 / www.mizmedi.com [韓国語・中国語・英語・ロシア語・モンゴル語]
	ユ・グァンサ女性 病院	カンソ(江西)区 カンソ口194	1588-3006 www.yookwangsa.co.kr [韓国語]
	インジョン病院	ウンピョン(恩平)区 ウンアム口 164	02-309-0909 http://injunghp.co.kr [韓国語]
	医療法人チェイル医療 財団 チェイル病院	チュン(中)区 ソエ口1ギル17	02-2000-7114 www.cheilmc.co.kr [韓国語 ・中国語・英語・日本語・ロシア語・モンゴル語]
眼科	ヌネ眼科病院	カンナム(江南)区 ソルルン口 404	1661-1175 www.noon.co.kr [韓国語]
	医療法人 シロアム眼科病院	カンソ(江西)区 トゥンチョン口 181	02-2650-0700 www.siloam.co.kr [韓国語・英語]
	医療法人コニヤン医療 財団キム・眼科病院	ヨンドウンポ(永登浦)区 ヨンシン口 136	1577-2639 www.kimeye.com [韓国語・中国語・英語・日本語]
外科	ミン病院	カンブク(江北)区 ト ボン口 187	1899-7529 www.minhospital.co.kr [韓国語]
耳鼻咽喉科	ハナ耳鼻咽喉科病院	カンナム(江南)区 ヨクサム口 245	02-6925-1111 www.hanaent.co.kr [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語・モンゴル語]
リハビリテーション科	国立リハビリ院リハ ビリ病院	カンブク(江北)区 サムガクサン口 58	02-901-1700 www.nrc.go.kr [韓国語・英語]
	ミョンジチュンヘ 病院	ヨンドウンポ(永登浦)区 テリム口 223	02-3284-7777 www.mjchoonhey.co.kr [韓国語]
	ソウルリハビリ病院	ソデムン(西大門)区 ソンサン口 365-14	02-6020-3000 www.seoulrh.com [韓国語・英語]
韓方・中風	医療法人トンソ(東西) 韓方病院	ソデムン(西大門)区 ソンサン口 365-14	02-320-7810 www.dsoh.co.kr [韓国語]
韓方・脊椎	チャセン(自生) 韓方病院	カンナム(江南)区 オンジュ口 858	1577-0007 www.jaseng.co.kr [韓国語]
	モカリ韓方病院	カンナム(江南)区 トゴク口216	1577-2575 www.mokhuri.com [韓国語]

■救急状況支援センター

●119安全通報センター

救急状況が発生した際119に電話する。119救助隊員は救急車で患者を近くの病院に移送する等、緊急を要する時のサービスを提供する。119救急車は無料サービスである。外国人が119に電話すると通訳サービス機関につながり三者通話が行われる。携帯電話を使用する場合、地域番号なしで119を押し公衆電話を利用する時には赤色の緊急通話ボタンをし119を押す。24時間オンライン救急救助サービスを受けるためには申請書を作成(韓国語または英語)し、FAX(1544-9119)または携帯で「119」(携帯メール)の申請が可能である。詳しくは119 ホームページ(www.119.go.kr [韓国語])で確認できる。

※119の救急車ではなく医療機関及び病院 救急車を利用する際には距離によって利用料金が加算される。医師または看護師、救急救助士が同乗した際には料金が加算され夜の12時～明け方4時までは割増料金が付く。

●メディカル코리아支援センター

メディカル코리아支援センターは外国人患者のために医療サービスをワンストップで支援する場所である。英語・中国語・ロシア語・日本語で相談を行い医療機関 案内を含む多言語通訳サービスが必要な場合、医療通訳士と連携して支援する等、様々なサービスを提供している。

※お問い合わせ ☎1577-7129 ソウル市鍾路区清溪川路85

●インターナショナルSOS

インターナショナルSOSは会員制で運営されるサービスで、医学専門家が24時間、英語・日本語・フランス語で救急状況の際、救助、避難、本国送還等のサービスを提供している。

※お問い合わせ ☎02-3140-1700(時間)、www.internationalsos.co.kr [英語]

③ 外国人労働者等恵まれていない階層向け医療サービス

■支援対象

外国人労働者及びその子女(18歳未満)、国籍取得前の結婚移住者及びその子女、難民及びその子女等で健康保険、医療給付等各種医療保障制度による医療サービスが受けられない者

■支援事項

- 入院及び手術(当日の外来手術を含む)
- 産前診察：産前診察による検査の場合、保健福祉部の告示による給付対象の検査及び超音波を支援

■支援内容

- 入院から退院まで発生した医療費総額の90%を支援し10%のみ本人負担となる。1回当たり500万ウォンの範囲内で支援が受けられる。
- 1回当たり医療費総額が500万ウォンを超過する場合、同一人が1回以上手術を受ける場合、医療機関の審議を経て医療費超過事由書を作成し市・道の管轄部署に提出する。

■支援の形態

- 現金または現物

■申請手続き及びお問い合わせ

- 事業遂行の医療機関への訪問および資格の確認など(市・道保健政策関連部署で事業遂行の医療機関確認が可能) / 保健政策課 041-635-2644

④ その他医療サービス機関

■オンドリーム希望医療センター

オンドリーム希望医療センターは多文化家庭、外国人労働者、難民等医療サービスを受けることが困難な階層を援助するためソウル大学病院、大韓赤十字社、ヒョンダイ車チョン・モング(鄭夢九)財団が協力して開設した医療センターである。

- 住所:チョン(鐘路)区セムナンロ9ソウル赤十字病院3階
- 医療時間:月～金 午前 9:00～午後 5:00
- 連絡先: ☎02-2002-8683~4 / <http://hncenter.or.kr> [韓国語・英語]



オンドリーム希望医療センター

■西南圏グローバルセンター

西南圏グローバルセンターは国内に住む外国人の内、医療サービスを受けるのに困難な階層を優先的に内科、リハビリテーション科、歯科、韓方等無料医療サービスを提供している。

- 住所:ヨンドウンポ(永登浦)区 トシンロ 40
- 医療時間:診療科によって異なるのでホームページを参照。
- 連絡先

内科・リハビリテーション科・歯科・韓方 ☎02-2632-9933

メタボリックシンドローム ☎02-2670-4756、02-2670-4912~4 / www.swsgc.co.kr

[韓国語・英語・中国語・日本語、パキスタン、ネパール、ベトナム、フィリピン、ウズベキスタン、モンゴル、タイ]



ソウルグローバルセンター

03 健康保険制度

韓国の医療保障制度は社会保険の方法で全国民を対象に単一の保険者が運営する国民健康保険 (NHI: National Health Insurance) である。保険料は所得や財産の保有金額により算定される。

① 健康保険の種類と加入の資格条件

健康保険は職場保険(社会保険)と地域保険(国民保険)の二つに分けられる。

■職場保険

関連法により在留資格が認められる場合、職場保険の加入が義務付けられる。ただし短期滞在の外国人労働者(D-3)、訪問就業(H-2)等の場合、在留期間終了後に帰国する予定者であるため老人長期療養保険料(後期高齢者医療保険料)の納付は免除される。

■地域保険

区分	区分内容
適用対象 (在留資格)	<ul style="list-style-type: none"> •6ヶ月以上在留した外国人在外国民は、2019年7月16日から健康保険地域加入者として当然加入することになり、大韓民国国民と同一の保険給与を受けられるようになっています。 •文化芸術(D-1)、留学(D-2)、産業研修(D-3)、一般研修(D-4) •取材(D-5)、宗教(D-6) •駐在(D-7)、企業投資(D-8)、貿易経営(D-9)、求職(D-10) •教授(E-1)、会話指導(E-2)、研究(E-3) •技術指導(E-4)、専門職業(E-5)、芸術興行(E-6) •特定活動(E-7)、非専門就業(E-9)、船員就業(E-10) •訪問同居(F-1)、居住(F-2)、同伴(F-3)、在外同胞(F-4)、永住(F-5)、結婚移民(F-6)は国内に入国した日(但し、入国日より外国人登録が遅い場合の登録日) •観光就業(H-1)、訪問就業(H-2)、在外国民 ※留学(D-2)、一般研修(D-4)は2021年3月1日から当然加入適用 ※但し、G1(その他)のうちG-1-6(人道的在留許可者)及びG-1-12(人道的在留許可者の家族)は加入対象
加入手続き	<ul style="list-style-type: none"> •別途、申請手続きなし。自動的に健康保険公団に一括加入処理 ※登録官庁に在留地(居住地)の変更届を出す場合は、洞・号などを正確に記載して、郵便物が届かないことで不利益が生じないようにご注意ください
保険料の 賦課及び納付	<ul style="list-style-type: none"> •所得・財産に応じて個人(家族)単位で算定し、算定された保険料が前年度11月全体加入者の平均保険料未満の場合は平均保険料が賦課される。 *2021年度の平均保険料:131,790ウォン •但し、難民認定者(F-2-4)及びその家族(F-1-16)、19歳未満の単独世帯は平均保険料未満の場合でも平均保険料を賦課せず、内国人と同様に保険料を算定 ※外国人は本国の財産所得などの把握が難しいため、平均保険料を課している。 •自動振り込み、仮想口座、銀行、電子収納、公団支社(クレジットカード)、徴収ポータルなどの納付

※韓国では留学生のための医療支援システムとして保険会社が障害保険を運営している。障害保険は1年単位で加入し年間一定金額で保険契約を締結し疾病または障害発生の際、病院代を支払い保険会社へ発生費用を請求すると一定金額を除く全額を払い戻す制度である(保険加入条件により保障限度額は異なる)

Q & A

Q 外国人も歯科保険に加入することができますか。

虫歯の治療は国民健康保険が適用されます。しかし、義歯(入れ歯)や人工歯(インプラント)等「歯科の補綴(補綴材料及び技工料等を含むインプラント)」は保険給付施策上、給付対象として認めにくいため給付対象から除外されています。補綴及びインプラント施術のための検査及び前処置等それに伴う諸般の費用もやはり給付対象から除外されます。最近、国内の私保険の会社が歯科の商品のみ取り扱う保険商品が開設されていますので詳しい商品の紹介は私保険の会社から案内を受けることができます。

Q 飼っていた犬が重い病気にかかりました。英語でコミュニケーションできる動物病院がありますか。

ソウルでは最新の診断及び治療装備を備えた総合病院それと同等のレベルの個人があります。大韓獣医社会のホームページ (<http://www.kvma.or.kr>[Korea]) を訪問すると、近くの動物病院を見つけることができます。また、外国人のための電子政府 (www.hikorea.go.kr) が提供する通訳サービスをご利用いただけます。

言語別内線番号を押してください。



通訳サービスBBB代表電話
1588-5644

英語	1	イタリア語	6	ポーランド語	11	インドネシア語	16
日本語	2	ロシア語	7	トルコ語	12	モンゴル語	17
中国語	3	ドイツ語	8	スウェーデン語	13	インド語(ヒンディー語)	18
フランス語	4	ポルトガル語	9	タイ語	14	マレーシア語	19
スペイン語	5	アラブ語	10	ベトナム語	15	スワヒリ語	20



06

就業及び労務

- ① 外国人の就業活動
- ② 在留資格別就業手続き
- ③ 許可を受けて就業できる在留資格
- ④ 労働法
- ⑤ 4大保険
- ⑥ 外国人労働者のための支援及び情報センター
- ⑦ 就業及び雇用サイト
- ⑧ Q&A

01 外国人の就業活動

外国人はビザの種類により在留資格範囲内で活動することができる。外国人の場合、誰でも就業できるわけではなく在留資格には「就業できる資格」と「就業できない資格」に分けられる。

就業できる在留資格

短期就業(C-4)、専門技術(E-1~7)、非専門就業(E-9)、船員就業(E-10)、観光就業(H-1)、訪問就業(H-2)、居住(F-2)、在外同胞(F-4)、永住(F-5)、結婚移住(F-6)等

02 在留資格別就業手続き

1 短期就業(C-4)

活動期間90日以内。国内で一時的に興行活動、広告、ファッションモデル活動、講義、公演、研究、技術指導を目的とする場合、就業できる。

2 専門技術(E-1~7)

- 各在留資格別に要求する資格条件を備えなければならない。
- 資格を持つ医師と看護師は長官の承認を得なければならない。
- E-2ビザの申請人は犯罪経歴証明書と自己健康確認書、学位取得証明書を必ず提出しなければならない。入国後は外国人登録の際、法務部長官が指定する医療機関が発行した「麻薬類検査結果が含まれた採用身体検査書」を提出しなければならない。

3 居住(F-2)

米ドル50万以上を投資し企業投資(D-8)の在留資格で3年以上滞在し続けた外国人、米ドル30万以上投資した後、国民を2人以上雇用した外国人、不動産投資移住者とその配偶者及び未成年の子、永住権者の配偶者、難民認定を受けた者等は就業することができる。

4 在外同胞(F-4)

単純労務、射幸行為を除く就業活動が3年間認められる。

5 永住(F-5)

国内就業活動の範囲に制限されない。

6 観光就業(H-1)

短期間就業活動を行おうとする者で滞在できる期間は協定上の在留期間までである。

7 非専門就業(E-9)

- 入国後、事業場に配置される前、就業教育を履修し帰国費用保険、障害保険に加入しなければならない。

- 3年の就業活動期間の範囲内で当事者間の合意により労働契約を締結または更新することができる。就業期間中は家族を同伴することはできない。
- 就業活動期間満了日7日前までに、使用者が再雇用を申請する場合、1回に限り出国せず1年10か月まで続けて就業することができる(労働契約期間が1か月以上の者)。
- 外国人労働者ははじめに入国した事業場で勤務することが原則である。
- ただし、以下の事由がある場合、事業場を変更することができる。

- ① 雇用主が適切な事由により労働契約を解除しようとしたりまたは労働契約が満了した後、更新を断る場合
- ② 休業・廃業等外国人労働者に責めに帰さない事由によりその事業場で労働を続けられないと認められる場合
- ③ 勤務中の事業場に対し外国人雇用許可が取り消しまたは雇用制限措置が定められた場合
- ④ 事業場の労働条件が労働契約条件と異なる場合、労働条件の違反等雇用主の不当な処遇等により労働契約を維持することが困難な場合
- ⑤ 傷害等で外国人労働者が当該事業または事業場で続けて勤務することが不適切であるがまたは他の事業あるいは事業場で勤務できると認められる場合事業場の変更の際、外国人労働者は前の事業場から退社した後1か月以内に求職申請をしなければならない。さらに求職申請日より3か月以内に再就業しなければならない。

- 最初の入国後認められた就業活動期間内(最大3年)に、原則的に3回まで事業場を変更ことができ再雇用により就業活動期間が延長した場合、延長期間内で最大2回まで事業場の変更が可能である。ただし、事業場を変更した事由が「休業・廃業、その他外国人労働者の責任ではない理由によりその事業場で労働を続けられないと認められる場合」事業場の変更回数に算入されない。

8 訪問就業(H-2)

- まず、労働部指定の教育機関で就業教育を履修しなければならず雇用センターに求職申請後、求職斡旋を依頼または自ら求職活動をすることができる。
- ただし、雇用労働部長官により指定された事業場でのみ働くことができ労働開始後14日以内に入国管理事務所に労働開始または勤務先変更届出をしなければならない。
- 就業教育の履修と関係なく外国人登録は韓国への入国日より90日以内に居住地管轄の出入国管理事務所で行わなければならない。
- ただし、訪問就業の同胞が「建設業」に就業するためには就業登録申請及び就業教育等の手続きを経て「建設業就業認定証明書」の発行を必ず受けなければならない。

03 許可を受けて就業できる在留資格

以下の在留資格を有する者は在留資格外活動許可を受けなければ合法的な就業活動ができない。その他詳しい情報は☎1345またはHi, Korea!!(www.hikorea.go.kr)で確認できる。

① 留学(D-2)、語学研修(D-4-1、D-4-7) 時給制アルバイト

■ 基本原則：通常、学生が行う時給制就業(単純労務等)活動に限る。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 留学及び語学研修の在留者で留学生担当者または指導教授の確認を受けた者(語学研修生：青少年は不可、資格変更日/入国日より6か月以上経過した者)
許容時間	<ul style="list-style-type: none"> 語学研修課程：週当たり10時間～20時間以内 学部課程：週当たり10時間～20時間以内 修士・博士課程：週当たり15時間～30時間以内 <p>※詳細な内容は法務部開国人在留案内マニュアル(韓国語能力別、学位過程別の許容時間)参照)</p>
許容分野 及び制限分野	<ul style="list-style-type: none"> 許容分野 <ul style="list-style-type: none"> -通訳・翻訳、飲食業の補助、一般事務補助等 -英語村または英語キャンプ等のショップの販売人、食堂の店員、イベント補助要員等 制限分野 <ul style="list-style-type: none"> -すべての製造業及び建設業 -先端研究所、射幸行為の営業、遊興接客業等
場所の変更	<p>許可期間内に雇用主が変わり就業場所が変更する場合 (15日以内に本人または大学の留学生担当者が訪問または電子政府のツールにより就業場所等の変更届出を行う。)</p>
制限対象	<ul style="list-style-type: none"> 最近学期の履修基準出席率が70%以下 平均単位(履修単位を基準)C(2.0)以下 語学研修課程は全体の履修学期の平均出席率が90%以下 時給制就業条件の不実告知をした者及び就業場所を変更した後、届出を行っていない者
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> パスポート、外国人登録証、申請書、手数料(免除) 時給制就業推薦書、成績または出席証明書(学校が発行)

※許可処理は在留期間の範囲内で最長1年、場所は2か所に限る。

※ 留学資格の本質的事項を侵害しない範囲内で一時的謝礼金、賞金、その他日常生活に伴う報酬を受けて行う活動は許可対象から除外される。

② 訪問同居(F-1)、同伴(F-3)

上記資格の所持者の内、就業資格条件等一定の条件を満たす者は教授(E-1)～特定活動(E-7)で在留資格活動許可を受け就業することができる。

04 労働法

韓国に住む外国人労働者は韓国人労働者と同様、労働法の保護が受けられる。労働法に関する詳しい情報は雇用労働部(www.moel.go.kr[韓国語・英語])で確認することができる。

① 労働時間

- 法定労働時間は休憩時間を除き一日8時間、一週間で計40時間である。
- 産後1年が経過していない女性は一日2時間、1週間6時間、1年150時間を超えて延長勤務することができない。さらに妊娠中の女性労働者は延長勤務をしてはならない。
- 18歳以上の女性に夜間労働(22時～翌日6時)、休日勤務をさせる場合、労働者の同意が必要である。
- 延長勤務、夜間労働、休日労働に対してはそれぞれ通常賃金の50%を加算して支払う。
- 4時間労働の場合は30分、8時間労働の場合は1時間の休憩時間が与えられる。

② 賃金

- 2021年最低賃金は、9,160ウォン(時給)だ。
- 雇用主は労働者の賃金を小切手または現金で支払わなければならない。また、労働者が支払日の前に前以て賃金支払いを請求する場合、すでに行った労働の賃金に対して支払う。
- 未払い賃金は地方労働官署に陳情するか民事手続きにより解決することができる。



③ 休暇

- 1年以上勤続、80%以上出勤した労働者は15日の有給休暇が与えられる。
- 労働年数が1年未満の労働者には1か月皆勤の際、1日の有給休暇が与えられる。
- 業務上の負傷、病気による休業、産前・産後休暇、流産・死傷休暇により休んだ期間は出勤として認められる。
- 女性労働者は月1日、生理休暇(無給)を請求することができる。

05 4大保険

- 外国人労働者も4大保険(産業災害補償保険、国民健康保険、雇用保険、国民年金)の適用を受ける。
- 国民年金、国民健康保険、産業災害補償保険は必須加入対象である。雇用保険は外国人の在留資格により一部は必須適用対象であり一部は任意の加入対象となる場合がある。
- 4大社会保険の情報連携センター(www.4insure.or.kr)に会員登録すると様々な情報が得られる。
- 事業主及び外国人労働者は出国満期保険、帰国費用保険、保証保険、障害保険に加入しなければならない。

06 外国人労働者のための支援及び情報センター

① ソウルグローバルセンター

- 平日14時から17時まで弁護士と労務士による無料の法律相談を受けることができる。
☎02-2075-4180

② ソウル市外国人労働者支援センター

外国人労働者とその家族を対象に緊急事態の時、短期保護に関する相談、教育、文化等、韓国社会への適応に必要なサービスを提供している。

名称	名称連絡先	ホームページ
カンドン外国人労働者センター	02-478-0126	www.gdcenter.co.kr
クムチョン外国人労働者センター	02-868-5208	www.gmwc.or.kr
ソンドン外国人労働者センター	02-2282-7974	www.smwc.or.kr
ソンプク外国人労働者センター	02-911-2884	www.sbmwc.or.kr
ヤンチョン外国人労働者センター	02-2643-0808	www.shinmok.or.kr
ウンピョン外国人労働者センター	02-388-6343	www.facebook.com/EP.EMWC

③ 雇用労働部

- 賃金の滞納、不当な解雇等に関する業務を行う部署である。
- 雇用労働部 FAQ : <https://minwon.moel.go.kr>
- 雇用労働部 総合相談センター ☎1350 (外国語相談 5番)

④ ソウル地方弁護士会

- ソウル地方弁護士会は相談により外国人労働者に無料で法律相談を行っている。
- 外国人無料法律相談の場所

場所	相談日	連絡先
中国同胞愛の家	第2日曜日14:00~17:00	02-872-9290
曹溪寺	第3日曜日14:00~17:00	02-768-8524
ソウル朝鮮族教会	第4日曜日14:00~17:00	02-857-7257

⑦ 就業及び雇用サイト

名称	ホームページ	連絡先
ジョブ코리아(Job Korea)	www.jobkorea.co.kr	1588-9350
サラムイン(Saramin)	www.saramin.co.kr	02-2075-4733
インクルート(Incruit)	www.incruit.com	1588-6577
Contact Korea	www.contactkorea.go.kr	02-3460-7387
ESL Korea	www.eslkorea.net	02-515-1795



Q & A

- Q** 私立大学で4年間勤務し別の私立大学校へ転職しました。以前の職場で退職年金を支払ってくれませんが今まで納入した年金額がいくらなのか調べることはできますか。

私立大学の教職員を対象とする年金制度の私学年金に加入されているはずですが、学校を退職する際、退職給与を申請するとそれまで納入した退職年金を受け取ることができます。また別の私立学校の教員として転職し年金を納入した場合、連続して私学年金の適用が可能となります。退職の際、退職年金を申請すると前の年金を含めて累積した年金を一時金として受け取ることができ、もし20年以上私学年金を納入した場合は年金の形として受け取ることもできます。従来納入した年金額の確認は私立学校教職員年金公団を通じて確認することができます。(私学年金：個人負担8.5%、法人5.0%、国3.5%)

※私立学校教職員年金公団(私学年金) ☎1588-4110、www.tp.or.kr

- Q** ネイティブスピーカーの講師として2年6か月勤務しましたが2年に該当する退職金のうち受け取りました。残りの6か月の退職金は受け取る資格がありますか。

退職金は事業場で12ヶ月以上勤務する際に受給権を有します。労働者の継続労働の年数により支払われる退職金は最初の2年に対して清算されたとしても残りの6か月はその期間が延長したものとみなすべきであるため退職金は支払われるべきです。これは語学学校を管轄する地方労働庁に通報し受け取ることができます。

- Q** 英語会話講師として9か月間外国語学校で勤務しています。労働契約書には1年に10日の無給休暇のみ保障されていますが有給休暇はもらえないでしょうか。

労働基準法第60条によると雇用主は1年間80%以上出勤した労働者には15日の有給休暇を与えるべきだと規定しています。9か月間勤務した労働者の場合上記の条件に該当しないため15日の有給休暇は使えません。一方、雇用主は労働した期間が1年未満の労働者には1か月皆勤の場合、1日の有給休暇を与えなければならないと労働基準法に定められています。この規定により申請人は法律に従い9日の有給休暇を取ることができます。したがって申請人の労働契約書の条項と関係なく申請人は9日間、休暇を取ることができこれについて雇用主は9日相当の賃金を支払わなければなりません。



07 運転

- ① 運転免許
- ② 交通事故
- ③ 自動車登録及び抹消
- ④ レンタカー及びカーシェアリング
- ⑤ オートバイ
- ⑥ Q&A

01 運転免許



① 運転免許の新規取得

韓国の国内運転免許は1種と2種に大別できる。免許種別により運転できる車種が異なる。運転免許を取得するためには段階別学科試験、技能試験、路上試験の3つの試験にすべて合格しなければならない。

■免許種別

1種大型、1種普通、1種特殊、2種普通、2種小型、2種原動機付自転車 自転車

■交通安全教育

学科試験前まで免許試験場内「交通安全教育場」または自動車専門学院のような交通安全教育機関に指定された場所で実施する。

•教育対象

運転免許を取得しようとする者

•教育時間

学科試験前までの1時間

•教育内容

視聴覚教育

•持ち物

手数料 無料、身分証(住民登録証、パスポート、外国人登録証等)

■身体検査

•場所

試験場内の身体検査室または病院

•手数料

- 試験場内の身体検査室：1種大型・特殊免許7,000ウォン、その他の免許6,000ウォン
- 病院：病院によって手数料は異なる

■学科試験

•持ち物

受験申請書、6か月以内に撮影したカラー写真3.5×4.5cm(3×4cmも可能)3枚、身分証(住民登録証、パスポート、外国人登録証等)

•手数料：1・2種普通10,000ウォン、原動機 8,000ウォン、2種小型7,500ウォン

•試験内容：安全運転に必要な交通法規等、公開された学科試験の問題バンクの内、40問を出題

•受験可能言語：韓国語、英語、中国語、ベトナム語

•結果発表：試験終了後、すぐコンピュータモニターに獲得した点数と合格か不合格かが表示される。

■技能受付

- 持ち物:受験申請書、身分証(住民登録証、パスポート、外国人登録証等)
※代理で受付する際、代理人の身分証及び委任者の委任状を添付
- 数料:1・2種普通22,000ウォン、1種大型20,000ウォン、1種特殊20,000ウォン、原動機8,000ウォン、2種小型7,500ウォン

■仮免許発給

- 仮免許は路上試験を仮許可する免許証で、有効期間は1年である。
- 手数料:4,000ウォン

■路上走行試験の受付

- 仮運転免許証の所持者で路上試験を受けるために受験日と受験時間の指定を受ける。
- 持ち物:受験申請書(仮免許を付着)、身分証(住民登録証、パスポート、外国人登録証等)
※代理で受け付ける際、代理人の身分証及び委任者の委任状を添付
- 手数料:路上試験25,000ウォン

■自動車学校

- 韓国の自動車学校では技能試験及び路上試験を備えた授業を受けることができる。
- 免許試験の受験者が筆記試験、技能及び路上試験に合格すると免許試験場で免許証が発給される。

■運転免許試験場

ソウルではカンナム(江南)、カンソ(江西)、トボン(道峰)、ソブ(西部)の計4か所の運転免許試験場がある。

試験場名	所在地	連絡先
カンナム運転免許試験場	カンナム(江南)区 テヘラン口114ギル23	道路交通公団
カンソ運転免許試験場	カンソ(江西)区 ナムブスンファン口 171	運転免許サービス ☎1577-1120
トボン運転免許試験場	ノウォン(蘆原)区 トンイル口 1449	http://www.safedriving.or.kr
ソブ運転免許試験場	マポ(麻浦)区 ワールドカップ口42ギル13	

Tip 外国人向け運転免許教室

- 警察庁:移住女性、外国人労働者を対象に外国人向け運転免許教室を実施している。ソウルにはトンデムン、マポ、ヨンドウンポ、クァンジン、クァナク、カンソ、ソンパ、トボン警察署が運営している。お問い合わせは各警察署まで。
- ソウルグローバルセンター:外国人を対象に運転免許教室及び交通安全教育を実施している。詳しい情報はソウルグローバルセンターのホームページ(<http://global.seoul.go.kr> [韓国語・英語・中国語])で確認することができる。

② 国際運転免許証

韓国はジュネーブ条約加盟国であるためジュネーブ条約の加盟国から発給された国際運転免許証が認められる。また2002年1月からウィーン条約の加盟国から発給された国際運転免許証でも国内での運転を認めている。外国人住民の国で発給された国際運転免許証は免許証に記された期間中有効であり有効期間は入国日より1年間となっている。韓国で期限の更新はできない。

■国際運転免許証が認められる国

<https://www.safedriving.or.kr/guide/larGuide051.do?menuCode=MN-PO-1215>

■外国免許の国内免許への切り替え

- 国際運転免許証認定国から発給された免許証を所持した外国人は身体検査のみ受ければ韓国の運転免許への切り替えかでききる。
- 道路交通法第84条により外国免許証を韓国 運転免許証に切り替える時外国免許証は提出する。
- 返却した免許証は海外出国、国内免許本人による取消、外交公館の送付要請がある場合、返還可能。交換日より10年以内に受け取らない場合廃棄される。
- 韓国の運転免許証を認めない国が発給する免許証を所持する外国人は筆記試験と身体検査を受けなければならない。
- 筆記試験は40問の選択問題で韓国語、英語、中国語、ベトナム語で受験できる。
- 免許切り替え時の必要書類

外国人・外国市民権者	韓国人・永住権者
<ul style="list-style-type: none"> •外国免許証(原本) •パスポート原本 (出国から入国まで、出入確認できるパスポート) •外国人登録証原本 (外国国籍同胞の国内居所届証(原本)) •6か月以内に撮影したカラー写真3枚 •免許証に対する大使館確認書 •出入国事実証明書(出生年度から現在まで) •手数料：8,000ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> •外国免許証(原本) •パスポート(原本) (パスポートにある入・出国スタンプで免許証発行国において90日を超過して滞在していたことが確認されなければならない) ※永住権、ビザは認めない •住民登録証(原本、在外国民用住民登録証を含む) •6か月以内に撮影したカラー写真3枚 •免許証に対する大使館確認書又アポスティーク •出入国事実証明書(出生年度から現在まで) •手数料：8,000ウォン

■国内免許への切り替えが可能な国

<https://www.safedriving.or.kr/guide/larGuide031.do?menuCode=MN-PO-1213#none>

③ 法規違反の際の罰点項目

法規違反の際、停止処分の基準	罰点
1. スピード違反(100km/h超過)	100
2. 酒に酔った状態の基準を超えて運転した時(血中アルコール濃度0.03%以上、0.08%未満)	
2-2. 自動車などを利用して刑法上特殊傷害など報復運転をして立件された時	
3. スピード違反(80km/h超過100km/h以下)	80
3-2. スピード違反(60km/h超過80km/h以下)	60
4. 停車・駐車違反に関する措置違反(団体所属するか多数の人に含まれ、警察公務員の3回以上の移動命令に従わず、交通を妨げた場合に限り)	40
4-2. 共同危険行為により刑事立件された時	
4-3. 危険運転で刑事立件された時	
5. 安全運転義務違反(団体所属するか多数の人に含まれ、警察公務員の3回以上の安全運転指示に従わず、他人に危険と障害を与える速度や方法で運転した場合に限り)	
6. 乗客の車内騒乱行為を放置運転	
7. 出席期間または反則金の納付期間満了日より60日が経過するまで即決審判を受けなかった場合	
8. 通行区分違反(中央線進犯に適用)	
9. スピード違反(40km/h超過60km/h以下)	30
10. 踏切通過方法の違反	
10-2. 児童通学バス特別保護違反	
10-3. 児童通学バス運転者の義務違反(シートベルトを着用させなかった運転者は除く)	
11. 高速道路・自動車専用道路の路肩通行	
12. 高速道路のバス専用車路・多人数乗り専用車路の通行違反	
13. 運転免許証等の提示義務違反 または運転者 身元確認のための警察公務員の質問に応じなかった時	

法規違反の際、停止処分の基準	罰点
14. 信号・指示違反	15
15. スピード違反(20km/h超過40km/h以下)	
15-2. スピード違反(スクールゾーン内で午前8時から午後8時までの制限速度20km/h以内を超過した場合に限る)	
16. 追い越し禁止の時期・場所の違反	
16-2. 過積載の違反または転落積載物防止違反	
17. 運転中に携帯電話の使用	
17-2. 運転中に運転者が見られる位置に映像を表示	
17-3. 運転中に映像表示装置を操作	
18. 運行記録計未設置自動車の運転禁止等の違反	
19. 通行区分の違反(歩道へのはみ出し、歩道横断方法の違反)	
20. 指定車路の通行違反(進路変更禁止場所での進路変更を含む)	
21. 一般道路バスレーンの通行違反	
22. 安全距離確保の不履行進路変更方法の違反を含む)	
23. 追い越し方法の違反	
24. 歩行者保護義務の不履行(停止線違反を含む)	
25. 乗客または乗降客の墜落防止措置の違反	
26. 安全運転義務の違反	
27. 路上での言い争い・諍い等による車馬の通行妨害行為	
28. 石・ガラス瓶・金属片、それ以外の道路にいる者または車馬を損傷させる憂慮のある物を投げたり発射する行為	
29. 道路を通行する車馬から外へ物を投げる行為	

02 交通事故

① 交通事故が発生した場合の措置事項

運転者及び同乗者は交通事故が発生した場合、直ちに停車し死傷者の救護措置を取り最寄りの派出所または警察署に通報する。

■ 通報内容

- 事故が起きた場所
- 死傷者数・負傷の程度
- 損壊の物・損壊の程度
- その他の措置状況

■ 事故発生した場合、措置妨害の禁止

- 交通事故が起きた場合、車両 同乗者は運転者等が行う措置と届出の行為を邪魔してはならない。
- 加害者・被害者は事故処理による法的手続きが進められているかどうかにかかわらず、道徳の面で互いに礼儀を尽くさなければならない。
- 事故を起こした後の逃走を目撃した場合、目撃した負傷者を救護すると同時に逃走した車両ナンバー・車種・車の色等、事故の特徴を112に通報しなければならない。
- 事故現場はガソリンの漏れや積載の貨物に発火可能な危険物があり得るのでタバコを吸ったり火のついたマッチを捨てる行為を禁ずる。



② 交通事故罰点項目

事故結果による罰点の基準			
人的被害の交通事故	死亡 1名毎に	90点	事故発生時から72時間以内に死亡した場合
	重症 1名毎に	15点	3週間以上の治療を要する医師の診断を受けた事故
	軽症1名毎に	5点	3週未満5日以上の治療を要する医師の診断を受けた事故
	負傷申告1名毎に	2点	5日未満の治療を要する医師の診断を受けた事故

交通事故措置不履行による罰点の基準	
15点	物的被害が発生した交通事故を起こした後、逃走した場合
30点	1. 交通事故を起こして直ちに死傷者を救護する等の措置を取らなかったがその後自主申告をした場合 2. 高速道路、特別市・広域市及び市の管轄区域と郡(広域市の郡は除く)の管轄区域の内、警察官署が位置する里または同地域で3時間(その他の地域では12時間)以内に自主申告をした場合
60点	2の規定による時間経過後、48時間以内に自主申告をした場合

③ 自転車の交通事故

- 韓国では自転車を「車」として取り扱うので自転車の運転者は「道路交通法」による交通法規を遵守し自転車を安全に利用するために努力しなければならない。
- 自転車を運転する際、事故が起きた場合、自動車交通事故発生の時と同様の措置を取る。
- ただし、自転車対自転車の事故の場合、人間は怪我せず自転車ののみ損壊されたことが明らかで道路での危険防止と円滑な往来のために必要な措置を取った場合は警察に通報しなくても構わない。
- 事故発生した場合 措置状況等の通報をしなかった者は30万ウォン以下の罰金または拘留に処される。

03 自動車登録及び抹消

① 新規登録

自動車を購入した後は自動車新規登録をしなければならない。自動車制作・販売者等が新規登録を代行することもできる。登録せず自動車を運行する場合、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金が科せられる。

■申請方法

市・道 または市・郡・区庁及び自動車登録事務所 の窓口で申請、またはホームページ (www.car365.go.kr [韓国語])でオンライン申請

■提出書類

- 外国人登録証とパスポートの写し
- 自動車新規登録申請書
- 所有権を証明する書類(新車または輸入車により所有権の証明ができない場合)
- 自動車制作証(新車の場合)
- 輸入申告畢證または輸入事実証明書(輸入車の場合)
- 自動車検査確認証または自動車安全検査証
- 臨時運行許可証(一時運行許可を受けた場合)
- 臨時運行許可ナンバープレート2枚(一時運行許可を受けた場合)
- 義務保険加入証明書及び公債購入畢證

■抹消登録された自動車の再登録

- 上記書類と同一。抹消事実証明書 1部、新規検査証明書

② 移転登録

登録された自動車売買業者から中古自動車を売買した場合、譲受人が直接移転登録を申請しようとする時を除き自動車売買業者が移転登録申請を代行する。譲受人が移転登録を申請しない場合、譲渡人が移転登録を申請することができる。移転登録を申請しない場合、50万ウォン以下の過料が科せられる。

■譲受人の移転登録期間

項目	時期
売買の場合	買い入れた日より15日以内
贈与の場合	贈与を受けた日より20日以内
相続の場合	相続開始日の属する月の末日より6ヶ月以内
その他	その他15日以内

■申請方法

市・道 または市・郡・区庁の窓口で申請、またはホームページ(www.car365.go.kr [韓国語])で申請可能。

※売買業者は窓口でのみ申請可能

■提出書類

- 移転登録申請書
- 自動車譲渡証明書(売買の場合)
- 贈与証書(贈与の場合)
- 譲渡人の印鑑証明書と印鑑(売買による移転登録の場合に限る。印鑑証明書の用途欄に自動車売却用であることを記載し譲受人の氏名、住民登録番号を記載)。ただし以下のいずれかに該当する場合、譲渡人の印鑑証明書を添付する必要はない。
 - ≫自動車売買業者、自動車競売場の開設者が売買または斡旋した場合
 - ≫譲渡人と譲受人が直接取引した場合で譲渡人が登録官庁で直接自動車の譲渡事実を確認する場合
- 売却決定書(売却された場合に限る)
- 確定判決謄本(判決による所有権移転の場合のみ該当)
- 代理人が申請する場合：委任状及び委任した者の身分が確認できる身分証明書の写本
 - ※購入代金を支払う前、所持者の住所地管轄の市・郡・区庁・交通行政課に当該自動車が税金または罰金未納による差押え処分になっているかどうかを確認する。

③ 変更登録

■申請方法及び期間

- 市・道または市・郡・区庁の窓口で申請及びホームページ (www.car365.go.kr [韓国語])でオンライン申請
- 変更登録事由が発生した日より30日以内

■提出書類

- 自動車変更登録申請書
- 変更登録申請事由(変更内訳)証明書類
- 自動車登録ナンバープレート(自動車登録番号が変更される場合)
- 本人申請：身分証 / 代理人申請：委任状(車主印鑑捺印)、車主身分証写し

④ 引越し物品の一部として外国から持ち込んだ自動車

韓国で最低1年以上居住する目的で入国する外国人、または家族と共に6ヶ月以上1年未満で居住する目的で入国する外国人の場合、引越し物品の一部として自動車を持ち込むことができる。

■認定基準及び方法

- 税関で引越し物品の一部として認められる必要がある。その際に二輪自動車(排気量50cc以上)、乗用自動車のみ可能である。
- 小型自動車またはセダンは可能であるがトラックまたはトレーラーハウス、10人乗り以上の自動車は持ち込めない。

・入国日まで3か月以上使用した自動車のみ引越し物品として認められる。引越しする者または同伴家族の名義の登録車のみ可能である。

- ・自動車登録証と所有証明書及び保険書類を提出しなければならない。
- ・自動車検査及び排気ガス検査関連情報は交通安全公団(☎1577-0990 www.ts2020.kr [韓国語・英語])、排気ガス及び騒音関連情報は交通環境研究所(☎032-560-7114 www.nier.go.kr [韓国語・英語])で確認することができる。

5 自動車保険加入

- 韓国で自動車を所有・運行する時は必ず保険に加入しなければならない。
- 義務保険に加入していない場合、自動車損害賠償補償法第50条第2項により義務保険に加入していない期間により200万ウォン以下の過料が科せられる。
- 義務保険に加入していない自動車を運転する場合、自動車損害賠償補償法第46条第2項により1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金刑に処する。
- 自動車保険の商品種類、自動車保険料の比較照会及び割引・割増適用率に関する詳しい情報は損害保険協会(<http://kpub.knia.or.kr> [韓国語])で確認することができる。

6 自動車の車検

運行中のすべての車両は自動車管理法により定期点検を受けなければならない。

■車検の方法

- ・乗用車：車両の最初登録日から4年が経過した時点から2年に一回、車検を施行(自動車の種類により異なる)
- ・検査期間：車検有効期間満了日を前後それぞれ31日以内
- ・過料：検査期間内の検査を受けない場合、過料が科せられる
※有効期間経過後30日までは2万ウォン、30日以降は3日に1万ウォンずつ追加(最大30万ウォン)
- ・当該期間内に車検が受けられない場合、期間延長申請が可能

7 廃車処理

車両の所有者の場合、自動車登録証と身分証だけあれば全国に登録された廃車場で廃車が可能である。登録された廃車場ではなく代理人(廃車代行業者)を利用する場合、追加で車両所有者の印鑑証明書と委任状が必要である。ソウルにある廃車場の住所は韓国自動車解体リサイクル業協会(www.kasa.or.kr [韓国語・英語])で確認することができる。

■提出書類

- ・自動車登録証(原本)
- ・3日以内に交付された自動車登録原簿(写し)
- ・印鑑が押された所有証明書
- ・外国人登録証

■廃車手続き



※もし無許可の業者を利用し廃車を行う場合、廃車引受証明書を発給してもらえない。さらに問題が発生した場合、責任は自動車所有者にあるので必ず登録された廃車場を利用しよう。

04 レンタカー及びカーシェアリング

① レンタカー

レンタカー(Rent-a-car)とは運転免許証所持者に車を貸すサービスである。ほとんどの韓国のレンタカー業者は以下の基準を満たす外国人に車を貸している。

■レンタカー賃借基準

- 21歳以上、運転経歴1年以上の運転者
- 有効な運転免許証(韓国/国際)の所
 - ※国際運転免許証所持者は有効な自国の運転免許証とパスポートを提示

■レンタカー業者

会社名	会社名連絡先
SKレンタカー	☎1599-9111、www.skcarrental.com [韓国語・英語]
ロッテレンタカー	☎1588-1230、www.lotterentacar.net [韓国語・英語]
シックスレンタカー	☎1588-3373、www.sixt.co.kr [韓国語・英語]

※統合ポータルで「レンタカー」または「レンタカー会社」で検索すると様々な情報が得られる。レンタカーの利用料金は業者によって異なるため比較・検討しての利用。

② カーシェアリング

カーシェアリング(Car Sharing)は車両を貸出する方法の一つ。しかしレンタカーと運営方法が異なる。

■運営方法

- レンタカーとは異なり、会員にのみ貸出する。
- レンタカーは主に一日を基準に貸出契約を結び、返却の日に限り時間単位の料金で計算する。一方、カーシェアリングは時間または分を基準に料金を計算する方法であるため短い時間自動車を利用しようとするときに便利である。

■カーシェアリング 会社

会社名	連絡先
グリーンカー	☎080-2000-3000、www.greencar.co.kr [韓国語]
ソカー	☎1661-3315、www.socar.kr [韓国語]

05 オートバイ



オートバイ

オートバイ(Motorcycle)は自動車に比べて低価格でソウル市内の混雑している道路では特に便利である。営業用としては主に宅配、クイックサービス、飲食店の出前等でオートバイが使われている。通学用または通勤用で利用する運転者も多い。ほとんどのオートバイの運転者は経済性と利便性のためオートバイを利用しているという。

① 免許取得

オートバイの種類	運転免許
排気量125cc以上	自動車運転免許+2種小型免許
排気量125cc以下	1・2種普通免許
スクーター	1・2種普通免許

※2種小型免許は満18歳以上であれば受験でき高速道路ではオートバイの運行が禁止されている。

② 登録及び保険

- オートバイ登録：居住地の区庁・交通行政課窓口で登録することができ外国人登録証、二輪自動車制作証、保険加入証明書を提出しなければならない。
- 保険加入：自動車と同様でオートバイを所有し運行しようとする場合、必ず保険に加入しなければならない。

Q & A

- Q** 中国運転免許証を韓国運転免許証に切り替えました。しばらく中国に行く用事があって提出した中国の運転免許証が必要ですが返却される時韓国の運転免許証を返却しなければなりませんか。

その場合、韓国の運転免許証は返却しなくても大丈夫です。韓国の運転免許証はそのまま所持し有効期間中、韓国で使うことができます。中国の運転免許証を受け取る際、出国計画を証明できる航空券または船舶切符、パスポート、外国人登録証と韓国の運転免許証を所持し免許証を提出した運転免許試験場を訪問してください。

- Q** 飲酒運転に摘発され血中アルコール濃度0.05%が検出されました。どのような処罰を受けますか。

飲酒運転の処罰基準としては血中アルコール濃度0.03%以上0.08%未満は1年以下の懲役または200万ウォン以下の罰金に処せられます。





08

通信及び金融

- ① 通信サービス
- ② 金融サービス
- ③ Q&A

01 通信サービス

1 電話

■有線電話

携帯電話とは異なり「有線の通信線」でつながった電話のことをいう。KT(☎100、www.kt.com)、SKブロードバンド(☎106、www.skbroadband.com)等、有線電話 サービスを提供する通信会社に申請するとサービスを利用することができる。利用料金及び加入費、設置費用は商品によって異なる。外国人の場合、有線電話 商品 加入した場合 パスポート、外国人登録証の写しが必要である。

■携帯電話

・開通方法

代表的な通信会社としてSKテレコム[韓国語・英語]、KT Olleh[韓国 語・英語]、LG U+がある。携帯電話を開通するためにはパスポート、外国人登録証、通帳の写し等の書類が必要である。代理人が申請する場合、申請人の提出書類とともに代理人の身分証を所持して代理店で申請する。普通、約定期間は2年で途中解除の場合、違約金を支払わなければならない。使用料金の場合、契約の際に先払いか後払いか選択することができる。

Tip 代表的な通信会社

KT Olleh

在留期間が3ヶ月以上残っていないと携帯電話を開通することができない。

☎114(携帯電話)、局番なしで 100、www.kt.com

SK telecom

携帯電話を開通するのに制限はないがビザのタイプにより端末機の購入費用が異なる。また携帯電話の開通の際、保証保険に加入しなければならない。

☎080-816-2000、080-011-6000、www.tworld.co.kr



LG U+

在留期間が1日でも残っていれば携帯電話が開通できる。ただし端末機を購入して1年 または2年の 使用契約を結ばなければならない。料金は口座振替、クレジットカード、GIRO、CD/ATM、オンライン振込等、様々な方法で納付できる。

☎114(携帯電話)、局番なしで101、www.uplus.co.kr

② インターネット

■超高速インターネット

- 開通方法: Olleh KT、SKブロードバンド、LG U+が代表的な超高速インターネットの通信会社である。加入相談番号に電話をかけるかホームページから会員登録し設置を申請すると、取付作業員が家を訪問する。初期の設置費用が発生し使用料は会社及び選択のプランにより異なる。
- 利用料金: 普通、使用期間を1年、2年、3年の単位で約定する。利用期間により利用料の割引率が異なり期間満了前解除する場合、契約期間により提供された割引料金を全額違約金として返済しなければならない。また、約定期間により無償で提供されたモデム、AP等の装備の使用料が有償となり、別途支払わなければならない。

インターネット通信会社名	ホームページ	電話番号
Olleh KT	www.kt.com	一般電話: ☎100(無料) → #2(英語による相談) 携帯電話: 地域番号+100(有料) [英語・中国語・日本語] 1588-8448
SKブロードバンド	www.skbroadband.com	☎106 / 010-8282-106 [英語・中国語・日本語]個別要請可能
LG U+	www.uplus.co.kr	☎101 [英語]個別要請可能

■携帯用Wi-Fi

携帯用Wi-Fi機器を携帯すると、いつでもどこでもインターネットサービスが使える。SKT、KT、LG U+の窓口で開通することができ一般的に2年約定で契約を行う。約定期間の満了前に解除する場合、違約金を支払わなければならない。



■インターネットカフェ



PCバンとも呼ばれる。1時間当たりまたは定額の料金を支払いオンラインゲーム、インターネット使用等ができる。ほとんど24時間営業で一時間当たり料金は約1,000~2,000ウォン。簡単な軽食も可能である。

③ 郵便及び宅配

■国内郵便

郵便局の窓口で宛先の住所と郵便番号を記載し規格の封筒を使うかどうか、郵便物の重さ等により料金を支払う。登記郵便は料金が高くなりますが配達履歴が記録されるため、郵便物が受領されたかどうかを正確に把握できる。重要な郵便物は登記郵便を利用しよう。郵便局の営業時間は平日午前9時～午後6時までですが、郵便局により午後8時まで営業土曜日も営業するところもある。

●郵便局コールセンター

一般 ☎1588-1300 / 平日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～13:00

海外からの電話 ☎82-2-609-4295 / 平日 9:00～18:00 / 土曜日及び日曜祝日は休日

Tip 住所移転サービス

転入・転出等で住所変更を行い新しい住所地で郵便物を受け取りたい時に利用できる。利用期間は3、6、9、12か月から選択可能で同一圏域の場合、手数料は無料。詳しい情報は郵便局ホームページ(www.epost.go.kr)で確認できる。

●国際郵便

外国に急いで手紙、書類、小包等を送らなければならない場合、郵便局の国際スピード郵便サービスであるEMS(Express Mail Service)が便利です。郵便物の種類と重量により料金が異なり国際郵便物(EMS、航空便小包・登記)を発送した後、郵便局のホームページまたはコールセンターの国際郵便追跡室で配達照会ができる。

●宅配

宅配とは郵便物や商品等を要請場所まで配達するサービスのことをいう。

宅配サービス会社	URL	電話番号
ハンジン(韓進)宅配	www.hanjin.co.kr	1588-0011
CJテハントンウン(大韓通運)宅配	www.cjlogistics.com	1588-1255
ローゼン宅配	www.ilogen.com	1588-9988
郵便局宅配	http://parcel.epost.go.kr	1588-1300

④ 通信販売

通信販売とはインターネット、テレビ、カタログ等の通信方法により販売者と購入者が対面しないで注文の商品を引き渡す販売方法をいう。通信販売のタイプとしては、インターネットショッピング、テレビショッピング、カタログショッピング等がある。

■インターネットショッピング

インターネットショッピングモールではファッション・衣類、食品、日用品、家電、旅行関連商品等、様々な品目を取り扱う。代表的なショッピングモールは大型スーパー、デパートのショッピングモールをはじめとしGマーケット、オークション、ウイメブ、TMON、11番街、クーポン等、様々なソーシャルコマースがある。

Tip インターネットショッピングのご利用方法

①会員登録(外国人登録証に記載された氏名をそのまま入力) → ②ログイン → ③すぐ購入またはカートに入れる → ④決済に移動 → ⑤決済手段を選択(クレジットカード・デビットカードによる決済、簡単決済、現金決済、携帯電話決済等) → ⑥配送料及び配達先、決済金額を確認し、決済をクリック(ショッピングモールによっては決済方法が異なる)



02 金融サービス

1 銀行

■口座開設

外国人の口座開設は居住外国人と非居住外国人に分けられる。すべての銀行取引は本人が直接支店に来店して行わさらに、身分証(パスポート、外国人登録証、居所証等)が必要です。韓国は金融実名制(Real Name Verification Act)を取り入れているため、すべての金融取引は実名の確認を行わなければならない。代理人が取引する場合は、金融実名取引が認める証明書類が必要である。

居住外国人	非居住外国人	在外国民
<ul style="list-style-type: none"> •居所届出しているかあるいは外国人登録をしている国内居住外国人は韓国人の口座制度と同様に口座開設ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> •海外から資金を送受金して国内の外国為替銀行を通じて外貨両替した資金だけ入出金できる。 •韓国人の口座と異なる事項は株式を譲渡の際に、利益金がある場合は譲渡所得税が科せられ、利子配当所得税が発生時には当該国との租税条約が結ばれた税率で税額が決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> •国内居住の可否によって銀行の韓国ウォン貨/外貨口座使用等を選択 •17歳以上の在外国民は在外国民と記された住民登録証の発給することができる。

■送金

送金は指定取引の外国為替銀行を通じて年間米ドル5万(送金+両替)の範囲内で可能であり、送金資金の取得経緯が立証できる書類がある場合、取得所得の範囲内で送金することができる。手数料と制限事項は銀行によって異なる。

- 提出書類：パスポート、外国人登録証、所得証明書類(所得がある場合)
- 外国の銀行口座に送金する場合：電信為替により簡単に迅速に送金できる。受取人の氏名、住所、口座番号、銀行名及び支店名等を英語で記入する。

■両替

外為替やトラベラーズチェックは韓国のすべての外国為替取引銀行、空港等にある両替所で韓国ウォンに両替することができる。1回の入国で1万ドルまで両替できる。市場状況により為替レートが変動する。

Tip 外国為替管理規定(Foreign Exchange Regulation)

外国人観光客、外国人居住者または非居住者が外国為替取引を行う際には、以下の外国為替管理規定を遵守しなければならない。

■ウォン貨買入時

国内に持ち込んだ金額の範囲内でのみ可能である。韓国に一時滞在中の外国人非居住者の場合、米ドル1万ドルの範囲内で外貨売却及びウォン貨買入が可能である。

■外貨買入時

国内で発生した所得または本人が売却した外貨の範囲内でのみ認められる。国内で外貨を売却した記録がない場合、届出をしなくても最高1万ドルまで旅行経費として外貨を買入できる。その時は必ずパスポートを提示しなければならない。その場合、海外送金も同様である。

- KEB/ハナ銀行 ☎1599-1111(外国語相談は8番を押す) / www.kebhana.com [韓国語・英語・日本語・中国語、ベトナム語]
- ウリ銀行 ☎1588-5000(外国人専用1599-2288) / www.wooribank.com [韓国語・中国語・日本語・フィリピン語・モンゴル語]

■インターネットバンキング

インターネットにより銀行業務を処理する金融システムのことをいう。インターネットバンキングサービスを利用するためには銀行窓口で相談により公認認証書及び個人のセキュリティカードの発行を受けなければならない。セキュリティカードを紛失すると、金融犯罪等に利用されることがあるので管理に万全を期さなければならない。

■クレジットカード

- 発給資格：クレジットカードはカード会社によって発給の資格の条件を規定しており、条件を満たす外国人にのみクレジットカードを発給している。審査の結果により発給が拒まれることもあり、一部のカード会社では外国人へのクレジットカード発給そのものを制限している。
- 申込方法及び提出書類：最寄りの銀行またはクレジットカードの営業店の窓口または当該ホームページにアクセスして申請する。必要書類は加入申込書(写真添付)、外国人登録証、必要な場合は所得が確認できる書類(在職証明書、税金計算書等)を提示する必要があるが、カード会社と銀行によって必要書類が異なる場合がある。
- 年会費：クレジットカード発給及びサービスの提供等の手数料として会員のカード発給月を基準に毎年請求される。年会費は基本の年会費と提携サービスの手数料に分けられ(ファミリーカード、法人カード等は除く)、基本の年会費は所持するカードの枚数と関係なく年1回のみ請求される。提携サービスの手数料は保有するカード別に請求される。

Q & A

Q 所得のない外国人留学生ですが、クレジットカードの発給はできますか？

銀行によって異なりますが最低金額以上を預金し、その金額の一定の割合を一ヶ月のクレジットカードの限度額として使用できます。ただし、クレジットカードを使用する間、カードの限度額をそのまま維持しなければなりません。

Q 外国人居住者が本国に送金できる金額は最大いくらまでですか？

国内居住の外国人は1年に最大5千万ウォンまで海外送金が可能です。5千万ウォン以上の送金を希望する場合、就労ビザを取得した外国人は雇用主が発行した所得税納入証明書を銀行に提出すれば所得金額内で送金することができます。

Q 海外で購入した韓国ブランドの携帯電話を韓国でも使用できますか？

2011年以降、発売されたスマートフォンの70%はGSMとDCMAから選択できる機能が搭載されています。このようなスマートフォンは韓国でもSIMカード(USIM)だけ購入し使用できます。

Q 海外で運営されるオンラインショッピングモールを利用したいと思っています。税金情報と配送追跡の方法を調べることができますか？

まず、オンラインで買い物をする前に、国内に搬入できる物品なのかどうかを郵政事業本部(www.koreapost.go.kr)で確認しなければなりません。許容されている物品であれば送料を含めて150ドル(アメリカ発の商品は200ドル以下)までは関税はかかりません。関税は品目によって異なり、物品配達際に配達員を通じて支払うことができます。図書商品は関税品目では除外されています。詳細は関税庁 (www.customs.go.kr)で確認できます。



09

レジャー

- ① ソウルの公園
- ② スポーツ施設
- ③ 文化財及び文化施設
- ④ ソウル観光
- ⑤ ソウルの昔ながらの市場
- ⑥ 各国のスーパー
- ⑦ ボランティア活動
- ⑧ Q&A

01 ソウルの公園

① ハンガン市民公園

ハンガンを中心に、地区別ハンガン(漢江)市民公園が造成されている。カンソ、ヤンファ、マンウォン、ナンジ、ヨイド、イチョン、バンポ、チャムウォン、トゥクソム、チャムシル(蚕室)、クァンナルの計11地区がある。



📄 ハンガン事業本部 <http://hangang.seoul.go.kr>

② ワールドカップ公園

서서울 ワールドカップ競技場の近くに位置する公園で15年間、ごみ埋立地だった所を2002韓日ワールドカップの開催や新たなミレニアムを記念し、大規模の環境・生態公園として造園された。代表的な公園である「平和の公園」をはじめとし、ハヌル公園、ノウル公園、ナンジチョン(蘭芝川)公園の4つのテーマ公園により構成されている。



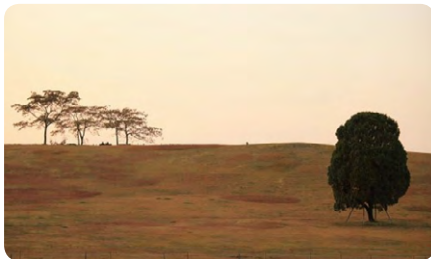
📍 住所: ソウル市 マポ(麻浦)区ハヌルコンウォン口 84

🚉 6号線・ワールドカップ競技場駅

📞 お問い合わせ: 02-300-5501 <http://parks.seoul.go.kr/template/sub/worldcuppark.do>

③ オリンピック公園

1986年のアジア大会、1988年のソウルオリンピックを開催するため建設された公園ですが現在は体育、文化・芸術、歴史、教育等様々な用途を備えた総合公園として人々に愛されている。



📍 住所: ソウル市 ソンパ(松坡)区オリンピック口 424

🚉 5号線・オリンピックゴンウォン駅

8号線・モンチョントソン駅 / 9号線・オリンピックゴンウォン駅、ハンソンベクチェ駅

📞 お問い合わせ: 02-410-1114 www.olympicpark.co.kr

4 ソンユド(仙遊島)公園

浄水施設をリサイクルして作られた生態公園であり水生公園である。水質浄化院、水生植物園、環境水遊び場等があり様々な水生植物や生態森を楽しむことができる。

📍 住所：ソウル市 ヨンドウンポ(永登浦)区ソンユド 343

🚉 9号線・ソンユドゴンウォン駅

☎ お問い合わせ：02-2631-9368



5 ソウルの森

2005年にオープンしたソウルの森は昔のトゥクソム体育公園一帯をニューヨークのセントラルパークのように、都心の森として造成したものである。高い木々の間に野外舞台、広場、人工池等が設置されている。

📍 住所：ソウル市 ソンドン(城東)区トゥクソム口 273

🚉 プンダン(盆唐)線・ソウルスプ駅

☎ お問い合わせ：02-460-2905 <http://seoulforest.or.kr>



6 ソンパナル公園

チャムシル(蚕室)ソクチョン(石村)湖の周辺に造成された公園でソクチョン湖公園とも呼ばれる。公園の周辺には遊園地、デパート等が位置しているので、学生や家族連れの人々に人気が高い。

📍 住所：ソウル市 ソンパ(松坡)区サムハクサロ 136

🚉 2・8号線・チャムシル駅 / 8号線・ソクチョン駅

☎ お問い合わせ：02-2147-3380



※その他、ソウル市内には様々なテーマの公園がある。ソウルの山と公園に関する情報はホームページ (<http://parks.seoul.go.kr> [韓国語])から公園情報を得ることができる。

02 スポーツ施設

1 体育センター

ソウルには各区に体育センターがある。体育センターは総合スポーツ施設で筋力や心肺・持久力を延ばすことのできる様々な運動器具が備えられている。体育センターによって異なるがフィットネスクラブをはじめとし水泳、バスケットボール、ヨガ、バドミントン、剣道等様々な体育プログラムを運営している。



2 体育施設の予約

体育施設の使用予約はソウル市公共サービスホームページ(<http://yeyak.seoul.go.kr> [韓国語・英語])から簡単に予約することができる。体育施設の他にも講座、施設の貸出等のサービスも利用できる。予約サービスには外国人登録証が必要。



03 文化財及び文化施設

1 主な故宮

ソウル市内には朝鮮時代に建てられた四大故宮がある。キョンボックン(景福宮)、チャンドッグン(昌徳宮)、チャンギョングン(昌慶宮)、トクスグン(徳寿宮)です。すべてソウル中心に位置し、市庁、クァンファムン(光化門)、インサドン(仁寺洞)等からも近く、故宮見物だけでなく、様々な文化体験ができる。

名称	位置・連絡先
 <p>キョンボックン(景福宮)</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 サジクロ 161  3号線・キョンボックン駅  お問い合わせ: 02-3700-3900、 www.royalpalace.go.kr [韓国語・英語]
 <p>チャンドッグン(昌徳宮)</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 コルゴクロ 99  3号線・アングク駅  お問い合わせ: 02-3668-2300、 www.cdg.go.kr [韓国語・英語]
 <p>トクスグン(徳寿宮)</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 セジョンデロ 97  1・2号線・シチョン駅  お問い合わせ: 02-771-9951、 www.deoksugung.go.kr [韓国語・英語]
 <p>チャンギョングン(昌慶宮)</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 チャンギョングン口 185  4号線・ヘファ駅  お問い合わせ: 02-762-4868、 http://cgg.cha.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
 <p>チョンミョ(宗廟)</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 チョンノ 157  1・3・5号線・チョンノ3ガ駅  お問い合わせ: 02-765-0195、 http://jm.cha.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]

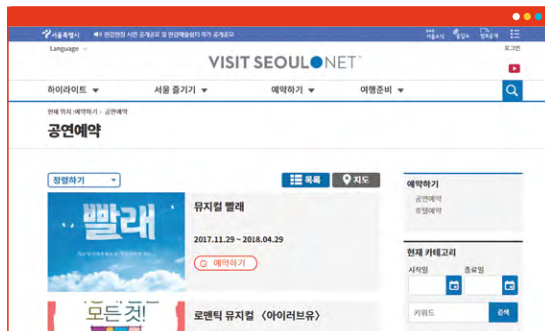
2 公演

- ソウルには国立劇場、セジョン文化会館、芸術の殿堂、LGアートセンター等大小の公演専門施設がある。公演場では、伝統文化公演をはじめとし、ミュージカル、コンサート、演劇等、様々な公演が開かれる。「テハク口」と呼ばれるチョンノ(鐘路)区・ヘファドン(恵化洞)一帯には小劇場が密集しており毎日多様な公演が開かれる。一部の公演の場合、英語字幕サービスも提供される。
- ソウルでは、専門の公演場だけでなく、ストリートパフォーマンスも頻繁に開かれる。ストリートパフォーマンスのメッカとも呼ばれるホンデ(弘大)周辺では、バスキングにより自らをアピールしようとする若者のアーティストに出会える。ホンデー帯は、夜になると、踊りや音楽を楽しむ若いクラブ(クラブイベントの常連)たちで、まるでお祭りのように熱くなる場所である。



■オンライン公演予約サービス

ソウル市公式観光情報ウェブサイト(www.visitseoul.net [韓国語・英語・中国語・日本語])で公演及び映画情報を検索し、決済まで一度にできるオンラインワンストップサービスを提供している。海外発給されたカードでも決済可能である。



③ 美術館及び博物館

ソウルには韓国 歴史、韓国伝統文化等 テーマ別に設立された博物館や美術館がある。ここでは様々な展覧会をはじめとし、文化・芸術イベントが開かれる。

■美術館

名称	住所情報及び連絡先
 <p>ソウル市立美術館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所:ソウル市 チュン(中)区 トクスグンギル61  1・2号線・シチョン駅  運営時間: 平日(火~金): 10:00~20:00 土・日・日曜日: 10:00~19:00 ※冬期(11~2月) 10:00~18:00  お問い合わせ: 02-2124-8800 http://sema.seoul.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
 <p>ソウル市立北ソウル美術館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所:ソウル市ノウォン(蘆原)区 トンイルロ 1238  7号線・チュンゲ駅・ハゲ駅  運営時間: 平日(火~金): 10:00~20:00 土・日・祝日: 10:00~19:00 ※冬期(11~2月) 10:00~18:00  お問い合わせ: 02-2124-5248-9 http://sema.seoul.go.kr [韓国語]

■博物館

名称	住所情報及び連絡先
 <p>国立中央博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所:ソウル市ヨンサン(龍山)区 ソビンゴロ 137  4号線・イチョン駅  休館日: 1月 1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-2077-9000、 www.museum.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
 <p>国立中央博物館・子供博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所:ソウル市 ヨンサン(龍山)区 ソビンゴロ 137  4号線・イチョン駅  休館日: 1月 1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-2077-9000、 www.museum.go.kr/site/child/home [韓国語]

名称	住所情報及び連絡先
 <p data-bbox="191 352 337 374">国立国楽博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 ソチョ(瑞草)区 ナムブスンファンロ 2364  3号線・南部ターミナル駅  休館日: 毎週月曜日、1月1日  お問い合わせ: 02-580-3130、www.gugak.go.kr [韓国語]
 <p data-bbox="169 548 356 571">国立ハングル博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 ヨンサン(龍山)区 ソビンゴロ 139  4号線・イチョン駅  休館日: 1月1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-2124-6200 www.hangeul.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
 <p data-bbox="191 745 337 768">国立民俗博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 サムチョンロ 37  3号線・アングク駅・キョンボックン駅  休館日: 1月1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-3704-3114 www.nfm.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語・ドイツ語・フランス語・スペイン語]
 <p data-bbox="129 941 398 964">国立民俗博物館・子供博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 サムチョンロ 37  3号線・アングク駅・キョンボックン駅  休館日: 1月1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-3704-3014、3015 www.kidsnfm.go.kr [韓国語・英語]
 <p data-bbox="191 1138 337 1161">国立古宮博物館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 ヒョジャロ 12  3号線・キョンボックン駅  休館日: 1月1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-3701-7500 www.gogung.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
 <p data-bbox="191 1335 337 1357">国立子供科学館</p>	<ul style="list-style-type: none">  住所: ソウル市 チョンノ(鐘路)区 チャンギョンゴンロ 215  4号線・ヘファ駅  休館日: 1月1日、ソルラル及び秋夕当日  お問い合わせ: 02-3668-3356 www.csc.go.kr [韓国語]

4 英語字幕映画館

韓国語ができない外国人のために英語字幕サービスを提供している映画館がある。詳細な情報はシネイン코리아ホームページ(<http://cineinkorea.com> [英語])で確認することができる。

5 伝統芸術教室

外国人のための伝統文化芸術体験講座があり、韓国文化を理解するのに役立つ。

教育機関	教育テーマ	所在地	ホームページ
韓国伝統酒研究所	伝統酒	チョンノ(鐘路)区 チャハムンロ 62	www.ktwine.or.kr [韓国語]
イエジウォン(礼智院)	礼儀作法教育	チュン(中)区 チャンチュンドン2街 チャンチュンドンロ 72	www.yejiwon.or.kr [韓国語]
サムチョンガク(三清閣)	食文化体験	ソンブク(城北)区 ソンブクドンテサグアンロ 3	www.samcheonggak.or.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
宮廷料理研究院	食文化体験	チョンノ(鐘路)区 ウォンソドンチャンドッグン5ギル16	www.food.co.kr [韓国語]
テンプルステイ統合情報センター	山寺体験	チョンノ(鐘路)区 ウジョングクロ 56	www.templestay.com [韓国語・英語・中国語・日本語]

6 図書館

図書館を利用するためにはまず図書館ホームページで会員登録し利用証を作つてくれない。外国人の場合、会員登録の際に国内居所届証 または外国人登録証の写しが必要である。貸出期間は図書館または貸出資料によって異なる。貸出の際には貸出期間を必ず確認しよう。

■国立中央図書館



📍 住所：ソウル市 ソチヨ(瑞草)区 バンボデロ 201

📞 お問い合わせ：02-590-0500、
www.nl.go.kr

■利用証発給の手続き



ホームページで
会員登録
新規発給を受ける者



利用証発給室で本人確認
持ち物：身分証(外国人登録証、パスポート等)



利用証発給

⑦ お祭り

ソウルでは一年中、様々なお祭りが開かれる。季節による主なお祭りは以下の通りである。

季節	お祭り名	位置	ホームページ
春	ソウルドラムフェスティバル	市庁広場	www.seouldrum.go.kr [韓国語]
	ウンボンサン(鷹峰山)レングョウ祭り	ソンドン(城東)区 ウンボン洞(鷹峰洞)	http://sd.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
	ヨンドウンポ ヨイド 春の花祭り	ヨンドウンポ(永登浦)区 ヨイソロ 一帯	http://tour.ydp.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
夏	燃灯会(灯笼祭り)	チョンノ 曹溪寺	www.llf.or.kr [韓国語・英語・中国語・日本語、フランス語、スペイン語]
	ソウルFRINGEフェスティバル	ワールドカップ競技場	www.seoulfringefestival.net [韓国語]
	ハンガン(漢江)夏祭り	ソウル11のハンガン(漢江)地区一帯	http://hangang.seoul.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語]
秋	ソウルストリート芸術祭り	ソウル市街地一帯	www.ssaf.or.kr [韓国語・英語]
	イテウォン地区村祭り	イテウォン	www.itaewon.or.kr [韓国語]
	ソウル世界花火祭り	ヨイド ハンガン公園	www.hanwhafireworks.com [韓国語]
冬	ハヌル公園日の出イベント	ハヌル公園	http://worldcuppark.seoul.go.kr [韓国語]
	国立民俗博物館 小正月ハンマダン	国立民俗博物館	www.nfm.go.kr [韓国語・英語・中国語・日本語、ドイツ語、フランス語、スペイン語]
	ナムサン歳時祭り	ナムサン(南山)韓屋村	www.hanokmaeul.or.kr [韓国語]

04 ソウル観光

1 ソウルシティツアー

・ソウルシティツアーバスは人気観光名所やショッピングモール等をテーマ別に、一日で巡る循環バスである。チケットを購入すれば、1日中、回数に関係なく利用できる。

ツアーコース、利用料金等、詳細な情報はソウルシティツアーバスホームページ (www.seoulcitybus.com) [韓国語・英語・中国語・日本語]参照。

・ソウル市観光情報の公式ウェブサイト(www.visitseoul.netまたは大韓民国隅々 (<http://korean.visitkorea.or.kr>) [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語])でソウル観光に関する情報を得ることができる。



05 ソウルの昔ながらの市場

1 ナムデムン市場

600年の伝統を持つナムデムン市場は、約1万の店舗が集まっているソウルの観光名所である。衣類をはじめとし、アクセサリー、キッチン用品、民俗工芸品、食品、雑貨等日常生活に必要な約1,700種の商品を販売している。近くには韓国銀行、チョンドンギル、ミョンドン、ナムサンタワー、ナムサン韓屋村があり外国人がもっとも多く訪れている。最寄りの駅は地下鉄4号線・フエヒョン駅。詳細な情報はナムデムン市場のホームページ(www.namdaemunmarket.co.kr)参照。



2 トンイン(通仁)市場

約80の店舗によって構成されたトンイン市場は食材関連の店舗が最も多く野菜、果物、海鮮、衣類等が市場の一部を占めている。2012年1月から、「弁当カフェ・通」を運営し国内外の観光客に人気が高い。お金を昔の貨幣に交換し市場で様々な食べ物を購入して弁当カフェで食べれる。最寄り駅は地下鉄3号線・キョンボックン駅。詳細な情報はトンイン市場 ホームページ(<https://tonginmarket.modoo.at>)参照。



3 マンウォン(望遠)市場

ソウル・マポ(麻浦)区・マンウォン洞に位置するマンウォン市場は一般的な昔ながらの市場に多い野菜・果物・魚・日用品の他にも様々な屋台料理を販売している。約30店があり最寄りの駅は地下鉄6号線・マンウォン駅。



4 クァンジャン(広蔵)市場

布(Fabric)や韓服、女性衣類、衣類の部材、中古輸入品、寝具類等を販売する問屋市場である。

伝統韓服、アクセサリ、インテリアに関心が多い人にはクァンジャン市場がおすすめのスポット。買い物の中には又の名は麻葉のり巻きと呼ばれる「コマ(チビッコ)のり巻きき」、緑豆を挽いて作った緑豆ピンデトツ(チヂミ)をマッコリと一緒に食べると最高です。最寄り駅は地下鉄1・3号線・チョンノ3ガ駅、地下鉄1号線・チョンノ5ガ駅。アクセス方法や市場の営業時間等についてはクァンジャン市場ホームページ(www.gjmarket.org)参照。



5 ノリヤンジン(鷺梁津)水産市場

韓国最大の水産物問屋市場。早朝、全国からさまざまな水産物が集まり、熾烈な入札競争の末に各地へ売られていきます。

新鮮な水産物を味わうことができ、見物の楽しみも味わせる。最寄りの駅は地下鉄1・9号線・ノリヤンジン駅。運営時間等はノリヤンジン水産市場ホームページ (www.susansijang.co.kr)参照。



6 キョンドン(京東)市場

キョンドン市場では全国の韓方材の70%gが流通している。朝鮮戦争後、キョンギ北部とカンウォンド(江原道)一帯の農民が農産物・野菜・林産物を生産・採取して集まったことが市場の始まりである。トンデムン(東大門区・チェギドン、ヨンドウドン、チョンンドン一帯に分布するソウルヤンニョンシ(薬令市)、キョンドン新市場、キョンドン旧市場、ハンソル・トンイボガム(東医宝鑑)等がある。ソウルヤンニョンシでは韓方材が主に取引され、クァンソン商店街とキョンドン新市場等では祭祀の用品、高麗人参、はちみつ、雑穀、野菜等が取り引きされる。



06 各国のスーパー

韓国に住む外国人の数が増加の傾向にあるためソウルでも各国の食品を取り扱うスーパーが次第にしている。故郷の料理が作りたい時、様々な食材が帰るので非常に便利である。

1 中国

名称	住所
テリムドン(大林洞)チャイナタウン	2・7号線・テリム駅12番出口
ヨンナムドン(延南洞)チャイナタウン	2号線、キョンイチュンアン線、空港鉄道・ホンデック駅2番出口
コンデ(建大)チャイナタウン	2・7号線・コンデック駅5番出口

※ソウルには中国人が多く住むチャイナタウンが随所にある。チャイナタウンの路地には食材が購入できる大のスーパーがあり簡単に中国の食材が手に入る。

2 日本

様々な日本食品と食材を販売するモノマートはバンポソレ店、イチョン店、ヨンドウンポ店、ハンアム店等、ソウルだけで10の店舗がある。各店舗の詳しい位置、取り扱う商品については、モノマートホームページ(www.monomart.co.kr [韓国語])参照。



3 東南アジア

フィリピン、インドネシア、ベトナム等東南アジアの食材はソウルの随所にあるエスニック食材のスーパーで購入することができる。



4 中央アジア

ロシアをはじめとする中央アジアの食材は「中央アジア街」と呼ばれるチュン(中)区・クァンヒドン「トンデムン・シルクロード」で購入することができる。



5 イスラムの食材

■ハラールマート

スーパー名	所在地	電話番号
Halal Mart KOREA	マボ(麻浦)区 マポデロ 143	070-7777-4004
International Super	ヨンサン(龍山)区 ポグァンロ60ギル14	02-790-4264
National Foods Mart	ヨンサン(龍山)区 ウサダンロ 39	02-792-0786
Foreign Food Mart	ヨンサン(龍山)区 ウサダンロ 36	02-793-0082
Foreign Food Mart	ヨンサン(龍山)区 ウサダンロ10ギル39	02-798-8611
National Food Mart	ヨンサン(龍山)区 ウサダンロ10ギル34	02-790-6547

■ムスリム向けレストラン

ムスリムは律法により食材を非常に制限しておりこのような律法を守るレベルも地域によって異なる。このような現実を反映し韓国観光公社は2016年よりムスリムの人が利用できるレストランのタイプをハラール認証、自主認証、ムスリムフレンドリー、ポークフリーの4つのタイプに分類しムスリムの人が安心して食事ができる環境を整えた。これらのレストランの住所、営業時間等、詳しくは韓国観光公社が出版した<Muslim-Friendly Restaurants in Korea>ガイドブックとムスリム向けレストラン分類システムホームページ(www.mfrk.or.kr)で確認することができる。

07 ボランティア活動

ボランティアは人種や国籍に関係なく真の社会的関係を構築する方法の一つであり韓国を理解し愛するようになるための最高の方法である。外国人も以下の団体のボランティア活動に参加することができる。

名称	ホームページ	電話番号
ソウルグローバルセンター	http://global.seoul.go.kr [韓国語・英語・中国語]	02-2075-4180
ソウル市ボランティアセンター	http://volunteer.seoul.go.kr [韓国語]	02-776-8473
1365ボランティアポータル	www.1365.go.kr [韓国語]	1522-3658

※この他にも動物自由連帯(www.animals.or.kr [韓国語])、環境財団(www.greenfund.org [韓国語])等様々な活動分野がある。

Q & A**Q ソウルでバーベキューができる公園がありますか？**

ナンジキャンピング場、ヤンジエ(良才)市民の森、チュンランキャンピング森ではバーベキューが楽しめます。ナンジキャンピング場はナンジキャンピング場ホームページ(www.nanjicamp.com [韓国語・英語])で予約可能でありヤンジエ市民の森、チュンランキャンピング森はソウルの山と公園(<http://parks.seoul.go.kr>)から予約可能です。

Q 趣味のサークルはどうやって探すことができますか？

外国人が参加するサークル例えば、サッカー、野球、バスケットボール、アイスホッケー、登山、剣道、ダンス、スキューバダイビング、パラグライダー、レーシング等のスポーツサークルやビートボックス、手編み等、様々な分野のサークルで活動することができます。韓国人と一緒にできるサークルも多数あります。サークルへの参加についてはソウルグローバルセンター(<http://global.seoul.go.kr>)にお問い合わせください。また、最近ではアプリ「ソモイム(小さな集い)」等を利用し、ワンデークラス定期講座の受講等も簡単にできるようになっていますのでご参照ください。





10 行政

- ① 国際結婚
- ② 国際離婚
- ③ 出生及び死亡届出
- ④ 印鑑
- ⑤ 税金
- ⑥ 禁煙政策
- ⑦ ペット
- ⑧ 法と秩序
- ⑨ Q&A

01 国際結婚

国際結婚が成立するためには各自の本国法で定めた結婚の条件を満たすと同時に行政機関に婚姻申告書を提出することで家族関係登録簿に婚姻の事実が記載されなければならない。結婚後、法律関係は国際司法によって特別の規定のない限り原則的に夫婦が同一の本国法、常居所地法、夫婦と最も密接な関連場所の法の順に適用される。

① 国際結婚後の国籍

- **韓国人**：韓国人は外国人と国際結婚をしても韓国籍を喪失しない。外国人配偶者が属する国の国籍が取得できるかどうかは当該国の法律により異なる。
- **外国人**：韓国人と結婚する外国人の場合、韓国籍をすぐ取得することはできない。まず結婚移住(F-6)ビザを取得して一定の資格条件が満たされると帰化及び永住権の資格が得られる。
- **外国人同**：外国人同士の結婚は当事者が属する国の法律により決まる。詳細は当該国の大使館または領事館で確認することができる。



② タイプ別婚姻届出の手

必要な書類は国によって異なる。

タイプ	提出書類	届出機関
<p style="text-align: center;">韓国人と 外国人の配偶者 との 婚姻届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■韓国で婚姻届出をしようとする場合 <ul style="list-style-type: none"> ①外国人当事者の婚姻条件証明書及びそれによる翻訳本 •中国人の場合、未再婚証明書(独身証明書)及びその翻訳本、戸口本 •国籍により提出書類が異なるので前以て確認してから区庁の窓口で婚姻届を出す。 ②婚姻届1部(婚姻当事者双方及び成人の証人2人の署名または捺印されたもの証人2人の身分証の写し)婚姻当事者双方の身分証(外国人はパスポートと外国人登録証) ■外国で先に婚姻届が出された場合の提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ①婚姻証書(婚姻届を出した国で権限のある機関が発行した婚姻証書謄本及びその翻訳本) ②外国人当事者の国籍公証書(家族関係登録簿、出生証明書、パスポートの写し、身分登録簿謄本等) ③婚姻届1部(婚姻当事者双方の署名または捺印されたもの成人の証人2人の署名または捺印) ④出席した婚姻当事者の身分証 •外国人配偶者が属する国の届出の方法は当該国の大使館または領事館で確認することができる。 •韓国の当該官庁(区庁)と外国人配偶者の本国の当該官庁(大使館等)、両方に届出をしなければならない。 •正当の事由なく3か月以内に届出をしなかった場合、過料が科せられる。 •出入国管理事務所に結婚移住または永住権ビザを申請する時は夫婦で訪問した方が望ましい。 	<p style="text-align: center;">韓国の官庁 (ソウル市内 区庁)</p>
<p style="text-align: center;">外国人同士の 婚姻届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> •外国人同士の結婚は当事者の本国法に従う。 •外国人同士の婚姻の際、各国の大使館で発行する婚姻成立条件証明書と身分証、証人2名の個人情報等の書類をもって区庁に婚姻届を提出すると婚姻届受理証明書を受け取ることができる。 	<p style="text-align: center;">韓国官庁 (住所地 管轄の区庁)</p>

※結婚ビザ申請：ビザ申請の前、前以て必要書類を確認する。必要書類は国籍・時期によって異なるため出入国管理事務所の窓口を訪れるか外国人総合案内センター(☎1345)に問い合わせよう。

③ 国際結婚案内プログラム

大韓民国籍の配偶者の内、告知した国(中国・ベトナム・フィリピン・カンボジア・モンゴル・ウズベキスタン・タイ)の国民と国際結婚をしようとする者または既に国際結婚をした状態で外国人配偶者を招待しようとする者を対象に国際結婚案内プログラムを実施している。

■プログラムの履修

告知した国の国民と国際結婚を準備している韓国人は「国際結婚案内プログラム」を履修しないと、結婚移住(F-6)ビザの発行を受けられない。

■免除対象



外国人配偶者の国または第三国に留学、派遣勤務等で6ヶ月以上続けて滞在した場合、国内で外国人配偶者が91日以上合法滞在しながら招待者と交際した場合、配偶者の妊娠・出産・その他人道的な考慮が必要だと認められる場合、プログラムの履修は免除される。詳しくは社会統合情報ネットワーク(www.socinet.go.kr)から確認

認ることができる。

02 国際離婚

出生及び死亡届出国際離婚の方法には協議上の国際離婚と国際裁判上の国際離婚がある。

■協議による国際離婚

- 国際司法は離婚の準拠法として①夫婦の同一の本国法②夫婦の同一の常居所地法③夫婦と最も密接な関連のある場所の法の順に適用するよう定めている。したがって離婚の準拠法所属国に協議離婚制度のある場合、協議離婚が可能である。
- また、国際司法では夫婦の内一方が大韓民国に常居所地がある大韓民国国民の場合、大韓民国法により協議離婚届を提出することができる。

■裁判による国際離婚

- 外国の裁判所の離婚判決は民事訴訟法の条件を満たす限り大韓民国でも効力を有する。したがって外国の裁判所の離婚判決により離婚届出をする場合は離婚判決謄本と確定申告証明書及びそれぞれ翻訳本を添付しなければならない。

※ソウルグローバルセンター 無料法律相談：平日午後2時～5時、☎02-2075-4180

03 出生及び死亡届出

① 出生届出

韓国で生まれた外国人の子女は各大使館で出生証明書が交付される。出生後、出生した子女のパスポートを発給して生後30日以内に出入国管理事務所から子女のビザ申請をしなければならない。

※ビザ申請の際の共通書類：両親の身分証、大使館発行の出生証明書、写真(2枚)、手数料(ビザにより書類が追加されることがある。詳しくは外国人総合案内センター(☎1345)まで)

② 死亡届出

登録外国人が死亡した時はその配偶者、両親、出入国管理法第89条第1項に規定された者、死亡した場所の建物または土地の所持者または管理者がその死亡を知った日から14日以内または死亡日から30日以内に外国人登録証に診断書または検案書、その他死亡事実証明書類を添付し住居地管轄の出入国管理事務所または出張所に死亡届出をしなければならない。

■本国送還の際、提出書類

●遺体を本国送還する場合

航空会社の代理店で航空貨物運送状を作成 → 航空貨物運送状を発行 → 航空会社に引渡す必要書類を提出(死体引渡書または死体検案書、防腐処理確認書、大使館確認書)

●火葬した遺骨を本国送還する場合

機内搬入・セキュリティ検索の際、死亡診断書、死体検案書、大使館確認書の内、いずれかが必要である。搬出については利用する航空会社に必要書類を問い合わせる必要がある。

04 印鑑

印鑑とは当事者の同一性を確認するため官公署に前以て登録しておく特定の判子のことをいう。韓国では不動産契約等の財産権の行使、権利の委任、訴訟のような法的行為を行うのに印鑑が必ず必要である。外国人の場合も外国人登録を行った場合は、印鑑の届出をし印鑑証明の発行を受けることができる。

① 印鑑の新規登録

- 外国人登録証とパスポート、登録する印鑑をもって本人が直接当該区庁(外国人登録証の住所管轄の区庁)を訪問しなければならない。
- 印鑑は外国人登録証に記載されている英文スペルの氏名を原則とするが漢字、ハングル印鑑も可能であり英文スペルの印鑑の表記が難しい場合、名字は必ず含まなければならないが名前は略字も可能である。大きさは横7mm、縦30mm以内にする。
- 在外国民の国内居所届証所持者は住所地の住民自治センターを訪問しなければならない。

② 印鑑証明書の発行申請

外国人の場合は本人の身分証(外国人登録証)が必要であり国内居所届出をした在外国民は国内居所届出証とパスポートが必要である。身分証上の在留期間が経過した場合、印鑑の発行はできず在留期間を延長した後、発行できる。

05 税金

韓国の税金の種類は所得税、法人税、相続税、贈与税、付加価値税、関税、住民税、自動車税等がある。国税庁(所得税、法人税、相続税等)とソウル市税務課(住民税、財産税、自動車税)が税金を担当している。

① 労働所得者と年末調整

外国人担当年末調整相談サービス



インターネットによる相談
www.nts.go.kr/eng ▶ Help desk ▶ Q&A



顧客満足センター-外国人専用相談電話
 ☎ 1588-0560

年末調整とは課税期間(毎年1.1~12.31)中の労働所得を合算し、労働者が負担すべき所得税額を確定申告をする制度のことをいう。雇用主は労働者の当該年度の労働所得金額から労働者の所得控除 申告の内容(医療費、保険料、

教育費)で所得の控除を行い、最終的に算定された金額を「総合所得課税標準」とし総合所得算出税額を計算する。その後、所得税法と租税特例制限法上の税額控除をした後、当該年度に源泉徴収されて納付した所得税額を控除しその差額を源泉徴収する。

■返還及び追徴

源泉徴収義務者が毎月、源泉徴収した税額の年間合計額が年末調整した結果、決定税額より多い場合、労働所得者は年末調整でその差額の返還を受けることができる。しかし、源泉徴収した税額が実際負担すべき税額より少ない場合は年末調整でその差額を追加納付しなければならない。

■年末調整の手続き

労働者は以下年度の1月末を前後に年末調整に必要な所得控除申請書と所得控除資料(領収証)を会社に提出しなければならない。

※所得控除用資料は国税庁の年末調整簡素化 サービス(www.yesone.go.kr)を通じてオンラインで簡単に提供を受けることができる。

② 総合所得税確定申告

■ 総合所得税の申告対象

- 雇用契約による労働所得の他に別の所得がある場合(例: 放送出演の謝礼等)または事業所得(塾で雇用関係ではないが独立して言語を教えて受け取る講義料)がある場合は翌年の5月1日～5月31日までに住所地管轄の税務署に総合所得税確定申告を行わなければならない。
- 他にも源泉徴収義務者が年末調整を行わなかった場合、中途退職者の年末調整の場合、控除金額の漏れがあった場合等も総合所得税確定申告をしなければならない。ただし、源泉徴収労働所得のみある状態で年末調整をした場合は総合所得税の申告をしなくても良い。

■ 総合所得税の返還

総合所得税の確定申告をした後、過払いがあって返還を受ける時一般的に返還金は7月1日(国税)、8月20日(地方所得税)頃、登録した通帳の口座に振り込まれる。

③ 外国人課税特

租税特別制限法により外国人労働者が年末調整 または総合所得税申告をした場合、源泉徴収義務者または住所地管轄の税務署長に単一税率の適用申請書を提出すると19%の単一税率が適用される。しかしその場合、課税標準及び税額を計算した場合、非課税、所得控除、税額控除を受けることはできない。

④ ネイティブスピーカーの教授(教師)に対する非課税・免除

韓国と租税条約を通じてネイティブスピーカーの教授(教師)の給与所得の非課税・免除協定を締結した国の居住者が当該国と韓国間の租税条約で定められた条件を満たす場合、労働所得税の非課税・免除を受けることができる。

■ 非課税・免除の条件

- 労働所得税の非課税・免除を受けるためには大学、学校または政府認可の教育機関から講義または研究目的で2年以下の期間で招待を受けて訪問したネイティブスピーカー教授(教師)でなければならないという条件をすべて満たさなければならない。
- また、源泉徴収義務者(学校)が税務署に労働所得税の非課税・免除申請ができるよう源泉徴収義務者に自らの居住地国の課税当局(例: アメリカのIRS、日本の国税庁等)が発行した居住者証明書を提出しなければならない。
- もし非課税・免除申請書を提出する時、居住者証明書を添付できなかったりまたは非課税・免除申請書を提出できない場合は免税されない。しかし、のちに居住者証明書の発行を受けて提出すると源泉徴収された税額の返還を受けることができる。

・居住地国と韓国とでは租税免除や条約上の免税条件は国によって異なるので確認の必要がある。

確認方法：www.nts.go.kr → 国税情報 → 国税法令情報 → 法令 → 租税条約

TIP 税金管轄部署

※国税庁

www.nts.go.kr [韓国語・英語]、☎126 [韓国語]、1588-0560 [英語]

※ソウル市税務課

http://etax.seoul.go.kr [韓国語・英語]、タサン(茶山)コールセンター☎120 [韓国語・英語・中国語・日本語・モンゴル語・ベトナム語]

06 禁煙政策

ソウル市は間接喫煙の被害を防止するために喫煙できる空間を制限している。

禁煙区域で喫煙した場合、10万ウォンの過料が科せられる。当該区域の管理者も禁煙標識またはシールを付着しない場合、500万ウォン以下の過料が科せられる。

① 禁煙区域(2021年5月現在)

■屋内

・公共機関、学校、青少年施設、医療機関、飲食店、公衆浴場、ゲーム提供店、ビリヤード場、ゴルフ場、体育施設、保育施設、図書館、観光宿泊施設、社会福祉施設、漫画レンタル所、等

■屋外



地下鉄駅の入り口10m以内、広場、バス停、タクシー乗り場、公園、ガス充填所およびガソリンスタンド、学校浄化区域、河川歩行者道路、児童遊園、観光特区、一部の街をはじめとし禁煙表示のある場所(禁煙区域は各区によって異なる)

07 ペット

1 登録



120)で問い合わせられる。

出生して2か月以上の犬を所有する者は全国の市・郡・区庁に必ず動物登録をしなければならない。

農林畜産検疫本部が運営する動物保護管理システム(www.animal.go.kr)により動物登録を予約することができる。猫の中性化(TNR)の申請は当該区庁の動物関連部署またはタサン(茶山)コールセンター(☎

2 死亡した場合の処理

■動物病院で死亡した場合

医療廃棄物として専門業者が収集・焼却する。

■病院以外の場所で死亡した場合

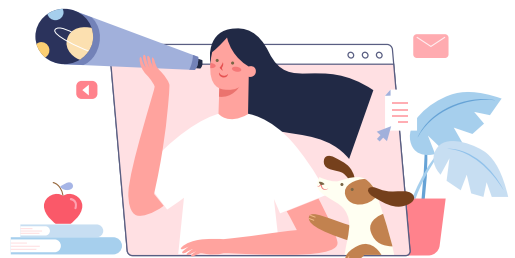
- 火葬場で火葬するか、ゴミ袋に入れて捨てる(動物の死体は生活廃棄物に分類される)。
- 動物葬儀業者が火葬することができる。

※動物の死体を地面に埋めると、不法埋め立てとなる。ただし、本人所有の土地に1メートル以上の深さで掘って埋め立てる場合は違法ではない。

3 ペットとの海外旅行

•一定の検疫手続きを経た場合、ペットを海外へ連れていくことができる。ただし、ペットの予防接種は必須で健康診断書、予防接種証明書、出発地・経由地・到着地の政府が要求する書類を所持しなければならない。

•犬または猫の輸出検疫及び輸入検疫に関する詳細な情報は農林畜産検疫本部で確認することができる。(http://www.qia.go.kr/livestock/qua/livestock_outforeign_hygiene_inf.jsp)
[韓国語・英語]



08 法と秩序

① 民事

■交通事故が発生した場合の措置

- 運転者及び同乗者は直ちに停車し死傷者を救護する等必要な措置を行い最寄りの警察官署(派出所、警察署)に通報しなければならない。
- 届出をすべき内容は①事故の起きた場所②死傷者の数・負傷の程度③損壊した物・損壊の程度④その他の措置状況である。
- 事故を起こし逃走する行為を目撃した場合、負傷者を救護すると同時に逃走車両の番号、車種、色、その他の特徴を☎112に通報しなければならない。

■事故発生時の救急治療

- 交通事故による負傷者が発生した場合、事故現場を歩き来する通行人等の助力を得て最寄りの病院に運ぶように措置する。意識のない負傷者は気道がふさがらないように血や吐しゃ物を取り除く。呼吸が停止した場合、心臓マッサージまたは人工呼吸等を実施する。
- 骨折負傷者は間違えて措置すると危険になるので元の状態のまま、救急車を待ち骨折部位を触らないよう注意しなければならない。



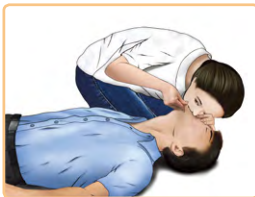
心臓停止を確認



人の助けや119を要請



胸骨圧迫30回施行



人工呼吸2回施行



胸骨圧迫と人工呼吸の繰り返し



回復姿勢

※資料：大韓心肺蘇生協会

2 刑事

■薬物濫用

•麻薬等の取り扱い・使用において法によって使用・取り扱いの許可を受けていない者は麻薬の原料となる植物を栽培したり麻薬あるいは抗精神病薬を所持・所有・使用・運搬・管理・輸出入・製造・調剤・投薬・授受・売買または売買の斡旋あるいはそれを提供する行為をした場合、法律により懲役刑に処せられる。

■性犯罪

•性犯罪には売春のように他人の性を売買する行為そして強姦を含む性的嫌がらせ、セクハラ行為、露出行為等、性に関して人間に与えられる身体的・言語的・精神的暴力を意味する性的暴力等がある。性犯罪はすべて法律により厳しく処罰される。

3 秩序

- 公共場所では携帯電話を切るかマナーモードに切り替える。特に映画館、コンサートホール等では携帯電話のライトは公演の妨げになるため必ず電源を切る。
- 自動車は指定場所に駐車しなければならない。違法駐車は通行の妨げになるのみならず過料が科せられる。
- 飲酒運転は絶対禁止である。乗用車を利用する場合、シートベルト着用が義務付けられている。
- 共同住宅では子供の走り回る音、ドアの開閉音、ペットの吠える声、深夜・早朝の洗濯機・掃除機・運動器具等を使用する音等により近所迷惑にならないように気を付けなければならない。



Q & A

Q 外国人夫婦ですが韓国で子供が生まれました。出生届の手続きについて教えてください。

病院で出生証明書の発行を受け本国の大使館に出生届出をします。大使館に出生届出をした後、子供のパスポートを申請し発行を受けます。パスポートの発行後、生後30日以内に出入国管理事務所に子供のビザと外国人登録証を申請します。

Q アメリカ国籍の夫が2週間前に死亡しました。死亡処理はどのようにしますか。韓国でもアメリカ式に葬儀を行うことができますか？

死亡時は、病院が発行した死亡届をもって本国の大使館に連絡します。大使館で葬儀可能な業者の情報や本国移送に関する情報の案内をうけることができます。

Q 知人から借金を申し込まれました。信用できる人ではありますが少し不安を感じます。どうすれば良いでしょうか？

他人にお金を貸す場合、借用証を作成して交わします。借用証には借金の金額、利子、返済の時期と方法について明確に記載し、貸す人と借りる人の両方の個人情報を記載・署名することが望ましいです。



11 DIRECTORY

- ① 病院
- ② 保健所
- ③ 図書館
- ④ 銀行
- ⑤ 韓国にある外国の文化院
- ⑥ 地下鉄路線図
- ⑦ 外国人住民支援機関
- ⑧ 各国駐韓大使館
- ⑨ 区庁情報
- ⑩ 暮らしに役立つ連絡先
- ⑪ 緊急連絡先

① 病院

病院名	住所	ホームページ	電話番号
カトリック大学 ヨイド聖母病院	ヨンドウンポ(永登浦) 区 63口10	https://www.cmcsungmo.or.kr/hospitalguide.foreigner.sp [韓国語・英語]	02-3779-2212
ソウル大学病院	チョンノ(鐘路)区 テハ ク口101	www.snuh.org/global/en/main.do [英語]	02-2072-0505、2890(救急) 02-2072-2473~7 010-8831-2890
ヨンセ大シンチョン セブランド病院	ソデムン(西大門)区 ヨンセ口50-1	http://sev.iseverance.com [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]	02-2228-5800、5810
ヨンセ大カンナム セブランド病院	カンナム(江南)区 オ ンジュ口211	https://gs.severance.healthcare/gs/index.do [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]	02-2019-3600、3690
ソウルアサン病院	ソンバ(松坡)区オリン ピック口43ギル88	www.amc.seoul.kr [韓国語・英語・中国語・日本語・ロシア語]	1688-7575
サムスンソウル病 院	カンナム(江南)区 イ ルウォン口 81	www.samsunghospital.com [韓国語・英語・中国語・ロシア語]	1599-3114
ハニャン大学病院	ソンドン(城東)区 ワ ンシムニ口 222-1	https://seoul.hyumc.com/seoul/international.do [韓国語・英語・中国語・ロシア語]	02-2290-9553 02-2290-8114
スンチョンヒャン 大学ソウル病院	ヨンサン(龍山)区 テ サガン口 59	https://www.schmc.ac.kr/seoul/index.do [韓国語・英語]	02-709-9000
キョンヒ大学病院	トンデムン(東大門) 区 キョンヒデロ 28	www.khmc.or.kr/eng [韓国語・英語・中国語・ロシア語]	02-958-9644/9477
カトリック大学校 ソウル聖母病院	ソチヨ(瑞草)区バン ボデ口 222	https://www.cmcseoul.or.kr/en.common.main.main.sp [韓国語・英語・中国語・日本語]	02-2258-5745
中央大学病院	トンジャク(銅雀)区 フソク口 102	http://ch.cauhs.or.kr [韓国語・中国語・英語・ロシア語、モンゴル語]	1800-1114
コングク(建国) 大学病院	クァンジン(広 津)区 ヌンドン口 120-1	www.kuh.ac.kr/english [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語・モンゴル語]	02-2030-7114、7116

② 保健所

地域	住所	ホームページ	電話番号
カンナム(江南)区	カンナム(江南)区ソルン口 668	http://health.gangnam.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語・ロシア語]	02-3423-7200、7199
カンドン(江東)区	カンドン(江東)区ソンネ口 45	www.gangdong.go.kr/health [韓国語・英語]	02-3425-8500、5000
カンソ(江西)区	カンソ(江西)区コンハンデロ 561	www.gangseo.seoul.kr/site/health/index.jsp [韓国語・中国語・英語]	02-2600-5800
カンブク(江北)区	カンブク(江北)区ハンチョン口 897	http://ehealth.gangbuk.go.kr [韓国語]	02-901-7600
クァンジン(広津)区	クァンジン(広津)区チャヤン口 117	www.gwangjin.go.kr/health/index.jsp [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-450-1114
クァナク(冠岳)区	クァナク(冠岳)区クァナク口 145	www.gwanak.go.kr/site/health/main.do [韓国語・英語]	02-879-7010 02-879-7117、7642
クロ(九老)区	クロ(九老)区クロチュンアン口 28ギル66	www.guro.go.kr/health/NR_index.do [韓国語]	02-860-2600
クムチョン(衿川)区	クムチョン(衿川)区シフンデロ73ギル70	http://bogunso.geumcheon.go.kr [韓国語]	02-2627-2114 02-2627-2300、2330
ノウォン(蘆原)区	ノウォン(蘆原)区ノハ口 437	www.nowon.kr/health [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-2116-3115
トボン(道峰)区	トボン(道峰)区パンハク口 3ギル117	http://health.dobong.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-2091-4600
トンデムン(東大門)区	トンデムン(東大門)区 チョンホデロ 145	http://health.ddm.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-2127-5365
トンジャク(銅雀)区	トンジャク(銅雀)区チャンスンベギロ 10ギル42	www.dongjak.go.kr/healthcare/main/main.do [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-820-1423
マポ(麻浦)区	マポ(麻浦)区ワールドカップ口212	http://health.mapo.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-3153-8114

地域	住所	ホームページ	電話番号
ソチョ(瑞草)区	ソチョ(瑞草)区ナムブ スンファン口2584	www.seocho.go.kr/site/sh/ main.do [韓国語]	02-2155-8114
ソデムン(西大門)区	ソウル市ソデムン(西 大門)区ヨンヒロ248	http://www.sdm.go.kr/health/ [韓国語]	02-330-1801~2
ソンドン(城東)区	ソンドン(城東)区マ ジャン口23ギル10	http://bogunso.sd.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語 ・ベトナム語]	02-2286-7000
ソンプク(城北)区	ソンプク(城北)区フ アラン口 63	https://www.sb.go.kr/ bogunso/ mainPage.do [韓国語・英語]	02-2241-1749
ソンパ(松坡)区	ソンパ(松坡)区オリ ンピック口 326	https://www.songpa.go.kr/ ehealth/ [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-2147-2356
ヨンドウンポ (永登浦)区	ヨンドウンポ(永登 浦)区 タンサン口123	www.ydp.go.kr/health/main. do [韓国語・中国語・英語・日本語]	02-2670-3114、3000
ヤンチョン(陽川)区	ヤンチョン(陽川)区 モクトンソ口 339	www.yangcheon.go.kr/health/ health/ main.do [韓国語・中国語・英語]	02-2620-3114
ヨンサン(龍山)区	ヨンサン(龍山)区ノ クサピョンデロ150	http://health.yongsan.go.kr [韓国語]	02-2199-8012~3、 02-2199-6300
ウンピョン(恩平)区	ウンピョン(恩平)区ウ ンピョン口 195	http://health.ep.go.kr [韓国語・英語]	02-351-8114
チョンノ(鐘路)区	チョンノ(鐘路)区チャ ハムン口19ギル36	https://www.jongno.go.kr/ healthMain.do [韓国語]	02-2148-3520
チュン(中)区	チュン(中)区タサン 口39ギル16	www.junggu.seoul.kr/health [韓国語・中国語・英語・日本語 ・ロシア語]	02-3396-6317
チュンナン(中浪)区	チュンナン(中浪)区 ボンファサン口 179	http://health.jungnang.go.kr [韓国語・中国語・英語・日本語 ・ベトナム語]	02-2094-0115

3 図書館

図書館名	住所	ホームページ	電話番号
ソウル図書館	チュン(中)区セジョンデ ロ 110	http://lib.seoul.go.kr	02-2133-0300~1
国立中央図書館	ソチョ(瑞草)区バンポデ ロ 201	www.nl.go.kr [韓国語・英語]	02-535-4142
国会図書館	ヨンドウンポ(永登浦)区 ウィサダンデロ 1	www.nanet.go.kr [韓国語・英語]	02-788-4211
ナムサン図書館	ヨンサン(龍山)区ソウォ ルロ 109	http://nslib.sen.go.kr [韓国語]	02-754-6545
カンソ図書館	カンソ(江西)区トゥンチ ョンロ51 ナギル29	http://gslib.sen.go.kr/gslib_index.jsp [韓国語]	02-3219-7000
ヤンチョン図書館	ヤンチョン(陽川)区モク トンソロ 113	http://yclib.sen.go.kr [韓国語]	02-2062-3900
コチョク(高尺)図書館	クロ(九老)区コチョクロ 45ギル31	http://gclib.sen.go.kr [韓国語]	02-2615-0524~0528
マポ 生涯学習館	マポ(麻浦)区ホンイクロ 2ギル16	http://mplc.sen.go.kr [韓国語]	02-2137-0000
ヨンドウンポ 生涯学習館	ヨンドウンポ(永登浦)区 ポドナムロ15ギル10	http://ydplic.sen.go.kr [韓国語]	02-6712-7500~7571
トンジャク(銅雀) 図書館	トンジャク(銅雀)区チャ ンスンベギロ 94	http://djlib.sen.go.kr [韓国語]	02-823-6419
ソデムン図書館	ソデムン(西大門)区モレ ネロ 412	http://sdmlib.sen.go.kr [韓国語]	02-6948-2115
ヨンサン図書館	ヨンサン(龍山)区トゥト ッパウィロ 160	http://yslib.sen.go.kr [韓国語]	02-6902-7777
チョンノ図書館	チョンノ(鐘路)区サジク ロ9ギル15-14	http://jnlib.sen.go.kr [韓国語]	02-721-0711
子供図書館	チョンノ(鐘路)区サジク ロ9ギル7	http://childlib.sen.go.kr [韓国語]	02-731-2300

※図書館に関する詳しくはソウル図書館ホームページ(<http://lib.seoul.go.kr/slibsrch/main>)で確認することができる。

4 銀行

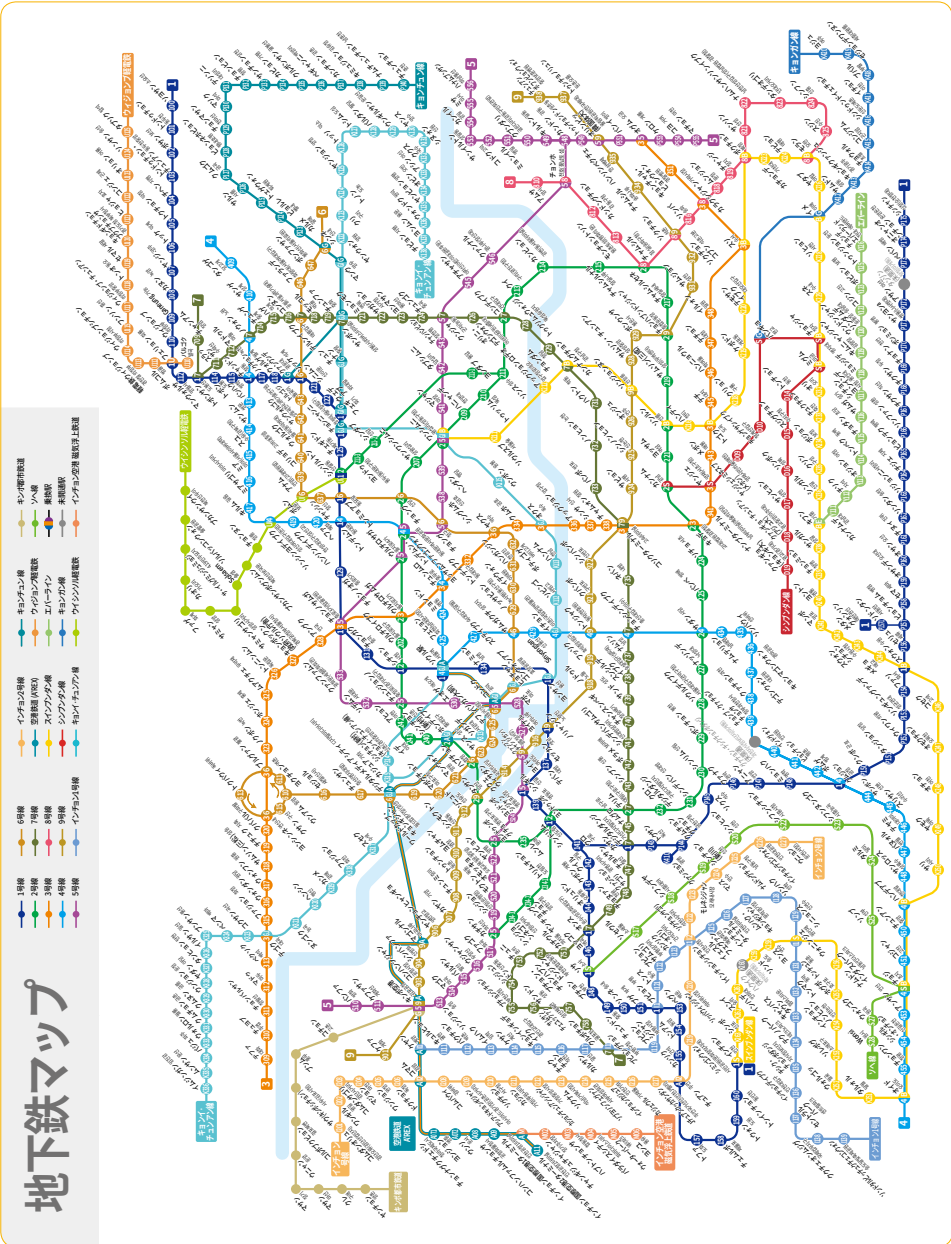
銀行名	ホームページ	電話番号
韓国銀行	www.bok.or.kr [韓国語・英語]	02-759-4114
KB国民銀行	www.kbstar.com [韓国語・英語・日本語・中国語]	1588-9999 1599-4477(外国人専用)
シンハン(新韓)銀行	www.shinhan.com [韓国語・英語・日本語・中国語]	1599-8000
ウリイ銀行	www.wooribank.com [韓国語・英語・日本語・中国語・ベトナム語・モンゴル語・フィリピン語]	1599-5000、1588-5000 1599-2288(外国人専用)
KEBハナ銀行	www.kebhana.com [韓国語・英語・日本語・中国語・ベトナム語]	1599-1111、588-1111
IBK企業銀行	www.ibk.co.kr [韓国語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア]	1566-2566、1588-2588
NH農協	www.nonghyup.com [韓国語・英語]	02-2080-5114
シティ銀行	www.citibank.co.kr [韓国語・英語]	1588-7000
HSBC	www.hsbc.co.kr [韓国語・英語]	1588-1770

5 韓国にある外国の文化院

機関名	住所	ホームページ	電話番号
ニュージーランド教育文化院	カンナム(江南)区 ヨクサム口7ギル21	www.nzc.co.kr	02-3454-0059
ロシア文化院	チョンノ(鐘路)区 インサドン4ギル18	www.russiacenter.or.kr	02-6262-8222
モンゴル・ウランバートル文化振興院	クァンジン(広津)区 クァンジャン口1	www.mongolcenter.org	02-446-4199
サウジアラビア文化院	ヨンサン(龍山)区 テサグァン口11ギル37	http://kr.saudiculture.kr	02-744-6471
ソウルドイツ文化院	ヨンサン(龍山)区 ソウォル口 132	www.goethe.de/ins/kr	02-2021-2800
ソウルフランス文化院	チュン(中)区チルペ口42 10	www.institutfrancais-seoul.com	02-317-8500
アゼルバイジャン文化院	ソチョ(瑞草)区 カンナムデ口305	-	02-598-9010
イスラエル文化院	ソチョ(瑞草)区ソチョデ口74ギル23	www.ilculture.or.kr	02-525-7301
イスタンブール文化院	カンナム(江南)区 テヘラン口26ギル12	www.turkey.or.kr	02-3452-8182
イタリア文化院	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデ口 98	www.iicseoul.esteri.it	02-796-0634
日本文化院	チョンノ(鐘路)区 ヨルゴク口 64	www.kr.emb-japan.go.jp	02-765-3011
中国文化院	チョンノ(鐘路)区 サジク口 8ギル23-1	www.cccseoul.org	02-733-8307
イギリス文化院	チュン(中)区 ソソムン口11ギル19	www.britishcouncil.kr	02-3702-0600

6 地下鉄路線図

地下鉄マップ



① 外国人住民支援機関

■グローバルセンター

センター名	住所	ホームページ	電話番号
ソウルグローバルセンター	チョンノ(鐘路)区 チョンノ 38	http://global.seoul.go.kr	02-2075-4180
西南圏グローバルセンター	ヨンドウンポ(永登浦)区 トシノ口40	http://www.swsgc.co.kr	02-2229-4900 02-2670-3800~6
ヨンナム グローバルビレッジセンター	マボ(麻浦)区 トンギョ口 219 スソニビル 3F	http://global.seoul.go.kr	02-6406-8151~3
カンナム グローバルビレッジセンター	カンナム(江南)区 ヨクサム口7 ギル16 ヨクサム1文化センター	http://global.seoul.go.kr	02-3423-7960~2
ソレ グローバルビレッジセンター	ソチョ(瑞草)区 ソレ口 28 チョンビル 3F	http://global.seoul.go.kr	02-2155-8949
イテウォングローバルビレッジセンター	ヨンサン(龍山)区 イテウォン口 211 ハンナムビル 504号	http://global.seoul.go.kr	02-2199-8883~5
イチョングローバルビレッジセンター	ヨンサン(龍山)区 イチョン口 224ハンガンショッピングセン ター304号	http://global.seoul.go.kr	02-796-2018
ソンプク グローバルビレッジセンター	ソンプク(城北)区 ソンプク口 134	http://global.seoul.go.kr	02-2241-6381~4
クムチョングローバルビレッジセンター	クムチョン(衿川)区 カサン口 116	http://global.seoul.go.kr	02-2627-2884 (2881~7)

■インベストソウルセンター

センター名	住所	ホームページ	電話番号
インベストソウルセンター(鐘路)	チョンノ(鐘路)区 チョンノ38 6F	https://investseoul.center	02-6361-4120

■外国人労働者センター

センター名	住所	ホームページ	電話番号
ソンドン外国人労働者センター	ソンドン(城東)区 ムハク口6ギル47-1	www.smwc.or.kr	02-2282-7974
クムチョン外国人労働者センター	クムチョン(衿川)区 カサン口 129	www.gmwc.or.kr	02-868-5208
ソンプク外国人労働者センター	ソンプク(城北)区 オベサン口16ギル23	www.sbmwc.or.kr	02-911-2884
ヤンチョン外国人労働者センター	ヤンチョン(陽川)区 モクトンドン口12ギル59	www.shinmok.or.kr	02-2643-0808
ウンピョン外国人労働者センター	ウンピョン(恩平)区 ウンピョン口21街道14-26	www.facebook.com/ EP.EMWC	02-388-6343
カンドン外国人労働者センター	カンドン(江東)区 ソンアン口13ギル56	www.gdcenter.co.kr	02-478-0126

■多文化家族支援センター

地域	住所	住所電話番号
カンナム(江南)区	カンナム(江南)区 ケポロ 617-8	02-3414-3346
カンドン(江東)区	カンドン(江東)区 ヤンジエデロ138ギル41	02-471-0812
カンソ(江西)区	カンソ(江西)区 カンソロ5ギル50 コムダルレ文化福祉センター 4階	02-2606-2037
カンブク(江北)区	カンブク(江北)区 ハンチョンロ129ギル6(樊洞) 2階	02-987-2567
クァンジン(広津)区	クァンジン(広津)区 アチャサンロ24ギル17.5階	02-458-0666
クァナク(冠岳)区	クァナク(冠岳)区 シンリムロ3ギル35 キム・サムジュン多文化複合施設 3階	02-883-9383
クロ(九老)区	クロ(九老)区 ウマ2ギル35	02-869-0317
クムチョン(衿川)区	クムチョン(衿川)区 クムハロ11ギル40.1階 クムチョン(衿川)区多文化家族支援センター	02-803-7747
ノウォン(蘆原)区	ノウォン(蘆原)区 トンイルロ173ガギル94	02-979-3502
トボン(道峰)区	トボン(道峰)区 トボンロ 552 トボン区民会館 2階	02-995-6800
トンデムン(東大門)区	トンデムン(東大門)区 チョングェチョンロ 521 タサランヘンボクセンター 7階	02-957-1073
トンジャク(銅雀)区	トンジャク(銅雀)区 トンジャクデロ29ギル63-26 3階 02	02-599-3260
マポ(麻浦)区	マポ(麻浦)区 ヤンファロ 19 ホルト児童福祉回 B2	02-3142-5482
ソデムン(西大門)区	ソデムン(西大門)区 チュンガロ 244	02-375-7530
ソチョ(瑞草)区	1センター：ソチョ(瑞草)区カンナムデロ201瑞草文化芸術会館 2階 2センター：ソチョ(瑞草)区サピョンデロ205セントラルシティーファミ エステーション2階FP202号	02-576-2852 02-576-2853
ソンドン(城東)区	ソンドン(城東)区 ムハクロ6ギル9	02-3395-9445
ソンプク(城北)区	ソンプク(城北)区 アナムロ 145 コリョ大学校・リュケイオン102号	02-3290-1660
ソンバ(松坡)区	ソンバ(松坡)区 マチョンロ41ギル12	02-403-3844
ヨンドウンポ(永登浦)区	ヨンドウンポ(永登浦)区 ヨンドウンポロ84ギル24-5.4階 ヨンドウンポ (永登浦)区多文化家族支援センター	02-846-5432
ヤンチョン(陽川)区	ヤンチョン(陽川)区 ナムブスンファンロ88ギル5-7 地下層	02-2699-6900
ヨンサン(龍山)区	ヨンサン(龍山)区 イテウォンロ 224-19 複合文化センター 3階	02-797-9184
ウンピョン(恩平)区	ウンピョン(恩平)区 ウンピョンロ 21ガギル 15-17	02-376-3731
チョンノ(鐘路)区	チョンノ(鐘路)区 チャンシングル124東部女性文化センター 2階	02-764-3521
チュン(中)区	チュン(中)区 テゲロ 460.10階	02-2254-3670
チュンナン(中浪)区	チュンナン(中浪)区 ヨンマサンロ 369	02-435-4149

③ 各国駐韓大使館

■アジア

国	住所	ホームページ	勤務時間
ネパール	ソンプク(城北)区 ソンジャム口2ギル19	https://kr.nepalembassy.gov.np/ko/	月～金 09:30~17:30
マレーシア	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 129	電話番号 02-2077-8600	月～金 09:00~17:00
モンゴル	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 95	http://www.seoul.embassy.mn/	月～金 09:30~17:00
バングラデシュ	ヨンサン(龍山)区 ジャンムン口6ギル17	電話番号 02-796-4056	月～金 09:30~16:30
スリランカ	チュン(中)区 トンホロ10ギル39	www.slembassykorea.com	月～金 09:00~17:00 土 14:00~17:00
シンガポール	チュン(中)区 セジョンデロ 136	https://www.mfa.gov.sg/overseas-mission/Seoul	月～金 10:00~16:00
インド	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 101	www.indembassy.or.kr	月～金 09:00~17:30
インドネシア	ヨンドウンポ(永登浦)区 ヨイデバン口380	http://kbriseoul.kr/	月～金 09:00~17:00
日本	チョンノ(鐘路)区 ユルゴク口 6	www.kr.emb-japan.go.jp	月～金 09:30~16:00
中国	チュン(中)区 ミョンドン2ギル27	http://kr.china-embassy.org/kor/	月～金 09:00~17:30
カザフスタン	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 53	-	月～金 09:00~12:00 (水曜日は除く)
タイ	ヨンサン(龍山)区 テサグァン口 42	www.thaiembassy.org/seoul/ko	月～金 09:00~15:00
パキスタン	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口51	http://pkembassy.or.kr	月～金 09:00~17:00
ベトナム	チョンノ(鐘路)区 ブクチョン口123	https://vietnamembassy-seoul.org/ 電話番号 02-734-7948	月～木 09:00~17:00
フィリピン	ヨンサン(龍山)区 フェナム口 80	www.philembassy-seoul.com	月～木 09:00~15:00 日 09:00~15:00
ブルネイ	チョンノ(鐘路)区 チャハムン口 133	電話番号02-790-1078	月～金 09:00~17:00
カンボジア	チュン(中)区 セジョンデロ55	https://www.evisa.gov.kh/ 電話番号 02-3785-1041	月～金 09:00~17:00
ラオス	ヨンサン(龍山)区 テサグァン口11ギル30-4	http://laoembseoul.blogspot.com 電話番号 02-796-1713/4	月～金 08:30~17:00
ミャンマー	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ28ギル12	電話番号 02-790-3814	月～金 09:00~17:00
ウズベキスタン	ヨンサン(龍山)区 テサグァン口11ギル27	www.uzbekistan.or.kr	月 14:00~16:00 火、水 10:00~16:00 木、金 10:00~13:00

国	住所	ホームページ	勤務時間
アフガニスタン	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 90	電話番号 02-793-3535	月～金 09:30～16:00
東ティモール	マポ区マポデロ109	電話番号 02-797-6151	月～金 09:00～15:00
マーシャル諸島	チョンノ区サンボン口81	電話番号 02-6951-3181	月～金 10:30～15:00
キルギススタン	ヨンサン区ソビンゴロ91ラギル16-10	電話番号 02-379-0951/2	月～金 09:00～17:00
タジキスタン	ヨンサン区国連ビレッジギル219	電話番号 02-792-2535	月～金 09:00～18:00
トルクメニスタン	ヨンサン区チャンムン口62	電話番号 02-796-9975	月～金 09:00～18:00

■ヨーロッパ

国	住所	ホームページ	勤務時間
オランダ	チュン(中区) チョンドンギル21-15	www.netherlandsandyou.nl	月～金 09:00～17:30
ノルウェー	チュン(中区) チョンドンギル21-15	www.norway.no/en/south-korea	月～金 09:00～16:30
デンマーク	チュン(中区) ハンガン口 416	http://sydkorea.um.dk/ko	月～金 09:00～15:30
ドイツ	チュン(中区) ハンガン口 416	www.seoul.diplo.de/Vertretung/seoul/ko/Startseite.html	月～金 09:00～11:30
ロシア	チュン(中区) ソソムン口11ギル43	http://korea-seoul.mid.ru/	月、水、金 09:30～17:30
ベルギー	ヨンサン(龍山)区 イテウオン口 45ギル23	https://diplomatie.belgium.be/en/south_korea	月～金 09:00～17:00
ベラルーシ	ヨンサン(龍山)区 イテウオン口 45ギル 51	www.belarus.or.kr	月～金 09:30～12:00
セルビア	チュン(中区) セジョンデロ55	www.seoul.mfa.gov.rs	月～金 09:00～17:00
スウェーデン	チュン(中区) ソウォル口 10	www.swedenabroad.com	月～金 09:00～17:00
スイス	チョンノ(鐘路)区ソウォルギル 77	www.eda.admin.ch/seoul	月～金 09:00～12:00
スペイン	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ 36ギル17	www.exteriores.gob.es/Embajadas/SEUL/ko/Paginas/inicio.aspx	月～金 09:00～16:30
スロバキア	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ 10ギル28	電話番号 02-794-3981	月～金 09:00～17:00

国	住所	ホームページ	勤務時間
アイランド	チョンノ(鐘路)区 チョンノ1ギル42	www.dfa.ie/irish-embassy/republic-of-korea	月～金 09:00～17:00
アゼルバイジャン	ヨンサン(龍山)区 イテウオン口45ギル63	http://seoul.mfa.gov.az	-
イギリス	チュン(中区)セジョンデロ19ギル24	www.gov.uk/government/world/south-korea.co	月～金 09:00～16:00
オーストリア	チョンノ(鐘路)区 チョンノ1	www.bmeia.gv.at/kr/botschaft/seoul.html	月～金 09:00～17:30
イタリア	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ 98	www.ambseoul.esteri.it	月～金 09:00～15:00
チェコ共和国	チョンノ(鐘路)区 チョンノ1ギル50	www.mzv.cz/seoul	月～金 09:00～17:00
ポルトガル	チョンノ(鐘路)区 チャンドグン1ギル13	電話番号 02-3675-2251	月～金 09:00～17:00
ポーランド	チョンノ(鐘路)区 サムチョン口 20-1	www.seul.msz.gov.pl	火～金 09:00～17:00
フランス	チュン(中区)チルペロ42	www.ambafrance-kr.org	月～金 09:30～12:00
フィンランド	チョンノ(鐘路)区 チョンノ1	www.finland.or.kr	月～金 09:00～17:00
ハンガリー	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 58	http://szoul.mfa.gov.hu/kor	月～金 09:00～11:00
ブルガリア	ブルガリアヨンサン(龍山)区 チャンムン口 58	電話番号 02-794-8625	月～金 09:00～17:00
ギリシャ	チュン(中区)チョングチョン口 86	電話番号 02-729-1400	月～金 09:00～16:00
バチカン市国	チョンノ(鐘路)区 チャハムン口26ギル19	電話番号 02-736-5725	月～金 09:00～13:00
ルーマニア	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 50	http://coreea-romania.com/roembass.htm	月～金 09:00～17:00
ウクライナ	ヨンサン(龍山)区 イテウオン口45ギル21	http://korea.mfa.gov.ua/ua	月～金 09:00～18:00
トルコ	チュン(中区)トンホロ20ナギル 40	http://seul.be.mfa.gov.tr	月～金 09:00～18:00
ラトビア	ヨンサン区ハンナムデロ36ギル29	電話番号 02-2022-3800	月～金 09:00～17:00
リトアニア	チュン区ウルチロ30	電話番号 0507-1360-3502	月～金 09:00～18:00
エストニア	チュン区ハンガンデロ416	電話番号 010-6639-1150	-
ジョージア	ヨンサン区イテウオン口27ギル30	電話番号 02-792-7118	月～金 09:00～17:00
クオアチア	チュン区トエゲロ97	電話番号 02-310-9660	月～金 09:00～17:00

■北アメリカ

国	住所	ホームページ	勤務時間
アメリカ	チョンノ(鐘路)区 セジョンデロ188	https://kr.usembassy.gov/ko	月～金 09:00～11:15
カナダ	チュン(中)区 チョンドンギル21	www.korea.gc.ca	月～金 08:30～17:00

■南アメリカ

国	住所	ホームページ	勤務時間
ドミニカ共和国	チュン(中)区 セジョンデロ 73	www.embadom.or.kr	月～金 09:00～16:30
メキシコ	チョンノ(鐘路)区 コルゴクロ 6	https://embamex.sre.gob.mx/corea	月～金 09:00～17:00
ベネズエラ	チョンノ(鐘路)区セジョンデロ149	www.venezuelaemb.or.kr	月～金 09:30～17:00
ブラジル	チョンノ(鐘路)区 チョンワデロ 73	http://seul.itamaraty.gov.br	月～金 09:00～13:00
ウルグアイ	チュン(中)区 テゲロ 97	www.mrree.gub.uy	月～金 10:00～15:30
チリ	チュン(中)区 テゲロ 97	http://chile.gob.cl/corea-del-sur	月～金 09:00～16:00
コスタリカ共和国	チュン(中)区 テゲロ 97	電話番号 02-707-9249	月～金 09:00～17:00
パラグアイ	チュン(中)区 セジョンデロ 55	www.embaparcorea.org/korea	月～金 10:00～17:00
アルゼンチン	ヨンサン(龍山)区 ノクサピョンデロ 206	電話番号 02-797-0636	月～金 09:00～11:30
コロンビア	チョンノ(鐘路)区 チョンノ 1	電話番号 02-720-1369	月～金 09:00～16:00
エクアドル共和国	チョンノ(鐘路)区 チョンノ 47	http://cancilleria.com/coreadelsur	月～金 09:30～17:30
エルサルバドル共和国	チュン(中)区 セジョンデロ 55	電話番号 02-753-3432	-
グアテマラ	チュン(中)区 セジョンデロ 55	電話番号 02-771-7582	月～金 09:00～15:30
ホンジュラス	チョンノ(鐘路)区 チョンゲチョンロ 11	電話番号 02-738-8402	月～金 09:00～16:00
パナマ	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ27ギル 14	電話番号 02-734-8610	月～金 09:00～17:00
ペルー	チュン(中)区 セジョンデロ55	電話番号 02-757-1735	月～金 09:00～17:00
ボリビア	チュン(中)区 セジョンデロ55	電話番号 02-318-1767	月～金 09:00～17:00
ニカラグア	チュン(中)区 ソウォルロ10	電話番号 02-6272-1670	月～金 09:00～17:00

■アフリカ

国	住所	ホームページ	勤務時間
ガーナ共和国	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口120	www.ghanaembassy.or.kr	月～金 09:00~16:30
ガボン共和国	ヨンサン(龍山)区 イテウォン口239	電話番号 02-793-9575	月～金 09:00~15:00
ナイジェリア	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口6ギル 13	www.nigerianembassy.or.kr	月～金 09:30~17:30
南アフリカ共和国	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口104	http://www.southafrica-embassy.or.kr	月～木 08:00~16:45 金 08:00~15:30
ルワンダ	ヨンサン(龍山)区 ハンナムデロ20ギル13	http://rwanda-embassy.or.kr	月～金 09:00~17:00
ジンバブエ	ソンパ(松坡)区 サムジョン口8ギル 12	www.zimbabwe.or.kr/rb	-
ケニア	ヨンサン(龍山)区 フェナム口44ギル 38	www.kenya-embassy.or.kr	月～金 09:00~17:00
コートジボワール	チュン(中)区 セジョンデロ 55	www.cotedivoirembassy.or.kr/xe	月～金 09:30~16:30
コンゴ共和国	ヨンドウンポ(永登浦)区 63口 32	電話番号 02-722-7958	月～金 10:00~16:00
スーダン	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口6ギル 12	www.sudanseoul.net	月～金 09:00~16:30
セネガル	チュン区 トエゲロ97	電話番号 02-745-5554	月～金 09:00~17:00
シエラレオン	ヨンサン区 イテウォン口54ギル63-3	電話番号 02-792-8911/2	月～金 09:00~17:00
アンゴラ	ソンブク区 ソンジャム口5ギル14	電話番号 02-792-8463	月～金 09:00~17:00
エチオピア	ソンブク区 ソンジャム口5ギル61	電話番号 02-790-9766	月～金 09:30~16:00
ザンビア	ヨンサン区 イテウォン口27ギル56	電話番号 02-793-1961	月～金 09:00~17:00
タンザニア	ヨンサン区 ソビンゴロ51ギル52	電話番号 02-793-7007	月～金 09:00~17:00

■オセアニア

国	住所	ホームページ	勤務時間
ニュージーランド	チュン(中)区 チョンドンギル21-15	www.nzembassy.com	月～金 09:00~17:30
パプアニューギニア	チョンノ(鐘路)区 サンボン口81	www.papuanewguineaembassy.kr	月～金 09:00~17:00
オーストラリア	チョンノ(鐘路)区 チョンノ 1	http://southkorea.embassy.gov.au	月～金 09:00~17:00

■中東

国	住所	ホームページ	勤務時間
レバノン	ヨンサン(龍山)区 フェナム口 41ギル 5	http://www.seoul.mfa.gov.lb	月～金 09:00~15:00
イランイスラム共和国	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 45	irn.mofa.go.kr 電話番号 02-793-7751	月～金 09:00~17:00
イスラエル	チョンノ(鐘路)区 チョンゲチョン口 11	http://embassies.gov.il	月～木 09:00~17:00 金 09:00~15:00
クウェート	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 34	電話番号 02-749-3688	月～金 09:00~16:00
オマーン	チョンノ(鐘路)区 セムンアン口3ギル 9	電話番号 02-790-2431	月～金 09:00~16:00
カタール	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 48	電話番号 02-798-2444	月～金 09:30~16:00
サウジアラビア	ヨンサン(龍山)区 ノクサビョンデロ 26ギル 37	http://embassies.mofa.gov.sa/sites/SouthKorea/AR/Pages/default.aspx	月～金 09:00~17:00
アラブ首長国連邦	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口 118	http://uae-embassy.ae/Embassies/kr	月～金 09:00~15:30
アルジェリア	ヨンサン(龍山)区 フェナム口 81	www.algerianemb.or.kr	月～金 09:00~17:00
エジプト	ヨンサン(龍山)区 トクソダン口114	電話番号 02-749-0787	月～金 09:00~15:00
モロッコ	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 32	電話番号 02-793-6249	月～金 09:30~16:30
リビア	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口 51	電話番号 02-797-6001	月～金 09:30~15:00
チュニジア	ヨンサン(龍山)区 チャンムン口6ギル 8	電話番号 02-790-4334	月～金 09:00~17:00
ヨルダン	チョンノ区ユルゴク口6	電話番号 02-318-2897/8	月～金 10:00~17:00
イラク	ヨンサン区チャンムン口55	電話番号 02-790-4202~4	月～金 09:00~15:00

9 区庁情報

区域	住所	ホームページ	電話番号 (夜間・日曜祝日の当直室)
チョンノ(鐘路)区	チョンノ(鐘路)区チョンノ1ギル 36	www.jongno.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2148-1114 (02-2148-1111)
チュン(中)区	チュン(中)区 チャンギョングン 口 17	www.junggu.seoul.kr [韓国語・英語・日本語・中国語・ ロシア語]	02-3396-4114
ヨンサン(龍山)区	ヨンサン(龍山)区 ノクサピョ ンデロ 150	http://yongsan.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語・ フランス語・スペイン語・ドイツ語 ・ベトナム語]	02-2199-6114 (02-2199-6300)
ソンドン(城東)区	ソンドン(城東)区 コサンジャロ 270	www.sd.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2286-5114 (02-2286-5200)
クワンジン(広津)区	クワンジン(広津)区 チャヤンロ 117	www.gwangjin.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-450-1114 (02-450-1300)
トンデムン(東大門)区	トンデムン(東大門)区 チョンホ デロ 145	www.ddm.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2127-5000 (02-2127-4000)
チュンナン(中浪)区	チュンナン(中浪)区 ポンファサ ンロ 179	www.jungnang.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2094-0114 (02-2094-2094、1112-4)
ソンプク(城北)区	ソンプク(城北)区 ポムンロ 168	www.seongbuk.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2241-3114
カンブク(江北)区	カンブク(江北)区 トボンロ89ギ ル 13	www.gangbuk.seoul.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-901-6114 (02-901-6111~3)
トボン(道峰)区	トボン(道峰)区 マドゥルロ 656	www.dobong.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語・ ベトナム]	02-2091-2120、2091
ノウォン(蘆原)区	ノウォン(蘆原)区 ノヘロ437	www.nowon.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2116-3114 (02-2116-3000、3301)
ウンピョン(恩平)区	ウンピョン(恩平)区 ウンピョ ンロ 196	www.ep.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-351-6114 (02-351-6041~5)
ソデムン(西大門)区	ソデムン(西大門)区 ヨンヒロ 248	www.sdm.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-330-1114 (02-330-1599、1300)
マポ(麻浦)区	マポ(麻浦)区 ワールドカップロ 212	www.mapo.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-3153-8115 (02-3153-8100)
ヤンチョン(陽川)区	ヤンチョン(陽川)区 モクトン ドノ 105	www.yangcheon.go.kr [韓国語・英語・中国語]	02-2620-3114 (02-2620-3000)

区域	住所	ホームページ	電話番号 (夜間・日曜祝日の当直室)
カンソ(江西)区	カンソ(江西)区 ファゴク302	www.gangseo.seoul.kr [韓国語・英語]	02-2600-6114 (02-2600-6330)
クロ(九老)区	クロ(九老)区 カマサン口245	www.guro.go.kr [韓国語・英語・中国語]	02-860-2114、2127~9 (02-860-2330)
クムチョン(衿川)区	クムチョン(衿川)区 シフンデロ73 ギル 70	www.geumcheon.go.kr [韓国語・英語・日本語]	02-2627-2114 (02-2627-2300、2330)
ヨンドウンポ(永登浦)区	ヨンドウンポ(永登浦)区 タンサン 口 123	www.ydp.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2670-3114 (02-2670-3000)
トンジャク(銅雀)区	トンジャク(銅雀)区 チャンスンベ ギロ 161	www.dongjak.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-820-1114 (02-820-1119)
クァナク(冠岳)区	クァナク(冠岳)区 クァナク口 145	www.gwanak.go.kr [韓国語・英語]	02-879-5000 (02-879-6000、7000)
ソチョ(瑞草)区	ソチョ(瑞草)区 ナムブスンファン 口 2584	www.seocho.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語・ フランス語]	02-2155-6114 (02-2155-6100~3)
カンナム(江南)区	カンナム(江南)区 ハクドン426	www.gangnam.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語 ・ロシア語]	02-3423-5114 (02-3423-6000~3)
ソンパ(松坡)区	ソンパ(松坡)区 オリンピック口 326	http://www.songpa.go.kr [韓国語・英語・日本語・中国語]	02-2147-2000 (02-2147-2200~4)
カンドン(江東)区	カンドン(江東)区 ソンネ口25	www.gangdong.go.kr [韓国語・英語]	02-3425-7200 (02-3425-5000)

⑩暮らしに役立つ連絡先

機関	電話番号	機関	電話番号
ガス関連事故	1544-4500	交通情報のご案内	1333
電気関連故障	123	保健福祉コールセンター	129
水道関連故障	121	学校暴力根絶	117
電話番号のご案内	114	ヘルプコール・青少年電話	1388
天気予報のご案内	131	自殺予防センター	1577-0199

① 緊急連絡先

機関	電話番号	機関	電話番号
警察庁	112	119 安全通報センター	119
タサン(茶山)コールセンター	120	出入国総合案内センター	1345
韓国観光公社案内センター	1330	タヌリコールセンター	1577-1366
BBB 코리아	1588-5644	鉄道犯罪	1588-7722
サイバーテロ	118	女性緊急相談電話	1366





출판물명 | 외국인에게 꼭 필요한 서울생활안내 일본어판

초판 1쇄 발행일 | 2017년 12월

개정판 1쇄 발행일 | 2021년 12월

판명과 판수 | 개정판 1쇄

발행인 | 서울특별시장

편집인 | 서울글로벌센터

발행처 | 서울특별시

주소 | 서울특별시 중구 세종대로 110

제작부서 | 외국인다문화담당관-서울글로벌센터

전화 | 02-2075-4180

디자인·인쇄 | (주)티앤아이미디어

저작권 | copyright© 서울특별시

※본 저작물의 저작권 및 판권은 서울특별시에 있습니다.

판매가격 | 비매품

ISBN | 979-11-6161-134-1

출판일련번호 | 여성911-0012



ソウル生活のご案内



非売品・無料



9 791161 611341

ISBN 979-11-6161-134-1